

平成26年度実施施策に係る事前分析表（案）

平成26年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(環境省26-①)

別紙1

施策名	目標1-1 地球温暖化対策の計画的な推進による低炭素社会づくり							担当部局名	地球環境局 低炭素社会推進室 研究調査室 地球温暖化対策課	作成責任者名 (※記入は任意)	
施策の概要	地球温暖化対策の総合的かつ計画的な推進を図り、2050年までに温室効果ガス排出量80%削減を達成するとともに、社会経済構造の転換を促進しつつ、低炭素社会の構築を図る。また、気候変動予測、影響評価及び適応に関する知識の普及を通じ、地域及び国レベルにおいて、気候変動に柔軟に適応できる社会づくりを促進する。							政策体系上の位置付け	1. 地球温暖化対策の推進		
達成すべき目標	2050年までに温室効果ガス排出量80%削減を達成する。							目標設定の考え方・根拠	・地球温暖化対策の推進に関する法律(平成10年法律第117号) ・第四次環境基本計画(平成24年4月27日閣議決定)	政策評価実施予定時期	平成27年6月
測定指標	基準値	目標値	年度ごとの目標値 年度ごとの実績値								測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
	基準年度	目標年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度		
1 温室効果ガス排出量(CO2換算トン)	-	-	13億4,300万	-	-	-	-	-	-	地球温暖化対策の推進に関する法律(平成10年法律第117号)第1条において、「地球温暖化が地球全体の環境に深刻な影響を及ぼすものであり、気候系に対して危険な人為的干渉を及ぼすこととならない水準において大気中の温室効果ガスの濃度を安定化させ地球温暖化を防止することが人類共通の課題」とされ、第四次環境基本計画(平成24年4月27日閣議決定)において、「長期的な目標として2050年までに80%の温室効果ガスの排出削減を目指す」とされているため。	
測定指標	基準	目標	施策の進捗状況(目標) 施策の進捗状況(実績)								測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠
	基準年度	目標年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度		
測定指標	目標	目標年度	測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠								
2 気候変動影響評価、適応策の推進	政府全体の適応計画の策定	27年度	気候変動の影響評価、適応策を推進する。平成26年度は、引き続き気候変動が日本に与える影響に関する情報収集と整理を進め、平成27年2月頃を目途に意見具申として取りまとめていく。また、意見具申や、関係各省における適応策の検討を踏まえ、平成27年夏を目途に政府全体の適応計画を策定・実施するとともに、地方自治体の適応策実施を支援し、適応策の効果的な推進に努める。								
3 世界全体での低炭素社会構築推進	LCS-Rnet年次会合を通じた科学的知見の共有	-	低炭素社会研究に係る国際ネットワーク(LCS-RNet)をもとに実施する気候変動に強靱な低炭素社会構築専門家世界ネットワークを順次発信し、気候変動枠組条約へのインプットの準備を行う。また、アジアという世界で最も急速に成長している地域に焦点をあて、適応と緩和を統合した研究を実施する。								

達成手段 (開始年度)	予算額計(執行額)			当初予算額	関連する 指標	達成手段の概要等	平成26年 行政事業レビュー 事業番号
	23年度	24年度	25年度	26年度			
地球温暖化対策推進法施 (1)行推進経費等 (平成26年度)	27 (30)	13 (17)	16 (19)	19	1	<p>&lt;達成手段の概要&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>政府実行計画の実施状況及び地方公共団体の取組状況等について調査・集計・公表を行う。(H10年度～)</li> <li>地方公共団体実行計画の未策定団体を支援し、策定状況の改善を図るなど、きめ細かな支援を行う。(H21年度～)</li> </ul> <p>&lt;達成手段の目標&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>政府実行計画 <ul style="list-style-type: none"> <li>平成13年度を基準として、関係府省の事務及び事業に伴い直接的及び間接的に排出される温室効果ガスの平成22年度から平成24年度までの総排出量の平均を少なくとも8%削減</li> </ul> </li> <li>地方公共団体実行計画(事務・事業) <ul style="list-style-type: none"> <li>全地方公共団体において策定</li> </ul> </li> <li>地方公共団体実行計画(区域施策) <ul style="list-style-type: none"> <li>都道府県、政令指定都市、中核市、特例市において策定、特例市未滿は策定に努める</li> </ul> </li> </ul> <p>&lt;施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>政府実行計画 <ul style="list-style-type: none"> <li>平成24年度における政府の事務及び事業に伴い排出された温室効果ガスの総排出量の推計は1,572,352t-CO2で平成13年度比21.3%削減。これにより、平成22年度から平成24年度までの総排出量の平均は1,534,084t-CO2で平成13年度比23.2%削減となり、目標である8%削減を達成した。</li> </ul> </li> <li>地方公共団体実行計画(事務・事業) <ul style="list-style-type: none"> <li>平成25年10月1日現在の策定状況は以下のとおり。 <ul style="list-style-type: none"> <li>都道府県:100%</li> <li>政令市:100%</li> <li>中核市:100%</li> <li>特例市:100%、特例市未滿:77.5%</li> </ul> </li> </ul> </li> <li>地方公共団体実行計画(区域施策) <ul style="list-style-type: none"> <li>平成25年10月1日現在の策定状況は以下のとおり。 <ul style="list-style-type: none"> <li>都道府県:95.7%</li> <li>政令市:80.0%</li> <li>中核市:95.2%</li> <li>特例市:90.0% 特例市未滿:12.3%</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul>	001
温室効果ガス排出量・吸 (2)収量管理体制整備費(平 成26年度)	287 (276)	335 (312)	299 (271)	467	1	<p>&lt;達成手段の概要&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>温室効果ガス排出・吸収目録及び報告書の作成、品質管理、インベントリの審査(H14年度～)</li> <li>温室効果ガス排出量(速報値)の公表(H16年度～)</li> <li>温室効果ガス排出・吸収量情報管理システムの構築・運用(H19年度～)</li> <li>京都議定書目標達成計画の進捗状況評価(H20年度～)</li> </ul> <p>&lt;達成手段の目標&gt;</p> <p>—</p> <p>&lt;施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容&gt;</p> <p>目標達成に向けた国内対策のシナリオや、気候変動問題に関する国際戦略を描く上でも極めて重要な情報を提供する。</p>	005
2050年再生可能エネル (3)ギー等分散型エネルギ ー普及可能性検証検討経費 (平成26年度)	-	57 (49)	49 (48)	-	1	<p>&lt;達成手段の概要&gt;</p> <p>環境・防災・エネルギー安全保障を鼎立させる国内技術を活かした再生可能エネルギー等分散型エネルギーの戦略的な普及を推進し、長期的にどの程度まで野心的な導入が可能かについての定量的な検証を行う。その検証結果を踏まえ、再生可能エネルギーの野心的かつ実現可能な普及目標を設定する。</p> <p>&lt;施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容&gt;</p> <p>再生可能エネルギー等分散型エネルギーの野心的かつ実現可能な普及目標を設定することにより、再生可能エネルギー等分散型エネルギーの普及を強力に推進するとともに、設定の成果を踏まえ、2050年80%削減目標達成に向けた再生可能エネルギー等分散型エネルギーの普及の道筋をつける。</p> <p>&lt;達成手段の目標&gt;</p> <p>2050年に再生可能エネルギーを基幹エネルギーとするシナリオの実現可能性の検証、再生可能エネルギー普及によるグリーン成長の道筋のとりまとめを行う。</p>	002

<p>気候変動影響評価・適応 (4) 推進事業 (平成18年度)</p>	<p>422 (401)</p>	<p>299 (231)</p>	<p>346 (294)</p>	<p>336</p>	<p>2</p>	<p>&lt;達成手段の概要&gt;  ・気候変動影響評価及び適応策推進支援  我が国における気候変動の状況とその影響及び今後の予測について評価するとともに、関係府省の協力も得つつ、政府全体の総合的、計画的な適応に係る取組を取りまとめた「適応計画」を策定・実施し、また、地方自治体の適応計画の策定・実施を支援する。  ・アジア太平洋地域における気候変動への適応の推進を目的とした国際ネットワークである「アジア太平洋適応ネットワーク(APAN)」の活動をとおり、同地域における適応に係る情報・知識の共有を通じた途上国の支援を行い、日本の技術を途上国における適応に活用する。  ・IPCC報告書作成支援  各種IPCC報告書の執筆者会合や専門家会合、IPCC総会等へ我が国の専門家を派遣し、各分野における我が国の科学的知見をインプットする等、IPCCの各種報告書作成への貢献等を行う。  &lt;達成手段の目標&gt;  ・気候変動影響評価の実施  ・国内のIPCC報告書執筆者、査読者の支援  &lt;施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容&gt;  ・気候変動影響評価等小委員会を設置し、既存の研究による気候変動予測や影響評価等を活用し、気候変動が日本に与える影響及びリスクの評価を実施することで、適応計画の策定の基盤となる科学的知見が整理され、平成27年夏を目途とした適応計画策定が円滑となること期待できる。  ・アジア太平洋の気候変動に脆弱な地域への気候変動の影響評価を行うとともに、フォーラムの開催やインターネット上での情報共有、また我が国の適応技術をアジア太平洋の途上国が利用するための情報共有のデータベースの構築・公表をおして、地域の人材の能力開発や政策の立案・実施への支援を行う。  ・IPCC報告書は世界各国の国際、国内気候変動政策の基礎となる科学的知見を提供するものであり、我が国の研究者の知見をインプットし、その作成に貢献する必要がある。IPCC報告書の執筆に参加する科学者はボランティアベースの参加であるため、その活動を国として支援することで、我が国の知見のインプットが結果的に増すことが期待できる。</p>	<p>004</p>
<p>気候変動に強靱な低炭素 (5) 社会構築専門家世界ネット ワーク事業 (平成26年度)</p>	<p>-</p>	<p>-</p>	<p>-</p>	<p>113</p>	<p>3</p>	<p>&lt;達成手段の概要&gt;  ・緩和策の実社会での展開及び緩和・適応両政策を統合した政策を実施するため、LCS-RNet及びLoCARNetの経験を活かし、気候変動に強靱な低炭素社会構築専門家世界ネットワーク(CCR-LCSNet)の構築する。  ・科学的知見の政策決定者へのインプットを行う。  ・政策立案等に関するワークショップ開催し能力開発、知見共有を実施する。  ・アジア太平洋地域を中心とする特定地区における協働調査を実施する。  &lt;達成手段の目標&gt;  ・CCR-LCSNetの構築  ・国際会議やUNFCCC関連会合での科学的知見の共有を行う。  ・緩和と適応を統合した研究の促進を行う。</p>	<p>新26-001</p>
<p>低炭素社会の実現に向けた (6) 中長期的温室効果ガス 排出削減工程検討及びボ トルネック解消等調査費 (平成26年度)</p>	<p>-</p>	<p>-</p>	<p>-</p>	<p>450</p>	<p>1</p>	<p>&lt;達成手段の概要&gt;  分野・部門別の技術動向や国内外の対策・政策、社会・経済的状況の今後の推移について十分かつ精緻な情報収集及び調査分析を行い、排出量の定量化やロードマップの検討、ボトルネックの洗い出しとその解消方策の検討を行う。また、再生可能エネルギーについて、普及可能性の定量的調査及びその実現のための対策・施策の分析を行い、土地利用・交通政策の実施による低炭素化については、土地利用・交通関連の低炭素化施策による日本国全体での温室効果ガス排出量変化を定量的に評価する仕組みを構築する。  &lt;達成手段の目標&gt;  中長期的な温室効果ガス排出削減目標案・工程案の提示  &lt;施策の達成すべき目標への寄与の内容&gt;  野心的かつ実現可能な排出削減目標及びその実現のため、エネルギー、産業、民生、運輸など我が国の温室効果ガス排出量の大部分を占めるエネルギー起源CO2の排出削減工程を検討し、必要な対策を明らかにする。</p>	<p>新26-016</p>
<p>施策の予算額・執行額</p>	<p>736 (707)</p>	<p>704 (609)</p>	<p>710 (632)</p>	<p>1,385</p>	<p>施策に関する内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)</p>		

平成26年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

施策名		目標1-2 国内における温室効果ガスの排出抑制						担当部局名				地球環境局 低炭素社会推進室 地球温暖化対策課 市場メカニズム室 フロン等対策推進室 国際連携課		作成責任者名 (※記入は任意)			
施策の概要		「気候変動に関する国際連合枠組条約に基づく第1回日本国隔年報告書」に掲げられた対策・施策の着実な実施を図る。また、地球温暖化対策計画の策定に至るまでの間においても、京都議定書目標達成計画に掲げられたものと同等以上の取組を推進する。						政策体系上の位置付け				1. 地球温暖化対策の推進					
達成すべき目標		2020年度の温室効果ガス排出削減目標である2005年度比3.8%減を達成する。なお、この目標は、原子力発電による温室効果ガス削減効果を含めずに設定した現時点での目標であり、今後エネルギー政策やエネルギーミックスの検討の進展を踏まえて見直し、確定的な目標を設定することとしている。						目標設定の考え方・根拠				・当面の地球温暖化対策に関する方針(平成25年3月15日地球温暖化対策推進本部決定) ・気候変動に関する国際連合枠組条約に基づく第1回日本国隔年報告書(平成25年12		政策評価実施予定時期		平成27年6月	
測定指標		基準値		目標値		年度ごとの目標値						測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠					
		基準年度	目標年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度							
1	エネルギー起源二酸化炭素の排出量(CO2換算トン) ※目標値については、「測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠」を参照	12億300万	17年度	12億800万	32年度	-	-	-	-	-	-	-	2020年度の温室効果ガス削減目標について、2005年度の排出量(13億5100万トン)を基準として、3.8%削減することとしたため。 (注)我が国が現在想定されている経済成長を遂げつつ、エネルギー需要側の各部門における対策が所期の成果を上げた場合に達成することができると試算される目安。なお、2020年度における原子力発電所の稼働状況が現時点で見通しが立てられず、2020年度における電力の排出係数を設定できないため、直近の実績である2012年度の排出原単位を用いて試算。				
						12億800万	-	-	-	-	-	-					
2	非エネルギー起源二酸化炭素、メタン及び一酸化二窒素の排出量(CO2換算トン)	1億2,700万	17年度	1億1,000万	32年度	-	-	-	-	-	-	-	2020年度の温室効果ガス削減目標について、2005年度の排出量(13億5100万トン)を基準として、3.8%削減することとしたため。				
						1億800万	-	-	-	-	-						
3	代替フロン等3ガスの排出量(CO2換算トン) ※目標値については、「測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠」を参照	2,200万	17年度	4,600万	32年度	-	-	-	-	-	-	-	2020年度の温室効果ガス削減目標について、2005年度の排出量(13億5100万トン)を基準として、3.8%削減することとしたため。 (注)平成25年に成立した「特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律の一部を改正する法律」による追加的な対策を実施しなかった場合の排出量であり、当該法律の施策の具体化が行われた後、本施策を盛り込んだ目標数値の見直しを行う。なお、削減効果は、追加的な対策を実施なかった場合に比べ9.7~15.6百万トン-CO2と見込まれている。				
						2,730万	-	-	-	-	-						
測定指標		基準		目標		施策の進捗状況(目標)						測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠					
		基準年度	目標年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度							
3																	
測定指標		目標		測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠													
		目標年度															
4																	

達成手段 (開始年度)	予算額計(執行額)			当初予算額	関連する 指標	達成手段の概要等	平成26年 行政事業レビュー 事業番号
	23年度	24年度	25年度	26年度			
(1) 温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度基盤整備事業費等(平成26年度)	97 (64)	122 (76)	118 (76)	258	-	<p>&lt;達成手段の概要&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度の対象事業者の報告義務履行の徹底を図るため、説明会・相談会を開催するとともに、「ヘルプデスク」を設置し排出量の報告等に関する相談を受け付け、事業者から報告された、排出量情報を集計し、分かりやすく公表する。(H17年度～)</li> <li>・2013年以降の産業部門の主要施策として位置付けられると考えられる低炭素社会実行計画が十分な役割を果たすべく、低炭素社会実行計画の達成状況等の評価・分析を行うとともに、低炭素社会実行計画の内容及び今後の評価・検証方法について調査・検討を行う。(H11年度～)</li> </ul> <p>&lt;達成手段の目標&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度の対象事業者による報告義務履行を徹底させるとともに、排出量情報を迅速に集計・公表を行う。また、排出量の集計・公表・分析頭を通じて事業者の自主的取組を促進する。加えて、京都メカニズムクレジットや国内認証排出削減量を反映できる調整後温室効果ガス排出量の報告の計算方法等の周知徹底を図り、事業者によるクレジット等の取得による削減取組も併せて促す。</li> <li>・産業部門を中心とする各業種の削減目標達成を確実にし、我が国の2020年削減目標の達成に資する。</li> </ul> <p>&lt;施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度について、平成18年度から、毎年、排出量の集計結果を公表し、開示請求への対応を実施。</li> <li>・経済産業省所管業種の自主行動計画のフォローアップにおいては、2008～2012年度平均実績で41業種のうち34業種が目標を達成した。</li> <li>・環境省所管業種については、2008～2012年度平均実績で3業種中3業種が達成した。</li> </ul>	019
(2) カーボン・オフセット等に用いる新クレジットの創出事業(平成20年度)	1,520 (981)	911 (819)	1,207 (954)	1,208	-	<p>&lt;達成手段の概要&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○J-クレジットの創出支援を行う。</li> <li>○カーボン・オフセットの認証取得支援を行う。</li> </ul> <p>&lt;達成手段の目標&gt;</p> <p>「我が国におけるカーボン・オフセットのあり方について(指針)」に基づき、J-クレジット等を活用した信頼性の高いカーボン・オフセットの取組を促進し、国内の中小企業や農林分野の温室効果ガス削減を通じた京都議定書及び我が国の中期目標の達成に貢献するとともに、カーボン・オフセットを通じた民間資金の地域への還流・循環を通じ、地域活性化や雇用の創出に寄与する。</p> <p>&lt;施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○J-クレジット制度においては、平成26年5月末の段階で63件のプロジェクトが登録(制度の終期である平成33年度末までの削減見込量1,774,045t-CO2)されており、うち11件のプロジェクトについて、J-クレジットの認証が行われている。認証量は31,013t-CO2となっている。</li> <li>○J-クレジット制度の方法論も新規方法論の策定が進み、平成26年5月末の段階で59件の方法論が用意されている。</li> <li>○カーボン・オフセットについては平成26年3月末で約1,250件以上の取組事例があり、着実に取組が広がっている。</li> </ul>	020
(3) 小規模地方公共団体におけるLED街路灯等導入促進事業(※「達成手段の概要」参照)	-	0 (-)	1,150 (563)	-	-	<p>&lt;達成手段の概要&gt;</p> <p>本事業は、LED照明の高い省エネ性と長寿命性の利点から生じる光熱費と維持管理費の軽減分を毎年のリース調達の財源として活用し、導入を図るもの。このために必要な事前の現況把握や省エネ性や効率的なコストメリットを確保するための個々の機器のリプレイス設計などの更新計画を作成する必要があるが、こうした業務には、専門的な知見が必要となる。小規模な地方公共団体(都道府県・政令市以外)ではそうしたノウハウや専門職員が不足しているため、専門業者等に外注するための経費を支援する。加えて、リース等の手法により地元企業を活用しつつLED導入を行う際にかかる費用のうち、リース料金等に含まれる取付工事費用について、リース等を実施する民間事業者に対して補助する。</p> <p>&lt;達成手段の目標&gt;</p> <p>LED照明へのリプレイスを進めることによりCO2排出量が削減され低炭素社会化が推進される。また、リース等を実施する民間事業者に対する取付工事費用を補助することにより、地元経済の活性化を図る。</p> <p>&lt;施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容&gt;</p> <p>街路灯等の屋外照明を従来型電灯から高い省エネ性と長寿命性の利点を持つLED照明へのリプレイスを進めることによりCO2排出量が削減され低炭素社会化が推進される。</p> <p>同事業により、約156,000灯の街路灯等がLED照明に更新された。これによるCO2削減量は約10,000t-CO2と見込まれる。</p>	016
(4) 再生可能エネルギー導入のための蓄電池制御等実証モデル事業(平成26年度)	-	0 (0)	3,969 (2,520)	5031 (全額繰越)	-	<p>&lt;達成手段の概要&gt;</p> <p>離島、過疎地域、山間地域等の基幹系統から独立している場合や、防災上の観点から蓄電を必要とする地域等において、再生可能エネルギー発電施設(太陽光発電及び風力発電を想定)に大型蓄電池を導入する取組に対して設置費を補助し、効果的な設置方法、出力安定化・変動緩和効果等の検証を行い、制御手法等を確立する。(補助率:定額)</p> <p>&lt;達成手段の目標&gt;</p> <p>再生可能エネルギーの出力安定化による系統への導入の拡大。</p> <p>&lt;施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容&gt;</p> <p>再生可能エネルギーの導入拡大・自立分散型エネルギー社会の構築に寄与する。</p>	017
(5) フロン等対策推進調査費	130 (104)	106 (72)	115 (92)	236	3	<p>&lt;達成手段の概要&gt;</p> <p>オゾン層破壊物質の排出抑制対策を実施するとともに、温室効果ガスである代替フロン等3ガスの排出抑制を実施するため、フロン類の適正な回収及び破壊の推進やオゾン層の状況の監視等を行い、今後の対策について検討等を行う。</p> <p>&lt;達成手段の目標&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・オゾン層の保護・回復と地球温暖化の防止</li> <li>・業務用冷凍空調機器の使用時排出抑制対策・ノンフロン製品等の普及加速化による脱フロン社会構築の推進</li> </ul> <p>&lt;施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・業務用冷凍空調機器の冷媒フロン類の廃棄回収率は約3割と低い水準であり、法律の施行状況の実態把握やフロン類に係る経済的手法の適用可能性の検討を行うことにより、フロン類対策の一層の向上を図ることができる。</li> <li>・フロン類等を用いないノンフロン製品の普及を図ることにより、消費者のフロン対策に対する意識を向上するとともに、フロン類等の消費量や排出量の削減を図ることができる。</li> </ul>	018

(6)	小規模地方公共団体対策 技術率先導入補助事業 (平成15年度)	500 (343)	236 (198)	263 (236)	100 (全額繰越)	-	<p>&lt;達成手段の概要&gt; 小規模な地方公共団体が所有する業務用施設に、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき策定した実行計画に従い、二酸化炭素排出量削減を実現するため、再生可能エネルギー・省エネルギー技術を率先的に導入する取組に対して、設備費等の必要な費用の一部を補助する。(補助率:1/2)</p> <p>&lt;達成手段の目標&gt; ・小規模地方公共団体における低炭素技術の促進導入 ・業務部門におけるCO2排出量の削減 ・地域の民間事業者、家庭への低炭素技術導入の波及</p> <p>&lt;施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容&gt; 財政上の要請から導入が進んでいないと考えられる小規模地方公共団体の低炭素対策技術の率先導入を支援するとともに、模範的な先行事例を民間事業者や国民に示すことにより民生部門での温暖化対策の導入促進に貢献する。</p>	021
(7)	家庭・事業者向けエコリース促進事業(平成23年度)	2,000 (331)	1,800 (1,722)	1,800 (1,736)	1,800	-	-	008
(8)	家庭部門における二酸化炭素排出構造詳細把握業務(平成26年度)	-	-	59 (44)	199	1	<p>&lt;達成手段の概要&gt; 家庭からの二酸化炭素排出実態を把握する統計調査について、全国規模の試験調査を通年でを行い、平成28年度以降の本格実施に向けた課題の抽出や必要な標本数の検証等を行う。</p> <p>&lt;達成手段の目標&gt; 各家庭における保有機器や消費電力量等の二酸化炭素排出構造を詳細に把握する政府統計を整備し、家庭部門の効果的な削減対策の検討に必要な基礎情報を整備する。</p> <p>&lt;施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容&gt; これまで十分に把握できていなかった家庭からの二酸化炭素排出実態を正確に把握することにより、家庭部門における地球温暖化対策・施策の効果や課題を明らかにし、効果的・効率的な政策立案・実施を実現することができる。</p>	022
(9)	HEMS活用によるCO2削減試行事業(平成26年度)	-	94 (144)	94 (80)	94	-	<p>&lt;達成手段の概要&gt; 多様なHEMS計測機器・サービスを通して得られる家庭のエネルギー消費情報を効率的に収集する仕組みを試行的に構築し、集約された多様な世帯属性のエネルギー消費情報から得られる付加価値の解析的な調査を行うとともに、HEMS機器の導入と継続利用のモチベーション増大に繋がるインセンティブ提供方法の調査検討等を行い、HEMSの普及促進とそれによる低炭素なライフスタイルへの転換に資するHEMS利用の付加価値向上に向けた基礎的な知見の獲得を行う。</p> <p>&lt;達成手段の目標&gt; CO2削減ポイントの付与等のインセンティブ施策に関するCO2削減効果の定量的な分析及び温暖化政策や省エネ機器・住宅の開発等の立案に活用されるための自立的な基礎的インフラの構築。</p> <p>&lt;施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容&gt; HEMS機器の導入と継続利用、CO2削減取組へのモチベーション増大に繋がるインセンティブ提供モデルを構築し、家庭における低炭素なライフスタイルの変革を促すことで、家庭部門のCO2排出量削減に寄与する。</p> <p>&lt;平成26年度達成目標&gt; 参加世帯数:100世帯</p>	024
(10)	次世代スマートメーターによる需要側対策促進事業(らくらくCO2削減・節電事業)(平成24年度)	-	53 (53)	53 (53)	53	-	<p>&lt;達成手段の概要&gt; 家庭内の複数の家電や住設機器を、ユーザーの要求に応じてアシスト的に管理・自動操作することで、単体機器では実現できない相乗効果を発揮する高機能型のHEMSによる低炭素化サポートシステムを構築する。このシステムを活用し、世帯属性やライフスタイルの違いによる効果と受容性の調査を行うとともに、価格情報による行動誘引との比較及び相乗効果の検証を行う。</p> <p>&lt;達成手段の目標&gt; 家庭において負担無く継続的な省エネを実施するためのシステム要件やそのサポート方法に適したターゲット世帯等の要件整理を行う。</p> <p>&lt;施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容&gt; 照明や家電、空調等の個別機器の管理・自動操作が可能な高機能型のHEMSを用いて、家庭でのCO2削減・省エネ行動をサポートするシステムを提供することにより、各家庭のライフスタイルに合わせた低炭素行動を普及促進し、もって家庭部門のCO2排出量削減、省エネに貢献する。</p> <p>&lt;平成26年度達成目標&gt; 実証世帯数:30</p>	026
(11)	先進的次世代車普及促進事業(平成15年度)	29 (25)	10 (10)	3 (3)	-	-	-	046
(12)	特殊自動車における低炭素化促進事業(国土交通省連携事業)(平成23年度)	149 (116)	131 (94)	195 (90)	195	-	-	047
(13)	マイカー規制による低炭素化促進事業(平成26年度)	-	45 (13)	45 (42)	-	1	<p>&lt;達成手段の概要&gt; マイカー規制区間で自動車運送事業を営み、以下の事業を行う事業者に対して補助を行う。 ① 代替交通手段に使用されるバス、タクシーの低炭素化車両の購入 ② 燃料供給基地・充電設備の整備 補助率は、事業費の1/3とし、補助対象者は、民間団体等とする。</p> <p>&lt;達成手段の目標&gt; 国立公園の利用における低炭素化の取組の強化及びマイカー規制の一層の拡大を図る。</p> <p>&lt;施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容&gt; 上記①及び②の車両等の導入を支援することにより、自然環境保全の運動しつつ、低炭素化を図れるこれらの車両や施設の普及拡大を促進する。</p>	049

(14) 温暖化防止国民運動事業 (平成21年度)	844 (825)	681 (672)	1,100 (1,100)	1,001	-	<p>&lt;達成手段の概要&gt; 特にCO2排出量増加が激しい業務部門、民生部門におけるCO2排出量削減のために気候変動キャンペーン「Fun to Share」を展開。具体的には「クールビズ」、「エコドライブプロジェクト」等の働きかけを各界各層国民、企業・団体等を対象に実施し、加えて音楽、映画、スポーツ、ファッション等との連携及びメディアの活用による働きかけにより、企業及び国民のライフスタイル・ワークスタイルの変革を促進する。</p> <p>&lt;達成手段の目標&gt; 国民運動として、気候変動キャンペーン「Fun to Share」を展開し、低炭素社会の認知と理解を深め、企業及び国民の更なる具体的な行動を促し、もって特にCO2排出量増加が著しい業務部門、民生部門の排出量削減を図る。</p> <p>&lt;施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容&gt; 具体的な行動の普及啓発を実施し、ライフスタイルイノベーションを促し、低炭素社会を構築することにより、温室効果ガスの排出削減に寄与する。</p>	028
(15) 地域での地球温暖化防止活動基盤形成事業 (平成15年度)	480 (409)	477 (400)	877 (800)	1,147	1	<p>&lt;達成手段の概要&gt; ①地域活全国地球温暖化防止活動センター運営業務：地球温暖化に関する情報の収集・提供・普及啓発・広報活動や、地域センターの支援等を実施。 ②地域における地球温暖化防止活動促進事業：地域における温室効果ガスの排出実態の調査・普及啓発・広報活動や、地域主体との連携等を実施。 ③地域でのCO2排出削減促進事業：地域で実施される、低炭素社会の構築に資する活動に対し支援等を実施。 ④地域での低炭素社会創出国際連携事業：当初地域における低炭素社会構築に向け、国内外の取組事例の収集、関係地域間での情報共有等のための国際会議開催等を実施する。</p> <p>&lt;達成手段の目標&gt; 地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき、全国地球温暖化防止活動推進センター及び地域地球温暖化防止活動推進センターが実施する事業の支援を行い、地域における地球温暖化防止活動の基盤を形成する。温室効果ガス削減に向け実施される、地域での様々な活動を支援することにより、また島嶼地域での低炭素社会に向けた取組事例を収集、共有することにより、地球温暖化防止活動の基盤を形成する。</p> <p>&lt;施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容&gt; 地域での地球温暖化防止活動の基盤を形成することにより、温室効果ガスの排出削減に寄与する。</p>	029
(16) 低炭素地域づくり集中支援モデル事業(平成23年度)	3,000 (1,844)	2,700 (1,869)	2,000 (1,848)	700	-	-	009
(17) 再生可能エネルギー等導入推進基金事業(グリーンニューディール基金)(平成26年度)	-	12,100 (12,100)	24,500 (24,500)	22,000	-	-	010
(18) 省エネ型ノンフロン整備促進事業	318 (272)	289 (226)	493 (362)	212 (うち12繰越)	1,3	<p>&lt;達成手段の概要&gt; 業務用の冷凍・冷蔵・空調設備に関し、自然冷媒を使用した省エネ型の冷凍・冷蔵・空調装置を導入しようとする民間事業者に対して、当該設備導入費用の一部(フロン類冷媒を使用した同等の冷凍能力を有する装置を導入する場合の費用との差額の3分の1)を補助する。</p> <p>&lt;達成手段の目標&gt; 省エネ自然冷媒冷凍等装置の導入・普及の促進</p> <p>&lt;施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容&gt; 平成20～25年度の補助事業によるCO2削減見込量(累計)は、 平成20年度 約9,400t-CO2/年 (省エネルギー化約2,900t-CO2/年、フロン類冷媒使用時漏洩由来 約6,500t-CO2/年) 平成21年度 約23,000t-CO2/年 (省エネルギー化 約7,600t-CO2/年、フロン類冷媒使用時漏洩由来 約15,400t-CO2/年) 平成22年度 約31,800t-CO2/年 (省エネルギー化約10,700t-CO2/年、フロン類冷媒使用時漏洩由来 約21,100t-CO2/年) 平成23年度 約46,100t-CO2/年 (省エネルギー化 約14,300t-CO2/年、フロン類冷媒使用時漏洩由来 約31,800t-CO2/年) 平成24年度 約58,200t-CO2/年 (省エネルギー化 約17,900t-CO2/年、フロン類冷媒使用時漏洩由来 約40,300t-CO2/年) 平成25年度 約70,700t-CO2/年 (省エネルギー化 約21,100t-CO2/年、フロン類冷媒使用時漏洩由来 約49,600t-CO2/年)</p>	031
(19) 廃棄物エネルギー導入・低炭素化促進事業(平成26年度)	995 (772)	775 (305)	818 (666)	1095	-	-	006



(20) 国内排出量取引推進事業 (平成17年度)	1,713 (1,281)	717 (492)	520 (507)	434	-	<p>&lt;達成手段の概要&gt; 「地球温暖化対策の主要3施策について」(平成22年12月28日 地球温暖化問題に関する閣僚委員会)を踏まえ、国内排出量取引制度について、産業に対する負担、海外における排出量取引制度の動向とその効果等を見極め、慎重に検討を進める。</p> <p>&lt;達成手段の目標&gt; ○国内排出量取引制度の導入による排出削減効果に加え、我が国産業等への影響に係る必要な調査・検討の実施 ○市場メカニズムを効果的に活用することにより、排出削減ポテンシャルを最大限実現するための方策の検討 &lt;施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容&gt; ○「地球温暖化対策の主要3施策について」において示された、産業への負担、海外における排出量取引制度の動向とその効果、先行する主な地球温暖化対策の運用評価等の見極めに資する。 ○国内排出量取引を導入した際の効果的かつ効率的な排出削減の実現に資する。</p>	032
環境配慮型経営促進事業 (21)に係る利子補給事業(平成26年度)	1,000 (349)	800 (750)	790 (780)	612	-	-	011
温室効果ガス排出抑制等 指針策定事業(平成26年度)	98 (87)	93 (73)	95 (84)	95	-	<p>&lt;達成手段の概要&gt; 平成20年6月に改正された地球温暖化対策法では、事業者が、温室効果ガスの排出抑制に資する設備の選択・使用や、日常生活において利用される製品やサービスの提供に関し、温室効果ガスの排出抑制に資するための対策等を行うために講ずべき措置に関して排出抑制等指針(以下「指針」という)を主務大臣が公表することとしている。 本指針により、事業者が講ずべき対策水準の設定及び事業者に対する助言等を行うことで、様々な部門における排出抑制等を推進する。</p> <p>&lt;達成手段の目標&gt; 温室効果ガス排出抑制等指針を定めた部門について、同部門内の対策メニューの拡充やエネルギー消費実態等による細分化した指針の拡充を行う。また、その他の部門においても指針を策定し、一層の普及を行う。</p> <p>&lt;施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容&gt; 運輸部門や上下水道部門等については、指針の策定に向けて、対策メニューの設定及び望ましい水準の検討を行う。既に指針を策定している業務部門、家庭部門、廃棄物部門、産業部門(製造業)については、指針で示す対策の実施状況やその効果等を検証し、指針やマニュアル等の拡充について検討を行う。</p>	033
サプライチェーンにおける 排出削減量の見える化推進事業(平成22年度)	449 (213)	122 (139)	203 (171)	280	-	<p>&lt;達成手段の概要&gt; サプライチェーン全体での排出量の把握・管理促進による温室効果ガス排出削減を目指すため、サプライチェーン排出量算定のためのガイドラインや業種別解説の作成、海外原単位等を含めた原単位データベースの充実、個別企業におけるサプライチェーン排出量算定支援、国内外企業の優良事例収集を行い、それら成果について事業者等向けの情報プラットフォームであるサプライチェーンWEBサイトに掲載するなどして事業者による自主的な取組の普及拡大を図る。</p> <p>&lt;達成手段の目標&gt; 本事業により、サプライチェーン全体を通じた温室効果ガスの排出削減量(物流の効率化による排出削減量、使用段階での排出削減量、廃棄物の減少による排出削減量等)を可視化することを通じて、効率的な排出量の削減手法及び評価手法を確立するとともに、温室効果ガスの排出削減に貢献した企業が社会から公平な評価を受けられるような仕組みを構築し、サプライチェーンを通じた温室効果ガス排出削減に向けた企業のインセンティブを高めることを目指す。</p> <p>&lt;施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容&gt; 平成25年度においては、サプライチェーン排出量算定のガイドライン・原単位等データベース等の充実を図るとともに、事業者向けの算定支援・情報発信等を行い、WEBサイトにて情報発信を行った。 今後、これらの成果を踏まえて、更に事業者のサプライチェーン排出量の把握・管理や情報開示と、事業者におけるサプライチェーン全体での効率的な削減対策に貢献することが期待される。</p>	034
海底下CCS審査のための 海洋環境把握等調査事業 (平成26年度)	-	-	-	230	-	-	新26-021
CO2削減ポテンシャル診断・ 対策提案事業(平成22年度)	361 (360)	246 (246)	246 (246)	750	-	<p>&lt;達成手段の概要&gt; 工場やビル等の事業所における効果的かつ経済性に優れたCO2削減対策の調査・特定を目的とした診断事業。</p> <p>&lt;達成手段の目標&gt; CO2削減・節電ポテンシャル診断:250件 (想定投資回収年数(3年)におけるCO2排出削減量:516,000t-CO2)</p> <p>&lt;施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容&gt; 診断を希望する事業所に環境省が診断機関を派遣し、受診事業所における設備の導入・運用状況等を計測・診断し、有効と考えられる対策情報を取りまとめ受診事業所に提供することで、事業所における省CO2対策実施の促進を図ることができる見込んでいる。(受診事業所の80%以上が提案された対策のうち、1つ以上を実施)</p>	036
先進対策の効率的実施による CO2排出量大幅削減事業(平成24年度)	- (-)	1,000 (404)	1,221 (1,177)	2834 (うち19繰越)	1	<p>&lt;達成手段の概要&gt; 業務、産業両部門における既存ストックの更新等の対策の支援として、先進的で高効率な低炭素機器の導入への補助を実施(補助率:1/3)。</p> <p>&lt;達成手段の目標&gt; 参加事業者(補助対象事業者)数:78社 (事業者が当初約束していた基準年度排出量からのCO2排出削減量:未定(24年度採択(9者)分4,692t-CO2/年))</p> <p>&lt;施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容&gt; 本事業を実施することにより、業務、産業両部門における温室効果ガス排出量が大幅に削減されると見込んでいる。</p>	037

(27)	洋上風力発電実証事業 (平成23年度)	1 (1)	581 (581)	2,542 (3,048)	3475 (うち2106 繰越)	-	<p>&lt;達成手段の概要&gt; 浮体式洋上風力発電については、世界的にもノルウェーにおいて2.3MW実証機を用いた実証運転がなされているのみである。そこで本事業では、以下の年次計画によって実証事業を実施し、平成27年度以降早期の実用化に向けて必要な知見を得る。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○気象・海象・環境影響調査(平成23～27年度)</li> <li>○試験機及び実証機の詳細設計・建造(平成23～25年度)</li> <li>○試験機及び実証機の実海域設置・実証運転(平成24～27年度)</li> <li>○事業性等の評価(平成26～27年度)</li> </ul> <p>&lt;達成手段の目標&gt; 浮体式洋上風力発電施設の実証や事業性評価により、平成27年度以降早期の民間ベースでの実用化を目指す。</p> <p>&lt;施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容&gt; 浮体式洋上風力発電の実用化により大きな導入ポテンシャルを有する洋上風力発電の飛躍的な導入拡大を通じた温室効果ガス排出量の削減及びエネルギー・セキュリティの確保の実現に寄与。</p>	041
(28)	自然環境に配慮した再生可能エネルギー推進事業 (平成26年度)	67 (67)	86 (75)	122 (90) (91)	122	-	<p>&lt;達成手段の概要&gt; 風力発電施設における希少猛禽類に対する効果的なバードストライク防止策の検討及び実証 地熱発電施設における温泉資源・地下水への影響軽減策の検討 メガソーラー発電施設・地熱発電施設における国立公園の風致景観上の支障の軽減策の検討 中小水力発電施設における河川環境への影響軽減策の検討</p> <p>&lt;達成手段の目標&gt; 自然環境に配慮した再生可能エネルギーの推進</p> <p>&lt;施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容&gt; 再生可能エネルギーの大量導入における自然環境への影響軽減策・配慮策を検証し、ガイドラインの策定、規制の見直し等に活用し、自然環境に配慮した再生可能エネルギーの推進に寄与する。</p>	050
(29)	風力発電等導入に係る環境影響評価促進モデル事業(平成23年度)	136 (135)	546 (297)	968 (552)	1750 (うち、前年度からの繰越320)	-	-	012
(30)	国際再生可能エネルギー機関分担金(平成22年度)	73 (36)	46 (34)	35 (30)	37	-	<p>&lt;達成手段の概要&gt; 再生可能エネルギーの開発とグローバルな普及促進を目的とする国際機関である国際再生可能エネルギー機関(IRENA)の活動に対して分担金を拠出する。</p> <p>&lt;達成手段の目標&gt; 環境保全、気候保護、経済成長、持続可能な開発、エネルギーの安定供給等を図りつつ再生可能エネルギー(太陽光、風力、バイオ、地熱、水力及び海洋エネルギー)の導入と持続可能な利用を促進する</p> <p>&lt;施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容&gt; IRENAへの拠出を通じ、国際的な再生可能エネルギーの普及・促進に貢献している。</p>	043
(31)	地球温暖化対策技術開発等事業(平成26年度)	6,288 (5,077)	6,204 (5,170)	4,256 (3,861)	2884 (うち780繰越)	-	<p>&lt;達成手段の概要&gt; エネルギー起源二酸化炭素の排出削減に寄与する技術について、優良技術を社会に組み込むための実証研究や、再生可能エネルギーの導入による自然環境及び生活環境への悪影響を克服する技術開発等について広く公募し、有識者から成る技術評価委員会により、優れた技術開発の提案であり、確実な実施体制を有すると判断された民間企業や公的研究機関等に対して委託・補助(補助率1/2)を行い、実施する</p> <p>&lt;達成手段の目標&gt; 早期に実用化が必要かつ可能な省エネルギー技術及び再生可能エネルギー導入技術の開発並びにグリーンイノベーションを推進するための実証研究を通じて、温室効果ガスの排出削減と再生可能エネルギー供給目標の達成を目指す。</p> <p>&lt;施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容&gt; 開発・実証した地球温暖化対策技術の早期の実用化・社会実装を通じ、エネルギー資源CO2の大幅な削減に寄与する。</p>	044
(32)	グリーンビルディング普及促進に向けたCO2削減評価基盤整備事業(平成25年度)	-	-	850 (754)	780	-	<p>&lt;達成手段の概要&gt; 既存の業務ビル、特に中小のビルにおいては、①オーナーの関心不足、②テナントの情報不足、③投資回収の長期化、④省エネ改修の評価不足等といった課題で低炭素化に向けた省エネ改修が進んでいないため、①エネルギー消費、CO2排出実態調査(アンケート調査・実測調査・分析等)、②環境性能に関する消費動向調査(アンケート調査等)、③省エネ改修効果のモデル事業(実測調査・省エネ診断・分析等)、④省エネ改修による価値向上評価事業(分析・検討会等)を実施し、環境性能評価が可能となるよう基盤を構築する。</p> <p>&lt;達成手段の目標&gt; 中小ビルのCO2削減余地等をアンケート調査やモデル的な診断を通じて分析し、省エネ改修による付加価値を算定する。</p> <p>&lt;施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容&gt; 中小ビルの環境性能評価が可能となるような基盤を構築し、省エネ改修を促進するとともに、地方公共団体の温暖化対策計画の策定に寄与する。</p> <p>&lt;平成26年度達成目標&gt; 改修アドバイス等を行う事業者の件数:300事業者</p>	045
(33)	地域循環型バイオガスシステム構築モデル事業(農林水産省連携事業)(平成26年度)	-	-	500 (241)	800	-	-	013
(34)	住民参加による低炭素都市形成計画策定モデル事業(平成26年度)	-	-	220 (202)	220	-	-	014

(35)	地域低炭素投資促進ファンド創設事業(平成26年度)	-	-	2,100 (2,100)	5,800	-	-	015
(36)	地球温暖化影響の理解及び国民に向けたライフスタイル変革の促進運動事業(平成25年度)	-	-	600 (698)	499	-	<p>&lt;達成手段の概要&gt;            普段から多数に接触し、教える機会が多い者(伝道者)を募集し、必要知識をインプットした上で、国民に対する理解醸成のための各種資料を活用しつつ、メディアや地域セミナー等の国民に身近な場面で温暖化に関する情報を発信し、地球温暖化への理解の伝達を図る。また、関係省庁と連携しつつ、IPCC第5次評価報告書等の最新の科学的知見に基づき、かつ、日本付近のより詳細な気候変動予測シナリオの作成を行うことで、温暖化影響に関する情報をわかりやすい形に加工して説明することを可能にする情報基盤を整備する。さらに、それを利用して、また公開シンポジウムや国際会議の開催等により、広報普及活動を幅広く展開することで、国民に対し温暖化影響をリアリティに理解することを促し、普及啓発の効果を向上させる。</p> <p>&lt;達成手段の目標&gt;            人から人への直接説得力を持った語りかけの機会を設け、最新の科学的知見を用いた温暖化影響に関する情報を提供し、低炭素社会にふさわしいライフスタイルへの変革と基盤の構築を図ることで、特にCO2排出量増加が著しい民生部門の排出量削減を図る。</p> <p>&lt;施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容&gt;            直接的な働きかけや科学的知見の提供により、日々の行動によるエネルギー起源のCO2排出量の削減や省CO2施設・機器の設置促進に寄与する。</p>	052
(37)	低炭素価値向上に向けた社会システム構築支援基金(平成25年度)	-	-	7600 (7600)	9400	-	<p>&lt;達成手段の概要&gt;            「低炭素価値向上基金」を造成し、これを活用して、交通体系、災害時対応型のライフライン施設及び次世代型社会インフラ等の社会システムの整備に当たりエネルギー起源CO2の排出の抑制のための再エネ・省エネ技術等を導入する事業に対して補助金を交付する。</p> <p>&lt;達成手段の目標&gt;            社会システムの整備に当たり「低炭素社会」としての付加価値を創出する。</p> <p>&lt;施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容&gt;            社会システムにエネルギー起源CO2の排出の抑制のための再エネ・省エネ技術等を組み込むことにより、温室効果ガスの一層の排出抑制を図る。</p>	053
(38)	短期寿命気候汚染物質削減に関する国際パートナーシップ拠出金関連業務(平成25年度)	-	-	303 (278)	340	-	<p>&lt;達成手段の概要&gt;            短期寿命気候汚染物質(SLCP)に関し、短期寿命気候汚染物質削減のための気候と大気浄化の国際パートナーシップ(OCAC)に対する資金供出を行いつつ、我が国の技術・経験を活かしてアジア地域等におけるOCACの活動を主導するとともに、アジア地域におけるSLCP汚染の実態調査等を行う。</p> <p>&lt;達成手段の目標&gt;            アジア地域等におけるSLCP及びエネルギー起源CO2の一体的削減の促進。</p> <p>&lt;施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容&gt;            SLCP削減のための国際的パートナーシップに貢献するとともに、ブラックカーボン等の削減を通じたアジア地域への貢献のあり方について検討する。</p>	054
(39)	木材利用推進・省エネ省CO2実証事業(農林水産省連携事業)(平成26年度)	-	-	100 (80)	100	-	<p>&lt;達成手段の概要&gt;            FS調査として、建材や家具等の製品区分ごとに、鉄等のエネルギー集約的素材を使用した場合と木材を利用した場合の、製造から廃棄に至るまでの二酸化炭素排出量についてLCAの観点から比較を行い、木材を素材として使用した場合の二酸化炭素排出削減量を定量的に評価するとともに、排出削減につながる効果的な木材利用方法について検討を行う。また、建築物、家具等への木材の利用を大きく拡大するため、各地域での取組事例等を調査・分析しつつ、二酸化炭素排出抑制に繋がる効果的な手法について実証を行う。</p> <p>&lt;達成手段の目標&gt;            ①代替材としての木材の省エネ効果をLCAの観点から明確化、②木材利用による二酸化炭素排出削減効果の最大化方法、③木材利用を誘導する効果的な仕組みの調査・分析を行う。</p> <p>&lt;施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容&gt;            我が国の森林から生産される木材について、この環境面での貢献を定量的に明らかにしつつ、その効果を消費者に訴え大幅な利用拡大を進め、木材利用による二酸化炭素削減を促し、低炭素社会の実現に寄与する。</p> <p>&lt;平成26年度達成目標&gt;            二酸化炭素排出量の削減のため削減する建築物や家具等への木材数。</p>	055
(40)	木質バイオマスエネルギーを活用したモデル地域づくり推進事業(農林水産省連携事業)(平成26年度)	-	-	970 (902)	2,030 (うち230繰越)	-	<p>&lt;達成手段の概要&gt;            ・原木の加工・燃料の運搬・木質バイオマスのエネルギー利用等を行うための施設を一体的に導入し、モデル地域づくりの実証を行う。</p> <p>&lt;達成手段の目標&gt;            森林資源をエネルギーとして有効活用し、低炭素社会の実現、森林整備の推進、雇用の確保等を図るため、木質バイオマスエネルギーを活用したモデル地域づくりの推進を図る。</p> <p>&lt;施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容&gt;            地域資源の循環(森林資源の有効活用と再生)と低炭素社会の実現(カーボンニュートラルの木質資源利用)に寄与。</p>	056
(41)	地熱開発加速化支援・基盤整備事業(平成25年度)	-	-	136 (82)	113 (金額繰越)	-	<p>&lt;達成手段の概要&gt;            地熱発電の推進のため、技術情報等の整備や優良事例の形成に関する以下の3つの事業を実施する。            ①地熱開発技術の最新情報の収集・整備業務：国内外の最新の技術動向の収集・整備・評価による技術的課題の克服。            ②地熱発電の導入ポテンシャルの精密調査・分析：全国規模での、これまでの調査よりも精密なポテンシャル調査の実施。            ③地熱開発の事業形成促進業務：地域における合意形成のための協議会の設置・運営、地熱発電開発の優良事例のノウハウの共有、事業計画策定のための調査・事業・ファイナンススキームの検討支援。</p> <p>&lt;達成手段の目標&gt;            地熱技術開発シーズの発掘、地熱開発の加速化、地元の合意形成・事業計画の策定等。</p> <p>&lt;施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容&gt;            地熱発電の飛躍的な導入に寄与。</p>	057
(42)	再生可能エネルギー導入拡大に向けた系統整備等調査事業(平成25年度)	-	-	33 (0)	267 (金額繰越)	-	<p>&lt;達成手段の概要&gt;            今後特に導入拡大が見込まれる風力発電等の再生可能エネルギーのための送電線を対象として、具体的な送電線の整備可能地域の検討、効率的な建設工法の検討等を行う。</p> <p>&lt;達成手段の目標&gt;            再生可能エネルギーの導入拡大のための効果的・効率的な系統整備の方法等を提示。</p> <p>&lt;施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容&gt;            将来的な系統整備を促進し、風力発電等再生可能エネルギーの導入に寄与。</p>	058

(43) CO2削減対策強化誘導型技術開発・実証事業(平成26年度)	-	-	3,260 (2,638)	4,840	-	<p>&lt;達成手段の概要&gt; 将来的な地球温暖化対策強化につながる効果的な技術の開発・実証について、広く公募し、有識者から成る技術評価委員会により、優れた技術開発の提案であり、確実な実施体制を有すると判断された民間企業や公的研究機関等に対して委託・補助(補助率1/2)を行い、実施する</p> <p>&lt;達成手段の目標&gt; 将来的な地球温暖化対策強化につながる効果的な技術を確立し、これら技術が社会に導入されることによる大幅なCO2排出量削減・低炭素社会を実現する。</p> <p>&lt;施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容&gt; 民間の開発インセンティブが小さいCO2削減技術の開発を、国の主導により強力に進めることにより、CO2排出量の削減に寄与する。</p>	059
(44) エネルギー起源CO2排出削減技術評価・検証事業費(平成25年度)	-	-	2,580 (1,941)	4,000	-	<p>&lt;達成手段の概要&gt; エネルギー対策特別会計における事業の効果算定手法の検討、技術動向調査及び地域における地球温暖化対策事業の実施状況調査等を行うとともに、交通体系、災害時等対応型のライフライン施設及び次世代型社会インフラ等の社会システムの整備や地域技術シーズの活用といった分野におけるCO2排出削減対策・技術について、実証事業を通じて個別手法の削減効果の検証、削減ポテンシャルの検証及び事業性の検証を行う。</p> <p>&lt;達成手段の目標&gt; エネルギー起源CO2の排出の抑制のための再エネ・省エネ技術等の導入を通じて「低炭素社会」を創出する。</p> <p>&lt;施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容&gt; エネルギー対策特別会計において効果的に事業を推進することにより、温室効果ガスの一層の排出抑制を図る。</p>	060
(45) 温室効果ガス排出削減による中小事業者等経営強化促進事業(平成26年度)	-	-	1280 (補正) (0)	1280 (前年度からの繰越し)	1	<p>&lt;達成手段の概要&gt; 中小事業者等の工場・事業場等を対象に、二酸化炭素削減ポテンシャル診断を行う専門家が診断及び有効な対策提案を行い、当該提案に基づく設備更新や運用改善等の対策実施をワンストップで支援する。</p> <p>&lt;達成手段の目標&gt; 二酸化炭素削減ポテンシャル診断の受診事業所数:最大500事業所、低炭素機器導入による温室効果ガス排出削減率:5%以上(二酸化炭素削減ポテンシャル診断次長及び低炭素機器導入事業の実施を支援することにより、低炭素機器の普及を促進する。)</p> <p>&lt;施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容&gt; 二酸化炭素削減ポテンシャル診断事業により、事業者が見逃してきた有効な対策を明らかにするとともに、低炭素機器の導入事業により、設備更新や運用改善等の対策実施を促進することで、中小事業者等のエネルギーコストの削減を図るとともに、設備投資の促進及び生産効率性の向上による経済活性化に資する。</p>	061
(46) 離島の再エネ・減エネ加速化事業(平成26年度)	-	-	400 (補正) (0)	400 (前年度からの繰越し)	-	<p>&lt;達成手段の概要&gt; ①再エネの導入や減エネの強化等を含む離島の低炭素地域づくりに向けた事業化計画策定や実現可能性調査(FS調査)の実施を支援する。(補助率:定額) ②離島の特性を踏まえた先導的な再エネ・減エネ設備の導入を支援し、エネルギーコストの削減・地域経済活性化を図る。(補助率:2/3)</p> <p>&lt;達成手段の目標&gt; CO2排出削減のみならず、離島のエネルギーコストの低減、地域経済の活性化等を実現する。</p> <p>&lt;施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容&gt; 離島における自立・分散型の低炭素なエネルギー社会のモデルを確立し、他の地域への波及効果を見込む。</p>	062
(47) 低炭素型の融雪設備導入支援事業(平成26年度)	-	-	100 (補正) (0)	100 (前年度からの繰越し)	-	<p>&lt;達成手段の概要&gt; 主に中小企業や地方公共団体を対象に、未利用エネルギーである地中熱や下水廃熱等を利用した低炭素型の融雪設備(ロードヒーティング、融雪槽)を導入に係る費用の一部補助を行う。</p> <p>&lt;達成手段の目標&gt; 中小企業や地方公共団体に対して低炭素型の融雪設備(ロードヒーティング・融雪槽)導入を支援し、積雪慣例地における除雪・融雪作業の温室効果ガス排出削減とエネルギーコストの削減の同時追求を図るとともに、地域経済の活性化を図る。</p> <p>&lt;施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容&gt; 低炭素型融雪設備への改修・新設を支援し、灯油を利用した融雪設備の増加を抑えることで、温室効果ガス排出削減に寄与する。</p> <p>&lt;平成26年度達成目標&gt; 補助実施件数:8件(補助事業によるCO2削減量:339tCO2)</p>	063
(48) CCSによるゼロカーボン電力導入促進事業(一部経済産業省連携事業)(平成26年度)	- (-)	- (-)	- (-)	1,243	1	<p>&lt;達成手段の概要&gt; ・沖合域を含めた我が国周辺水域における二酸化炭素の貯留適地の調査を実施。 ・二酸化炭素を分離・回収するために使われる回収液の環境負荷の評価、沖合域における貯留や複数の排出源からの輸送を効率的に実現することが期待される、シャトルシップを活用した輸送・貯留システムの要素技術及びブートルシステムの検討、円滑な導入手法等の検討を実施。</p> <p>&lt;達成手段の目標&gt; ・二酸化炭素の海底下貯留に適した地点を抽出。 ・環境に配慮したCCSの適切かつ円滑な導入。</p> <p>&lt;施策の達成すべき目標への寄与の内容&gt; ・2050年温室効果ガス80%削減達成のため、火力発電所等の大規模排出源に環境に配慮したCCSを導入し二酸化炭素排出量を大幅に削減。</p>	新26-005
(49) 未来のあるべき社会・ライフスタイルを創造する技術イノベーション事業(平成26年度)	-	-	-	600	-	<p>&lt;達成手段の概要&gt; 民生・業務部門を中心にライフスタイルに関連する深い多種多様な電気機器(照明、空調、サーバー、動力モーター等)に組み込まれている基板の高効率化等について技術開発・実証を行う。</p> <p>&lt;達成手段の目標&gt; ・大幅なエネルギー消費削減を実現するデバイスの高効率化 ・技術の普及による社会全体のエネルギー消費の大幅削減</p> <p>&lt;施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容&gt; 従来の単なるエネルギー使用の合理化を超えた大幅なエネルギー消費の削減を実現することにより、大幅なCO2排出量の削減に寄与する。</p>	新26-006

(50)	”一足飛び”型発展の実現に向けた資金支援 基金／ADB拠出金(平成26年度)	-	-	-	6000	-	<p>&lt;達成手段の概要&gt; 国際協力機構(JICA)やアジア開発銀行(ADB)等の開発機関と連携し、JCMも活用した資金支援策(事業補助)を展開することにより、我が国の優れた低炭素技術を活用したアジア各国での低炭素型開発を推進する。</p> <p>&lt;達成手段の目標&gt; 途上国における温室効果ガスが大幅に削減されるとともに、JCMを通じて我が国の排出削減に貢献する。</p> <p>&lt;施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容&gt; 2050年に温室効果ガス排出を世界で半減させるとの長期目標達成のために、2030年に全世界のエネルギー関連の排出量の約半分を排出すると予測されるアジア地域における低炭素化に寄与。</p>	新26-009
(51)	国連持続可能な消費と生産10年計画枠組み基金への拠出金等による国際的な民生部門対策(平成26年度)	-	-	-	305	-	<p>&lt;達成手段の概要&gt; リオ+20の成果として採択された「持続可能な消費と生産に関する10年計画枠組み(10YFP)」について、10YFP基金への拠出を通じ、民生部門における温室効果ガスの削減対策に有効な事業(セミナー、研修開催、エコ診断士の派遣等)を実施する。</p> <p>&lt;達成手段の目標&gt; アジアを中心とする経済発展の著しい新興国等において、民生部門の温室効果ガス排出量が急激に増加していることを踏まえ、家庭エコ診断制度等の、海外での効果を発揮することが期待される我が国のスキームを海外へ展開し、また、10YFP基金への拠出を通じ、世界の温室効果ガス排出量抑制及び環境・エネルギー市場の獲得へ貢献する。</p> <p>&lt;施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容&gt; 10YFP基金への拠出及び、民生部門における温室効果ガス削減事業を含む10YFPプログラムの形成を行っている。</p>	新26-010
(52)	自立・分散型低炭素エネルギー社会構築推進事業(平成26年度)	-	-	-	700	-	<p>&lt;達成手段の概要&gt; 基幹系統からの電力供給が止まった場合でもエネルギーを供給できる防災性の高い地域づくりと再生可能エネルギーの最大限の導入拡大によるエネルギーの低炭素化を実現するため、大規模な住宅コミュニティや複数の公共施設等において、エネルギーを「創り、蓄え、融通し合う」システムの本格実証を行う。</p> <p>&lt;達成手段の目標&gt; 現在の大規模集中型の電力システムが抱える災害時の脆弱性や再生可能エネルギーの導入困難性などの課題を克服し、災害に強い低炭素社会なエネルギーシステムの構築を目指す。</p> <p>&lt;施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容&gt; システムの技術実証を通じ、災害に強く低炭素な自立・分散型エネルギー社会の構築に寄与する。</p>	新26-011
(53)	バイオ燃料利用体制確立促進事業(平成26年度)	-	-	-	1,207	-	<p>&lt;達成手段の概要&gt; 沖縄において、サトウキビの副産物である廃糖蜜由来のバイオエタノールを活用して、当該地域のガソリンの相当割合をE3(バイオエタノール3%直接混合ガソリン)及びE10(バイオエタノール10%直接混合ガソリン)へ転換するため、石油精製会社の参加を得て、品質の確保と供給体制の拡充、普及啓発の推進及び社会受容性の調査を行い、実証事業から民間事業への移行を目指す。</p> <p>&lt;達成手段の目標&gt; ・E10取扱SS数:30(導入量:400kL) ・E3取扱SS数:70(導入量:10万kL)</p> <p>&lt;施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容&gt; バイオ燃料の導入拡大により温室効果ガスの排出削減に寄与。</p>	新26-012
(54)	潮流発電技術実用化推進事業(経済産業省連携事業)(平成26年度)	-	-	-	550	-	<p>&lt;達成手段の概要&gt; 漁業や海洋環境への影響を抑えた、日本の海域での導入が期待できる潮流発電システムの技術開発・実証事業を行う。</p> <p>&lt;達成手段の目標&gt; ・我が国の海象に適した潮流発電技術・メンテナンスの確立 ・漁業協調型の発電システム、建設方法等の確立 ・環境負荷の低減及び環境アセスメント手法の確立</p> <p>&lt;施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容&gt; 大きなポテンシャルを有する海洋再生可能エネルギー潮流発電を実用化することにより、再生可能エネルギーの導入量を拡大し、温室効果ガスの削減を更に進める。</p>	新26-013
(55)	離島の低炭素地域づくり推進事業(平成26年度)	-	-	-	2,800	-	<p>&lt;達成手段の概要&gt; ①再エネの導入や減エネの強化等を含む離島の低炭素地域づくりに向けた事業化計画策定や実現可能性調査(FS調査)の実施を支援する。(補助率:定額) ②離島の特性を踏まえた先導的な再エネの導入、民生・需要の減エネの強化等低炭素地域づくりを推進するために必要な設備の導入等を補助する。(補助率:2/3) ③新しい蓄電池の活用方法を確立し、全体としての蓄電池容量の削減と、効率的な管理・制御により、離島の再生可能エネルギーの導入量の最大化と経済性の向上を同時に実現する事業を行う。(補助率:3/4)</p> <p>&lt;達成手段の目標&gt; CO2排出削減のみならず、社会コストの低減、エネルギーの安定供給、地域活性化や防災性の強化等を実現する。</p> <p>&lt;施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容&gt; 離島における自立・分散型の低炭素なエネルギー社会のモデルを確立し、他の地域への波及効果を見込む。</p>	新26-014
(56)	先進技術を利用した省エネ型自然冷媒機器等普及促進事業(一部国土交通省・経済産業省連携事業)(平成26年度)	-	-	-	5,046	1	<p>&lt;達成手段の概要&gt; 業務用の冷凍・冷蔵・空調設備のうち、改正フロン法に基づく製品指定がされる予定の冷凍冷蔵倉庫及びショーケースについて、自然冷媒を使用した省エネ型の冷凍・冷蔵装置を導入しようとする民間事業者に対して、当該設備導入費用の一部(2分の1又は3分の1)を補助する。また、省エネ型の自然冷媒を利用した冷凍・冷蔵装置の国民向けの普及啓発を行う。</p> <p>&lt;達成手段の目標&gt; 省エネ型の自然冷媒冷凍・冷蔵装置の導入・普及の促進</p>	新26-017

<p>(57) 農業水利施設省エネルギーシステム導入推進モデル事業(農林水産省連携事業)(平成26年度)</p>	-	-	-	160	-	<p>政府が推進するエネルギーを賢く消費する社会の構築に向け、電力の大口部門である農業水利施設において、公益的な機能を併せ持つ特性をふまえた省エネルギー対策を積極的に推進するべく、モデル地区において、省エネ化に向けた調査検討、設計・協議、計画策定等に必要な経費を支援する。</p> <p>&lt;達成手段の目標&gt;          公益的な機能を持つ農業水利施設の省エネモデルを構築するとともに、本事業で得られた知見について、地方農政局、土地改良調査管理事務所、都道府県、市町村全国及び都道府県土地改良事業者団体連合等とも共有し、全国の5,000の土地改良区等への普及促進を図る。          &lt;施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容&gt;          本事業及びその波及効果により、全国の農業水利施設において省エネ化が促進されることで、CO2排出量削減に貢献する。          &lt;平成26年度達成目標&gt;          農業水利施設の特性を踏まえ、省エネルギーシステムの導入に向けた計画を策定する。</p>	新26-018
<p>(58) 低炭素ライフスタイル構築に向けた診断促進事業(平成26年度)</p>	-	-	-	320	-	<p>&lt;達成手段の概要&gt;          平成26年度より運用を開始した家庭エコ診断制度の普及促進・診断実施体制整備として、以下2事業を行う。          ①家庭向けエコ診断への補助事業          家庭で低炭素ライフスタイルを構築するため、各家庭に診断員を派遣し、家庭に応じた温室効果ガス排出削減行動を促すアドバイスを行う診断実施事業(実施機関として民間企業・地方公共団体等を想定)に対して補助を行う。          事業実施機関は、家庭に診断員の派遣を行う主体機関として、診断員の養成、派遣、診断の管理、結果のとりまとめ等を行う。          ②診断体制整備          診断を実施する上での体制整備として、環境省の示す運営体制・診断方法等に関するガイドラインに従い、診断実施機関の管理・支援や診断ソフトの管理・改善等を行う。具体的には、家庭に診断員の派遣を行う事業実施機関の認定、診断ソフトの管理・改善、診断効果の分析、運用課題改善の検討を行う。          &lt;達成手段の目標&gt;          家庭における着実な省エネを実行するための診断事業を行い、低炭素ライフスタイルへの転換を促進する。民間企業や地域主体のネットワークを活用し、各家庭において現状から20%以上のCO2削減実現を目指す。          &lt;施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容&gt;          家庭における温室効果ガス削減の着実な促進と、それを支援する人材の育成により、低炭素ライフスタイルのイノベーションを実現し、環境・生命文明社会の創出に寄与する。          &lt;平成26年度達成目標&gt;          診断世帯数: 23,000</p>	新26-019
<p>(59) 省CO2加速化・基盤整備事業(平成26年度)</p>	-	-	-	400	-	<p>&lt;達成手段の概要&gt;          以下3事業を通じて新しい省エネ導入手法やシステム実証、L2-Techの体系的整理等を行う。          ①リースを活用した業務部門等の省CO2改修加速化モデル事業          リースを活用した手法により、中小自治体や事業者が初期投資の課題を解決しつつ省CO2効果・経済的メリットがあることを検証する実証事業を行う。          ② 水素利用の統合的システム確立に向けたFS調査事業          業務向け燃料電池(FC)やFCバス等を用いた統合的システムを確立し、地域の抜本的な省CO2を図るための調査を行う。          ③ L2-Techの最大限の導入のための基礎情報整備事業          L2-Techの体系的な情報整備を進め、L2-Techリストの作成等を行う。          &lt;達成手段の目標&gt;          以下の目標達成を達成し、社会全体の大幅なエネルギー消費削減のための基盤整備・省CO2加速化を進める。          ①費用対効果の高い省CO2改修モデルの確立②業務向け燃料電池(FC)やFCバス等を用いた、水素の供給から利用までの統合的なシステムの確立③L2-Techの体系的な情報整備・L2-Techリストの作成等による、幅広い分野でのL2-Techの導入の促進。          &lt;施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容&gt;          省エネ改修普及促進を通じた業務部門の省エネ化や、水素利用の統合的システム確立による地域の抜本的なエネルギー消費削減のみならず、幅広い分野でのL2-Techの導入の促進により、単なるエネルギー使用の合理化を超えた社会全体の大幅なエネルギー消費量削減を通じ、CO2排出量の大幅な削減に寄与する。          &lt;平成26年度達成目標&gt;          リースの活用による省CO2改修の効果検証、水素利用の統合的システム確立に向けたFS調査、L2-Techに関する情報整備・リスト作成を実施する。</p>	新26-020
<p>(60) エコチューニングビジネスモデル確立事業(平成26年度)</p>	-	-	-	200	1	<p>&lt;達成手段の概要&gt;          業務用建築物において、設備の運用を最適化する能力を有する技術者を育成し、これを実践することにより、設備の運用最適化によって収益を上げるビジネスモデルの確立を図る。          &lt;達成手段の目標&gt;          設備の運用最適化が図られるビジネスモデルを確立する。          &lt;施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容&gt;          国内に多数存在する業務用建築物において、快適性や生産性を確保しつつ、自立的・継続的な二酸化炭素排出削減を実現することができる。</p>	新26-015
<p>施策の予算額・執行額</p>	<p>23,725 (16,539)</p>	<p>34,434 (29,850)</p>	<p>65,904 (67,017)</p>	<p>99,332</p>	<p>施策に関する内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)</p>		

平成26年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(環境省26-③)

別紙1

施策名	目標1-3 森林吸収源による温室効果ガスの排出抑制				担当部局名	地球環境局 研究調査室	作成責任者名 (※記入は任意)					
施策の概要	京都議定書の第一約束期間に引き続き、温室効果ガスの吸収量確保に努める。				政策体系上の 位置付け	1. 地球温暖化対策の推進						
達成すべき目標	2020年度の温室効果ガス排出削減目標である2005年度比3.8%のうち、森林吸収源については、約2.8%の確保を目標とする。				目標設定の 考え方・根拠	当面の地球温暖化対策に関する方針(平成 25年3月15日地球温暖化対策推進本部決 定)	政策評価実施予定時期	平成27年6月				
測定指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値 年度ごとの実績値						測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	
					24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度		30年度
1	—	—	約3,800万	32年度	—	—	—	—	—	—	—	2020年度の温室効果ガス排出削減目標である2005年度比3.8%のうち、森林吸収源については、約2.8%の確保を目標としたため。
2					5,280万	—						
測定指標	基準	基準年度	目標	目標年度	施策の進捗状況(目標) 施策の進捗状況(実績)						測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠	
					24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度		30年度
3												
測定指標	目標		目標年度		測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠							
4												
達成手段 (開始年度)	予算額計(執行額)			当初予算額	関連する 指標	達成手段の概要等	平成26年 行政事業レビュー 事業番号					
	23年度	24年度	25年度	26年度								
(1) 森林等の吸収源対策に関する国内体制整備確立調査費事業 (平成11年度)	29 (28)	23 (22)	23 (24)	33	1	<達成手段の概要> 京都議定書第一約束期間では、同議定書付属書I国の義務に基づき、温室効果ガスインベントリにおいて、吸収量を気候変動枠組み条約事務局に報告してきた。同議定書3条3項、4項の吸収量の数値が最終的に確定するまで、森林等の二酸化炭素排出・吸収量の算定方法についてデータの収集や検討、修正を行う(数値は年次審査報告書公開をもって最終確定。2015年1月以降遅くとも平成27年度に確定する見込み)。また、2013~2020年の計上ルールに基づく吸収量算定方法を検討するとともに、2020年以降の新たな枠組みに関する国際交渉における論点の整理・分析を行う。 <達成手段の目標> 京都議定書第一約束期間のインベントリ算定方法の改善・IPCC湿地ガイドラインの策定作業への貢献、2013~2020年の計上ルールに基づく吸収量算定方法の検討。 <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 我が国の吸収源活動が国際的に確実に認められ、京都議定書の目標達成計画が達成されるために、森林等の二酸化炭素排出・吸収量についてデータ収集等を行い、国際的なレビューを踏まえ、算定方法の改善等を行う。さらに2013年以降の第二約束期間および2020年以降の新たな枠組みにおける吸収量算定方法の検討及び改善を行う。	064					
施策の予算額・執行額	29 (28)	23 (22)	23 (24)	33	施策に係る内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)							

平成26年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(環境省26-④)

別紙1

施策名	目標1-4 市場メカニズムを活用した海外における地球温暖化対策の推進				担当部局名	地球環境局 市場メカニズム室 国際協力室 国際地球温暖化対策室		作成責任者名 (※記入は任意)			
施策の概要	途上国において優れた低炭素技術等の普及促進や対策実施を通じ、我が国の排出削減・吸収への貢献を適切に評価する二国間クレジット制度(JCM)の本格的な運用を開始し、我が国の温室効果ガス排出削減の目標達成に活用する。				政策体系上の位置付け	1. 地球温暖化対策の推進					
達成すべき目標	2016年度までにJCM署名国を16か国に増やすことを目指し、関係国との協議を加速していく。				目標設定の考え方・根拠	京都議定書目標達成計画 攻めの地球温暖化外交戦略		政策評価実施予定時期	平成27年6月		
測定指標	基準値	目標値	年度ごとの目標値 年度ごとの実績値								測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
	基準年度	目標年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度		
1 JCM署名国数	8か国	25年度	16か国	28年度	-	-	-	-	-	-	・攻めの地球温暖化外交戦略(H25年11月発表(外務省、経済産業省、環境省))において、「3年間でJCMの署名国を現在の8か国から倍増することを目指す」とされているため。
測定指標	基準	目標	施策の進捗状況(目標) 施策の進捗状況(実績)								測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠
	基準年度	目標年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度		
測定指標	目標	目標年度	測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠								
達成手段(開始年度)	予算額計(執行額)			当初予算額	関連する指標	達成手段の概要等				平成26年 行政事業レビュー 事業番号	
	23年度	24年度	25年度	26年度							
京都メカニズム運営等経(1)費事業(平成14年度)	76 (77)	88 (93)	99 (99)	93	-	<達成手段の概要> 京都メカニズムの活用に必要な国別登録簿の運用・管理を継続的に行うとともに、気候変動に関する国際連合枠組条約事務局が主体となって作成された技術仕様の変更等へ適切に対応する。 <達成手段の目標> 京都議定書に基づき付属書 I 国に設置が義務付けられ、我が国の京都議定書の排出削減目標の遵守や、京都メカニズム活用の必要要件である国別登録簿の適正な運用等を行う。 <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 平成14年度末にプロトタイプ版を構築し、京都議定書の発効と同時に一部を運用開始。 平成20年初から京都メカニズムへの参加資格を得て、第一約束期間開始と同時に本格運用。 平成21年度に利便性向上等のためのシステム改修を実施。				065	



<p>二国間オフセット・クレジット (2)ト制度の構築等事業 (平成16年度)</p>	<p>2,991 (2,813)</p>	<p>3,184 (3,077)</p>	<p>3,503 (2,268)</p>	<p>4302 (うち1,038 繰越)</p>	<p>1</p>	<p>&lt;達成手段の概要&gt; 新たなメカニズムや既存メカニズムの改善に関する知見を得るため、途上国等において、我が国企業が実施する具体の削減事業について、実現可能性調査を行う。途上国に対し、新メカニズムに対応できる堅固な事業審査及び削減量の測定・報告・検証(MRV)体制の構築支援を行う。 京都メカニズムの改善提案や、新たなメカニズムについて制度検討等を行う。 &lt;達成手段の目標&gt; 新たなメカニズムの構築に向けて、我が国の支援により途上国において人材が育成されるとともに、審査・MRV体制の整備を含む各種体制を整えること。 &lt;施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容&gt; 日本の技術、製品、企業活動の貢献が適切に評価されるよう新たなメカニズムを構築するために、途上国における案件発掘・形成のための人材育成支援、審査・MRV体制の構築支援を行う。 新たなメカニズムの構築やCDMの改善に関する知見を得るため、世界各地でMRVモデル実証調査や実現可能性調査等を行う。 アジアを中心とした途上国等政府機関に対し、CO2排出削減に係る具体案件を題材とし、地方政府・現地民間事業者に対する、案件発掘・形成能力向上を目的としたセミナーやワークショップを開催し、プロジェクト実施を促進・支援する。 途上国ごとの情報(窓口政府機関、プロジェクト承認基準、重点・有望プロジェクト分野、プロジェクト実施例、各国内の温暖化対策に関する最新の動き等)、メカニズムの運用ルールや国連での議論・結論に関する最新情報、日本政府による民間事業者への支援策に関する情報等を収集し、専用webサイトにおいて広く一般に提供するとともに、相談窓口を設け、我が国民間企業等からの基礎的な相談に応じる。</p>	<p>066</p>
<p>京都メカニズムクレジット (3)取得事業 (平成18年度)</p>	<p>8,942 (5,457)</p>	<p>7,401 (4,015)</p>	<p>5,613 (4,480)</p>	<p>64</p>	<p>-</p>	<p>&lt;達成手段の概要&gt; 京都メカニズムのうち、割当量等の移転に伴う資金を温室効果ガスの排出削減その他環境対策を目的に使用するという条件の下で行うグリーン投資スキーム(GIS)について、日本から支払った資金が適切に環境対策プロジェクトに使われているかを確認する事業を実施 &lt;達成手段の目標&gt; 京都議定書の第一約束期間における削減約束に相当する排出量と同期間における実際の温室効果ガスの排出量との差分について、京都クレジットを活用。 &lt;施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容&gt; 平成18年度から、ウクライナ、チェコといった東欧諸国とのGISや、中国、インドといった途上国におけるCDM案件について、各方面と契約を締結し、平成26年4月1日現在、総計9,749.3万トン(CO2換算)のクレジットを移転済み。</p>	<p>067</p>
<p>途上国におけるコベネフィット効果検証・実証事業 (平成26年度)</p>	<p>1,358 (547)</p>	<p>707 (140)</p>	<p>215 (212)</p>	<p>630</p>	<p>-</p>	<p>&lt;達成手段の概要&gt; 現地での環境条件下において適用可能なコベネフィット技術の実証を行う実験施設の整備及びコベネフィット効果の観測、測定・検証・報告の普遍化、定型化の検討を行う。 &lt;達成手段の目標&gt; コベネフィット事業の推進 &lt;施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容&gt; 排出量が伸びつつある途上国に対して、コベネフィット・アプローチによる具体的な事業支援を行うことにより、途上国の温暖化対策への理解や積極的な参加の促進に寄与する。</p>	<p>069</p>
<p>アジアの低炭素社会実現のためのJCM大規模形成支援事業 (平成25年度)</p>	<p>-</p>	<p>-</p>	<p>1,102 (1,092)</p>	<p>1,600</p>	<p>-</p>	<p>&lt;達成手段の概要&gt; アジア地域における“一足飛び”の低炭素型発展の実現を目指し、JCM大規模案件化に向けた実現可能性調査や、支援事業を行う。 都市や地域などの面的な形でのJCM大規模案件の形成可能性について実現可能性調査(F/S調査)を実施(H25年度:17件の調査を実施)。 JCM大規模案件の形成を支援するため、自治体プラットフォームや企業プラットフォーム・研究者プラットフォームの構築・運営や、各種支援ツールの作成、有識者による戦略会議の開催、セミナー開催等の支援事業を実施。 &lt;達成手段の目標&gt; JCM大規模案件形成に向け、我が国及びホスト国の事業関係者(事業者・政府・自治体・研究者等)の知見・経験の蓄積・交流による事業化実施能力の向上を行うと共に、事業化に向けた環境整備等を推進する。 &lt;施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容&gt; 実現可能性調査の実施により、JCM事業化案件の発掘を行う。 ソフト支援として実施する各種イベントや支援ツール、連携のためのプラットフォームの活用を通じて、我が国及びホスト国の事業関係者(事業者・政府・自治体・研究者等)の知見・経験の蓄積・交流を促進し、事業化のための能力向上をはかる。</p>	<p>068</p>
<p>気候技術センター・ネットワーク(CTCN)事業との連携推進 (平成26年度)</p>	<p>-</p>	<p>-</p>	<p>-</p>	<p>97</p>	<p>-</p>	<p>&lt;達成手段の概要&gt; 途上国に向けて気候変動に係る技術の開発・移転を実施・促進するために設置された気候技術センター・ネットワーク(CTCN)に対して資金拠出を行い、低炭素技術の実用化や普及を促進する。 &lt;達成手段の目標&gt; CTCNの実施を支援することにより、途上国における低炭素化の推進や温室効果ガスの排出削減に貢献し、かつ、日本が世界に誇る低炭素技術の海外展開を促進する。 &lt;施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容&gt; CTCNに対して資金拠出を行い、その実施に貢献する。</p>	<p>新26-024</p>

<p>(7) 二国間クレジット制度(JCM)推進のためのMRV等関連する技術高度化事業(平成26年度)</p>	-	-	-	2900	-	<p>&lt;達成手段の概要&gt;          大都市単位あるいは大規模排出源単位での二酸化炭素等の排出把握を行うため、温室効果ガス観測技術衛星「いぶき」(GOSAT)後継機に搭載する観測センサの高度化を行う。さらにこれにより、低炭素社会構築、気候変動の緩和策の推進、大気汚染の改善も同時にすすめるコベネフィット的問題解決にも貢献する。詳細な地上観測等による実測データを用いて衛星データを補完し、地上等における二酸化炭素、一酸化炭素、SLCP(短寿命気候汚染物質)などの観測設備の整備を行う。          日本の要素技術をもとに、アジア諸国の実情に合わせて都市及び地域全体として効率のよい低炭素システムを設計、提案する。          &lt;達成手段の目標&gt;          アジア諸国等におけるJCMのための算定・報告・検証(MRV)の精度向上を行い、大都市単位あるいは大規模排出源単位での二酸化炭素等の排出を把握することで、JCM対象事業の実施を後押しする。          &lt;施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容&gt;          GOSAT後継機の衛星データ等を利用して、二酸化炭素等の排出を大都市単位、大規模排出源単位で把握し、JCM等の効果をマクロな規模で検証する。衛星データを補完するための地上観測等設備等の整備により、JCMのためのMRVの精度向上を行う。          都市及び地域全体として効率の良い低炭素システムを導入し、現地において衛星を使ったMRVの推進を行う。</p>	新26-025
<p>(8) 途上国向け低炭素技術イノベーション創出事業(平成26年度)</p>	-	-	-	1,500	-	<p>&lt;達成手段の概要&gt;          途上国において普及可能性の高い低炭素技術を調査・掘り起こし、途上国の環境規制・制度、文化慣習、資源・エネルギー制約等の特性を考慮した技術・製品のリノベーション要素を抽出し、低炭素技術のリノベーションを行う民間事業者に対し当該費用の一部を補助する。          &lt;達成手段の目標&gt;          途上国の環境規制・制度、文化慣習、資源制約等の特性を踏まえた抜本的なリノベーションを行い、JCMの更なる拡大、途上国の低炭素社会創出及び我が国の低炭素技術の国際展開・競争力強化を図る。          &lt;施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容&gt;          二国間クレジット制度の本格導入及びクレジット取得量の増大に寄与する。</p>	新26-026
<p>施策の予算額・執行額</p>	<p>9,753 (8,894)</p>	<p>10,797 (7,325)</p>	<p>9,494 (8,151)</p>	<p>11,186</p>	<p>施策に関係する内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)</p>		

平成26年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(環境省26-⑤)

別紙1

施策名	目標2-1 オゾン層の保護・回復				担当部局名	地球環境局 フロン等対策推進室	作成責任者名 (※記入は任意)					
施策の概要	オゾン層の状況の監視を行い、オゾン層破壊物質の生産・消費規制、排出抑制対策を実施し、さらにフロン類の回収・破壊を推進する。				政策体系上の位置付け	2. 地球環境の保全						
達成すべき目標	オゾン層破壊物質の生産・消費量の削減、既に使用されているオゾン層破壊物質の大気への放出を抑制することにより、オゾン層の保護・回復を図り、有害紫外線による人の健康や生態系への悪影響を減らす。				目標設定の考え方・根拠	モニタリング議定書	政策評価実施予定時期	平成27年6月				
測定指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値 年度ごとの実績値						測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	
					24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度		30年度
1	ハイドロクロロフルオロカーボン(HCFC)消費量(ODPtン)	5,562	H元年度	0	H32年度	-	-	-	-	-	-	モニタリング議定書に基づき、HCFCの生産・消費量を平成32年度までに0にする必要があるため(オゾン層破壊物質のうちCFCについては既に目標を達成済み)。
2	PRTRによるオゾン層破壊物質の排出量のODP換算値(ODPtン)	-	-	減少傾向を維持	-	-	-	-	-	-	-	オゾン層破壊物質の排出量をできるだけ削減する必要があるため。
3	業務用冷凍空調機器からのフロン類回収量(トン)	-	-	増加傾向を維持	-	-	-	-	-	-	-	オゾン層破壊物質の排出量を削減する手段として、フロン回収・破壊法に基づくフロン類の回収を進めており、その量をより一層増加させる必要があるため(現在は回収率が3割程度で推移している)。
達成手段 (開始年度)	予算額計(執行額)				当初予算額	関連する指標	達成手段の概要等				平成26年 行政事業レビュー 事業番号	
	23年度	24年度	25年度	26年度								
(1)フロン等対策推進調査費	130 (104)	106 (72)	115 (92)	236	1、2、3	<p>&lt;達成手段の概要&gt; オゾン層破壊物質の排出抑制対策を実施するとともに、温室効果ガスである代替フロン等3ガスの排出抑制を実施するため、フロン類の適正な回収及び破壊の推進やオゾン層の状況の監視等を行い、今後の対策について検討等を行う。</p> <p>&lt;達成手段の目標&gt; ・オゾン層の保護・回復と地球温暖化の防止 ・業務用冷凍空調機器の使用時排出抑制対策・ノンフロン製品等の普及加速化による脱フロン社会構築の推進</p> <p>&lt;施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容&gt; ・業務用冷凍空調機器の冷媒フロン類の廃棄時回収率は約3割と低い水準であり、法律の施行状況の実態把握やフロン類に係る経済的手法の適用可能性の検討を行うことにより、フロン類対策の一層の向上を図ることができる。 ・フロン類等を用いないノンフロン製品の普及を図ることにより、消費者のフロン対策に対する意識を向上するとともに、フロン類等の消費量や排出量の削減を図ることができる。</p>				018		
施策の予算額・執行額	130 (104)	106 (72)	115 (92)	236	施策に関係する内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)							

平成26年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(環境省26-⑥)

別紙1

<p>施策名</p>	<p>目標2-2 地球環境保全に関する国際連携・協力</p>						<p>担当部局名</p>	<p>地球環境局 研究調査室 国際連携課 国際地球温暖化対 策室 国際協力室</p>	<p>作成責任者名 (※記入は任意)</p>		
<p>施策の概要</p>	<p>環境に関する世界的な枠組みづくりやルール形成等に積極的に貢献するとともに、アジアをはじめとする各国及び国際機関との連携・協力を進める。</p>						<p>政策体系上の位置付け</p>	<p>2. 地球環境の保全</p>			
<p>達成すべき目標</p>	<p>環境に係る主要国際会議の政府対処方針の作成や会議への出席を通じて、国際的な枠組みづくり・ルール形成等への積極的な貢献を行う。また、アジアをはじめとする各国(大使館等)や主要国際機関との連携・協力を推進する。</p>						<p>目標設定の考え方・根拠</p>	<p>環境基本法第5条(国際的協調による地球環境保全の積極的推進)</p>	<p>政策評価実施予定時期</p>	<p>平成27年6月</p>	
<p>測定指標</p>	<p>基準値</p>	<p>目標値</p>	<p>年度ごとの目標値 年度ごとの実績値</p>								<p>測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠</p>
			24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度		
1											
2											
<p>測定指標</p>	<p>基準</p>	<p>目標</p>	<p>施策の進捗状況(目標) 施策の進捗状況(実績)</p>								<p>測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠</p>
			24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度		
3											
<p>測定指標</p>	<p>目標</p>		<p>測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠</p>								
4	-		-								
5	-		-								

達成手段 (開始年度)	予算額計(執行額)			当初予算額	関連する 指標	達成手段の概要等	平成26年 行政事業レビュー 事業番号
	23年度	24年度	25年度	26年度			
気候変動枠組条約・京都 (1) 議定書拠出金 (平成16年度)	102 (102)	102 (102)	97 (96)	171	5	<p>&lt;達成手段の概要&gt; 気候変動枠組条約に参加する先進国の一員としての責任を果たすため、各国の削減目標・行動の着実な実施に資するMRV(測定・報告・検証)や、気候変動への適応対策を効果的に進めるための仕組みに対する拠出等、同条約及び京都議定書の実施のために必要な費用の一部を拠出する。</p> <p>&lt;達成手段の目標&gt; 気候変動枠組条約及び京都議定書の効果的な実施。</p> <p>&lt;施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容&gt; 気候変動に対する国際的な枠組みに関する条約の効果的な実施のため、必要費用の一部を負担することにより貢献する。</p>	070
将来国際枠組みづくり推 (2) 進経費 (平成19年度)	122 (112)	93 (78)	117 (103)	126	5	<p>&lt;達成手段の概要&gt; 2015年のCOP21での合意を見据え、気候変動に関する2020年以降の法的枠組みの構築に係る交渉を進めるため、我が国として望ましい枠組みのあり方や具体的な制度設計に関する検討を行うとともに、主要国に対して積極的に働き掛ける。また、途上国での排出削減を着実に実施するための能力向上や体制の構築等に資する取組を行う。</p> <p>&lt;達成手段の目標&gt; 2020年以降の法的枠組みの合意に向けた交渉の進捗。</p> <p>&lt;施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容&gt; 望ましい枠組みのあり方や具体的な制度設計に関する検討を行うとともに、主要国に対して積極的に働き掛けることにより、2020年以降の法的枠組みの合意に向けた国際的な議論に貢献する。</p>	071
(3) 経済協力開発機構拠出金 (平成7年度)	31 (31)	29 (29)	28 (28)	33	-	<p>&lt;達成手段の概要・目標&gt; ・OECD拠出金 OECDの環境プログラムのうち、気候変動分野における各種分析、気候変動枠組条約の実施を助けるために実施している作業、加盟国等の環境保全成果について相互に審査を行う作業や化学品の有害性評価手法(基準)の策定に関する作業など、環境省で積極的に関与し活用しているものに対し、プログラムごとの金額分配を指定した上で拠出を行う。</p> <p>&lt;施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容&gt; 環境分野、とりわけ経済的側面からの環境問題の分析において数々の業績を残している国際機関であるOECDと協働することによって、国際的な枠組みづくり・ルール形成等への積極的な貢献を行うとともに、各国や主要国際機関との連携・協力を推進することができる。</p>	072
排出・吸収量世界標準算 (4) 定方式確立事業拠出金等 (平成9年度)	177 (177)	178 (178)	166 (166)	172	5	<p>&lt;達成手段の概要&gt; ①気候変動に関する政府間パネル(IPCC)拠出金(平成9年度～) ・IPCCの科学的知見が国際的枠組みの構築の基盤となっていることを踏まえ、IPCCの活動や各種報告書作成に貢献すべく、環境省はIPCCに対し拠出金により支援する。 ②排出・吸収量世界標準算定方式確立事業拠出金(平成11年度～) ・我が国は1998年のIPCC第14回総会において、インベントリー(温室効果ガスの排出目録)の方法論改訂、確立に向けた作業を集中的に実施するためのタスクフォースの事務局(テクニカルサポートユニット)をホストすることを提案、了承された。タスクフォース事務局の活動を拠出金により支援する。</p> <p>&lt;達成手段の目標&gt; 拠出金の支出 &lt;施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容&gt; 拠出金を支出し、IPCC及びインベントリータスクフォースを支援することにより、各国の政策策定に資する科学的知見の取りまとめに貢献するとともに、IPCCの活動における我が国のプレゼンスが増すことが期待される。また、同タスクフォースは、気候変動枠組条約(UNFCCC)からの要請のもと、温室効果ガスの排出量を正確に推計するためのマニュアル等の作成を担当し、国際的な気候変動対策の実施に貢献している。</p>	073

<p>国際連合環境計画拠出金 (5)等 (「達成手段の概要」参照)</p>	<p>261 (261)</p>	<p>219 (219)</p>	<p>213 (213)</p>	<p>319</p>	<p>-</p>	<p>&lt;達成手段の概要・目標&gt;          ・UNEP拠出金(H16年度～)          国際連合システム内外における環境関連活動の唯一の総合調整機関であるUNEPへ拠出金を拠出することにより、今後のUNEPにおける我が国のプレゼンスを高め、我が国に蓄積された知識、経験、技術等を国際環境政策にインプットし、世界共通の課題に国際的な貢献を行う。</p> <p>・UNEP国際環境技術センター(IETC)拠出金(H16年度～)          廃棄物管理分野等における専門的技術やノウハウを開発途上国へ移転する事業を実施するIETCへ拠出金を拠出することにより、その継続的な活動やプログラムの実施を支援することで、その機能を発揮させ我が国の環境分野における大きな国際貢献を実現する。また、IETCを通じて我が国が有する環境分野の制度、技術、ノウハウを世界に提供する。</p> <p>・UNEPアジア太平洋地域事務所拠出金「気候変動に強靱な発展支援プログラム」(H24年度～)          アジア・太平洋地域の途上国に対して適応基金へのダイレクトアクセス(直接の支援申請)の能力開発を行う。</p> <p>・アジア太平洋適応ネットワーク事務局への拠出(H26年度～)          アジア太平洋を中心としたアジア太平洋適応ネットワーク事務局を担うUNEP-ROAP等へ拠出を行うことにより、同事務局運営を中心に世界適応ネットワークの活動を支援する。</p> <p>&lt;施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容&gt;          国際連合環境計画(UNEP)は国連の下に設置された環境に関する問題を国際的かつ横断的に扱う唯一の組織であり、当該組織の活動を支援することにより、世界全体での環境保全の推進に貢献するとともに、我が国の有する環境分野の知見・経験・技術等を各国と共有する。</p>	<p>074</p>
<p>(6) 国際連携戦略推進費 (平成23年度)</p>	<p>70 (62)</p>	<p>68 (75)</p>	<p>76 (58)</p>	<p>95</p>	<p>-</p>	<p>&lt;達成手段の概要&gt;          国連持続可能な開発会議(リオ+20)の成果を踏まえ、持続可能な開発目標(ポスト・ミレニアム開発目標)の策定プロセス及びUNEPの強化等の国際環境ガバナンスの議論へ積極的に貢献すべく、各国・関連国際機関のポジション等の調査・分析と、国際環境戦略の検討等を実施する。また、各国の理解と協力を得ながら国際的な議論を牽引していくために、NGOやマスコミ等世論の動向にも配慮しながら、戦略的な国際広報を推進する。加えて、「環境」と「貿易」の観点から、WTOにおける貿易と環境の議論をフォローするとともに、現在交渉中のEPA(経済連携協定)/FTA(自由貿易協定)又は今後交渉に入ることが予想されるTPP(環太平洋パートナーシップ)協定、EPA/FTAに環境配慮の観点等を盛り込むことを目指し、戦略的な検討を実施する。</p> <p>&lt;達成手段の目標&gt;          ・各国や関連国際機関のポジション及び国際的な議論の動向を精査し、また「経済」、「社会」と「環境」との関連性も考慮した上で、国際社会に対し、持続可能な発展や環境保全の国際的枠組に関する方向性を示すような知的貢献、建設的提案を行う。          ・環境保全に係る国際的議論を牽引するため、戦略的国際広報を推進する。</p> <p>&lt;施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容&gt;          各国政府や国際機関における環境分野のポジションや取組状況等について調査・分析を行い、環境保全に係る国際連携戦略の検討を実施し、国際的な枠組みづくり・ルール形成等への積極的な参画を進めていくことで、各国や主要国際機関との連携・協力を推進することができる。</p>	<p>076</p>
<p>国際連合気候変動枠組条約事務局拠出金 (7) (平成21年度)</p>	<p>17 (17)</p>	<p>16 (15)</p>	<p>17 (15)</p>	<p>20</p>	<p>4</p>	<p>&lt;達成手段の概要・目標&gt;          同事務局に我が国から専門家を派遣し、同事務局と意思疎通を促進することにより求める主な成果は以下のとおり。          ・政府間プロセスを支援し、実施に関する補助機関(SBI)に報告される内容の準備          ・資金、緩和、持続可能な開発にかかる政策及び措置に関する情報のまとめ及び分析支援          ・非付属書1国が国別報告書を作成するに当たっての技術及び能力に関するニーズを把握し、これを改善する提言等</p> <p>&lt;施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容&gt;          ・政府間プロセスを支援し、実施に関する補助機関(SBI)に報告される内容の準備          ・資金、緩和、持続可能な開発にかかる政策及び措置に関する情報のまとめ及び分析支援          ・非付属書1国が国別報告書を作成するに当たっての技術及び能力に関するニーズを把握し、これを改善する提言等</p>	<p>075</p>

<p>環境国際協力推進費 (8) (※「達成手段の概要・目標」参照)</p>	<p>216 (161)</p>	<p>171 (144)</p>	<p>185 (136)</p>	<p>187</p>	<p>4</p>	<p>&lt;達成手段の概要・目標&gt;          ・東アジア・東南アジア地域において、各種環境政策対話を通じ我が国のクリーンアジア・イニシアティブ(CAI)の取り組みの普及・浸透を図るとともに、東アジア首脳会議環境大臣会合、ASEAN+3環境大臣会合及び日ASEAN環境協力対話等の機会を捉え我が国の技術及び経験を広め、アジア諸国における持続可能な発展を促す。(平成21年度～)          ・東アジアの中核国である日中韓3カ国においては、日中韓三カ国環境大臣会合(TEMM)を継続的に開催するとともに、各種TEMMプロジェクトの実施を推進する。(平成10年度～)          ・日中環境協力強化にむけ中央政府レベルでの取り組みを共同で調査・研究し、公開セミナーを通じて成果を発表するとともに、日モンゴル、日インドネシア、日ベトナム等においても政策対話等を通じて環境協力を推進する(平成21年度～)。          ・気候変動対策に関する我が国の政策立案の知見を活用し、緑の機構基金(GCF)の運営及び制度設計プロセスに戦略的に関与するために、本業務では、既存の資金メカニズムの設計及び運用の実態について最新の知見を収集し、今後の基金設計に係る主要論点、各国のポジションについての分析を取りまとめる。(平成25年度～)</p> <p>&lt;施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容&gt;          途上国において増大する環境負荷を低減するため、東アジア首脳会議環境大臣会合、ASEAN+3環境大臣会合及び日中韓三カ国環境大臣会合等において政策対話を進めると同時に、各個別環境協力プロジェクトの形成及び推進を行うことにより、国際的な枠組みづくり・ルール形成等への積極的な貢献を行うとともに、各国や主要国際機関との連携・協力を推進することができる。</p>	<p>077</p>
<p>短期寿命気候汚染物質削減に関する国際パートナーシップ拠出金関連業務 (平成25年度)</p>	<p>-</p>	<p>-</p>	<p>303 (278)</p>	<p>340</p>	<p>4.5</p>	<p>&lt;達成手段の概要&gt;          短期寿命気候汚染物質(SLCP)に関し、短期寿命気候汚染物質削減のための気候と大気浄化の国際パートナーシップ(CCAC)に対する資金供出を行いつつ、我が国の技術・経験を活かしてアジア地域等におけるCCACの活動を主導するとともに、アジア地域におけるSLCP汚染の実態調査等を行う。</p> <p>&lt;達成手段の目標&gt;          アジア地域等におけるSLCP及びエネルギー起源CO2の一体的削減の促進。</p> <p>&lt;施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容&gt;          SLCP削減のための国際的パートナーシップに貢献するとともに、ブラックカーボン等の削減を通じたアジア地域への貢献のあり方について検討する。</p>	<p>054</p>
<p>施策の予算額・執行額</p>	<p>996 (923)</p>	<p>876 (840)</p>	<p>899 (815)</p>	<p>1123</p>	<p>施策に関係する内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)</p>		

平成26年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(環境省26-⑦)

別紙1

<p>施策名</p>	<p>目標2-3 地球環境保全に関する調査研究</p>										<p>担当部局名</p>	<p>地球環境局 研究調査室</p>	<p>作成責任者名 (※記入は任意)</p>	
<p>施策の概要</p>	<p>地球環境分野のモニタリングを推進するとともに、気候変動の影響及び影響に対する適応の情報収集・調査研究などを推進する。</p>										<p>政策体系上の 位置付け</p>	<p>2. 地球環境の保全</p>		
<p>達成すべき目標</p>	<p>気候変動等の分野に必要な調査研究、監視・観測、基盤技術の開発、情報提供を推進する。</p>										<p>目標設定の 考え方・根拠</p>	<p>第3期科学技術基本計画(平成18年3月28日 閣議決定)</p>	<p>政策評価実施予定時期</p>	<p>平成27年6月</p>
<p>測定指標</p>	<p>基準値</p>	<p>基準年度</p>	<p>目標値</p>	<p>目標年度</p>	<p>年度ごとの目標値 年度ごとの実績値</p>						<p>測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠</p>			
<p>1 地球環境保全試験研究費 による業務終了翌年度に 実施する事後評価(5点満 点)で4点以上を獲得した 課題数(4点以上の課題数 /全評価対象課題数)</p>	-	-	各年で50% 以上	-	24年度 50%	25年度 50%	26年度 50%	27年度 50%	28年度 50%	29年度 50%	30年度 50%	<p>地球環境保全試験研究費は、「研究成果の社会的・経済的・行政的価値」、「研究成果の科学的・技術的価値」等の研究成果の社会的価値に関する指標を用い事業終了後「事後評価」を外部評価委員会により実施している。 優れた研究であったと説明できる4点以上の課題が過半数を占めることが概ね国民理解を得られるラインだと考えられるため。</p>		
<p>2 各種研究調査の推進・成 果等の情報提供の進捗状 況</p>	-	-	-	-	24年度 成果の施 策への活 用	25年度 成果の施 策への活 用	26年度 成果の施 策への活 用	27年度 成果の施 策への活 用	28年度 成果の施 策への活 用	29年度 成果の施 策への活 用	30年度 成果の施 策への活 用	<p>地球環境を保全し、環境と経済の統合された社会の実現のために、環境研究・技術開発の推進が必要不可欠であり、その重要性については第3期科学技術基本計画(平成18年3月28日閣議決定)においても指摘されており、地球温暖化防止等の分野に必要な調査研究、監視・観測、基盤技術の開発、情報提供を推進することとしたため。</p>		
<p>測定指標</p>	<p>目標</p>	<p>目標年度</p>	<p>測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠</p>											



達成手段 (開始年度)	予算額計(執行額)				当初予算額 26年度	関連する 指標	達成手段の概要等	平成26年 行政事業レビュー 事業番号
	23年度	24年度	25年度	26年度				
地球環境戦略研究機関拠 (1) 出金 (平成10年度)	500 (500)	500 (500)	500 (500)	520	2	<p>&lt;達成手段の概要&gt; 地球環境戦略研究機関では、これまでの活動により築いたネットワークや知名度も活かしつつ、顕在化する環境危機に対してより迅速に取り組み、アジア太平洋地域の途上国をはじめとした各国政府、国際機関の環境政策に採用されるような研究成果を提示していくこととしている。さらに単なる研究のみならず、政府間の情報交換の促進や政策形成の支援といった、民間では実施できない高度な公共性および国際性を要する業務を進めている。 このような活動を行うアジア太平洋地域唯一の国際的環境政策研究機関として、アジア太平洋地域の持続可能な開発に向けた取組みに貢献する研究をリードするため、拠出金により支援するものである。</p> <p>&lt;達成手段の目標&gt; 地球環境戦略研究機関が実質的な国際機関としての地位を確立し、国際的なネットワークの形成の促進、国際世論形成に対する貢献などを通じて、地球環境問題に対し、我が国がリーダーシップを果たす上で重要な役割を担うこと。</p> <p>&lt;施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容&gt; 地球環境問題は、我が国の国際貢献が最も期待される分野の一つ。環境省としては、IGESが研究成果や提言を国際的に発信し、科学面から地球環境問題の解決に寄与していくことを期待。 我が国が、このように自国のみ利益を超えた公共・公益的な視点で積極的な国際貢献を行うことは、日本の国際的イメージアップと尊敬の獲得につながり、日本の大きな国益に合致し、施策の達成すべき目標に寄与する。</p>	078	
地球環境に関するアジア 太平洋地域共同研究・観 測事業拠出金 (平成10年度)	194 (194)	182 (182)	243 (243)	241	2	<p>&lt;達成手段の概要&gt; アジア太平洋地球変動研究ネットワーク(APN)は日米韓等の拠出金により公募型の先進国・途上国共同研究の推進やセミナー等の開催による能力開発事業の推進を行う。対象案件は、国際公募した上で厳密な審査を経て政府間会合が承認し、その成果は政府間会合に報告される。また、本ネットワークによるセミナーや政策対話を通じて、参加国間の連携を強化するとともに、ウェブ、ニュースレター、研究報告書を通じた情報発信等を行う。</p> <p>&lt;達成手段の目標&gt; 競争的資金を活用した効率的な採択を行い、途上国のニーズに応える形で、我が国の科学的知見を共有する。</p> <p>&lt;施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容&gt; 競争的資金により地球環境に関する研究の促進、セミナーの開催、ウェブやニュースレター等による成果の情報提供が促進される。</p>	079	
温室効果ガス観測技術衛 (3) 星「いぶき」による地球環 境観測事業(平成23年度)	274 (264)	120 (118)	109 (106)	112	2	<p>&lt;達成手段の概要&gt; ・「いぶき」データの検証に必要な二酸化炭素、メタンの濃度観測データを国際的観測ネットワークから入手するとともに、日本周辺では地上並びに航空機による観測データ取得等を行う。 ・取得した検証用データを用いて、「いぶき」の観測データと比較し検証解析を行い、検証解析により得られた原因解析に基づき、補正手法を検討し「いぶき」の観測データに対して補正を施し、国際的に使用できる観測データの品質保証を行う。</p> <p>&lt;達成手段の目標&gt; 全球の二酸化炭素及びメタンの収支推定値の不確実性の低減</p> <p>&lt;施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容&gt; 全球の炭素循環をより精緻に理解し、気候科学に貢献し、それにより気候変動に関する政策に資する。</p>	080	
気候変動影響評価・適応 (4) 推進事業(平成16年度) (関連:26-1)	-	-	-	-	-	-	-	-
地球環境保全試験研究費 (5) (平成13年度)	302 (301)	270 (269)	280 (273)	279	1	<p>&lt;達成手段の概要&gt; ・地球環境保全試験研究費(H13年度～) 関係行政機関及び関係行政機関の試験研究機関が実施する地球環境の保全に関する試験研究について、効率的かつ総合的な試験研究計画等の推進を図るため、環境省設置法第4条第3号の規定に基づき、関係予算を一括計上し、予算成立後関係行政機関へ移し替えることにより、試験研究の一元的推進を図るもの。</p> <p>&lt;達成手段の目標&gt; -</p> <p>&lt;施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容&gt; 本事業における研究は、中長期的視点も踏まえ、計画的・着実に進めるべきものであり、観測結果等の成果は、地球温暖化対策をはじめ地球環境政策の立案・実施に科学的基盤を与えるものである。</p>	081	
施策の予算額・執行額	1,270 (1,259)	1,072 (1,069)	1,132 (1,122)	1,152	施策に関係する内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)			

平成26年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(環境省26-14)

別紙1

施策名	目標4-1 国内及び国際的な循環型社会の構築					担当部局名	大臣官房廃棄物・リサイクル対策部企画課循環型社会推進室	作成責任者名 (※記入は任意)	循環型社会推進室長			
施策の概要	循環型社会形成推進基本計画等を着実に施行して国内における循環型社会の構築を図るとともに、3Rイニシアティブに基づいて国際的な循環型社会構築を図る。					政策体系上の位置付け	4. 廃棄物・リサイクル対策の推進					
達成すべき目標	循環型社会形成推進基本計画に基づき定められた、資源生産性の向上、循環利用率の向上、廃棄物最終処分量の削減等の目標を達成するとともに、3Rイニシアティブに基づき国際的に3Rを推進することにより、循環型社会の形成をめざす。				目標設定の考え方・根拠	循環型社会形成推進基本法に基づき、我が国の経済社会を、大量生産・大量消費・大量廃棄型から持続可能な循環型社会へ変革する。		政策評価実施予定時期	平成27年6月			
測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値 年度ごとの実績値						測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	
	基準年度	目標年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度			
1 資源生産性(GDP/天然資源等投入量)(万円/トン)	24.8	H12年度	46	H32年度	-	-	-	42	-	-	-	循環型社会形成推進基本法に基づく第三次循環型社会形成推進基本計画(H25年5月閣議決定)において、物質フロー指標として目標が設定されている。
2 循環利用率(循環利用量/総物質投入量)(%)	10.0	H12年度	17	H32年度	-	-	-	14~15%	-	-	-	循環型社会形成推進基本法に基づく第三次循環型社会形成推進基本計画(H25年5月閣議決定)において、物質フロー指標として目標が設定されている。
3 廃棄物最終処分量(百万トン)	56.0	H12年度	17	H32年度	-	-	-	23	-	-	-	循環型社会形成推進基本法に基づく第三次循環型社会形成推進基本計画(H25年5月閣議決定)において、物質フロー指標として目標が設定されている。
達成手段 (開始年度)	予算額計(執行額)			当初予算額	関連する指標	達成手段の概要等					平成26年 行政事業レビュー 事業番号	
	23年度	24年度	25年度	26年度								
循環型社会形成年次報告(1)策定事務費(平成13年度)	11 (16)	8 (11)	8 (11)	9	1,2,3	<p>&lt;達成手段の概要&gt; 循環型社会形成推進基本法第14条に基づく循環型社会白書を作成し、国会に提出する。また同白書を全国各地で国民に解説するとともに、英訳版を作成し、広く海外へも情報発信を行う。</p> <p>&lt;達成手段の目標(平成26年度)&gt; 循環型社会白書を作成し、国会に提出する。</p> <p>&lt;施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容&gt; 循環型社会形成に向けた取組の状況について、広く国民に向け普及啓発を行うことにより、国民の3R(リデュース、リユース、リサイクル)に向けた取組を促し、もって資源生産性の向上、循環利用率の向上、廃棄物最終処分量の減少に寄与する。</p>					138	

<p>(2) 循環型社会推進等経費 (平成13年度)</p>	<p>169 (158)</p>	<p>137 (132)</p>	<p>113 (123)</p>	<p>97</p>	<p>1.2.3</p>	<p>&lt;達成手段の概要&gt; 事業目的を達成するため、 1)第三次循環型社会形成推進基本計画に規定された物質フロー図中のデータの更新、物質フロー指標及び取組指標に係る進捗状況の把握・評価並びに指標について同基本計画において課題とされた事項の検討 2)3R推進のための全国大会、先進事例に対する大臣表彰、小中学生への意識啓発を目的としたポスターコンクール等の開催、実施 3)地域の実情及び当該地域で循環する物質の性質に応じた物質循環圏の形成の促進 4)3Rのうち取組が遅れている2R(リデュース・リユース)を促進するための先進事例集の作成 5)ウェブサイト「Re-Style」の管理運営による情報発信等を実施。</p> <p>&lt;達成手段の目標(平成26年度)&gt; 循環型社会を形成するために策定された第三次循環型社会形成推進基本計画の進捗状況を適切に把握し、かつ、同基本計画全般に係る施策(3Rの普及啓発活動、3Rのうち取組が遅れているリデュース・リユースを促進するための取組等)を実施し、リデュース・リユースを重視した3Rによる循環型社会づくりを推進する。</p> <p>&lt;施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容&gt; リデュース・リユースを重視した3Rによる循環型社会づくりを推進することで、資源生産性の向上、循環利用率の向上、廃棄物最終処分量の減少に寄与する。</p>	<p>135</p>
<p>循環型社会形成推進事業 (3) 費(地方環境対策分) (平成18年度)</p>	<p>25 (25)</p>	<p>20 (18.2)</p>	<p>20 (18.7)</p>	<p>19</p>	<p>1.2.3</p>	<p>&lt;達成手段の概要&gt; 全国7ブロックにおいて地方環境事務所が主催し、各地域の循環型社会形成に向けた各種の取組の紹介、イベントの実施、マイバックキャンペーン等を通じ、国民一人ひとりの意識改革を図るとともに、「3R推進全国大会」との連携を取りながら、循環型社会に向けた地方からの施策の取組を進める。</p> <p>&lt;達成手段の目標(26年度)&gt; 循環型社会の形成に向けた市民運動に対して積極的に支援するとともに、市民の参加を得て全国的な規模で普及啓発事業を展開することにより、循環型社会の形成を推進する。</p> <p>&lt;施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容&gt; 循環型社会について、地域に密着した形で広く普及啓発を行うことにより、資源生産性の向上、循環利用率の向上、廃棄物最終処分量の減少に寄与する。</p>	<p>145</p>
<p>我が国循環産業の戦略的 (4) 国際展開・育成事業 (平成25年度組み替え)</p>	<p>252 (244)</p>	<p>434 (326)</p>	<p>434 (307)</p>	<p>446</p>	<p>—</p>	<p>&lt;達成手段の概要&gt; 我が国循環産業の戦略的な国際展開を促進する。 国際展開の具体的な計画のある事業について、実現可能性調査、現地関係者との合同ワークショップ、研修等の支援を行う。また、海外の廃棄物処理に関する情報の収集・共有、我が国循環産業・技術の海外への情報発信を行う。</p> <p>&lt;達成手段の目標(26年度)&gt; 先進的な我が国循環産業が、海外において事業展開することを支援し、世界規模で環境負荷の低減を実施するとともに、我が国経済の活性化につなげる。</p> <p>&lt;施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容&gt; —</p>	<p>142</p>
<p>アジア低炭素・循環型社会 (5) 構築力強化プログラム事業 (平成21年度)</p>	<p>137 (107)</p>	<p>84 (82)</p>	<p>67 (63)</p>	<p>62</p>	<p>—</p>	<p>&lt;達成手段の概要&gt; アジアをはじめとして国際社会における3R推進のリーダーシップを発揮するとともに、我が国循環産業の海外展開促進にも貢献するため、アジアにおける循環型社会づくりのための政策立案支援、優良取組事例の支援、政策・技術に関する知見の共有等を行う。</p> <p>&lt;達成手段の目標(平成26年度)&gt; アジアにおいて温暖化政策にも貢献しつつ、循環型社会の構築を実現する。</p> <p>&lt;施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容&gt; —</p>	<p>141</p>

<p>(6) アジア諸国における3Rの戦略的実施支援事業拠出金 (平成21年度)</p>	<p>24 (24)</p>	<p>22 (22)</p>	<p>22 (22)</p>	<p>26</p>	<p>—</p>	<p>&lt;達成手段の概要&gt; 各国における3R関連の事業形成や政策立案を促進するため、政府機関、国際援助機関、民間セクター等が参加する「アジア太平洋3R推進フォーラム」を開催するため、国連機関(国連地域開発センター(UNCRD))に対して拠出を行う。</p> <p>&lt;達成手段の目標(平成26年度)&gt; 「アジア太平洋3R推進フォーラム」の開催により、ハイレベルでの政策対話が行われ、アジア太平洋地域における3Rが促進される。</p> <p>&lt;施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容&gt; —</p>	<p>140</p>
<p>(7) UNEP「持続可能な資源管理に関する国際パネル」支援 (平成20年度)</p>	<p>15 (15)</p>	<p>14 (14)</p>	<p>14 (14)</p>	<p>16</p>	<p>—</p>	<p>&lt;達成手段の概要&gt; UNEP「持続可能な資源管理に関する国際パネル」に対し、拠出金等の支援を行う事で、天然資源の持続可能な利用に関する我が国の知見を同パネルでの議論に反映し、また我が国の関心事項に対応した議論を同パネルで行ってもらう。</p> <p>&lt;達成手段の目標(平成26年度)&gt; 「持続可能な資源管理に関する国際パネル」の活動により、世界の資源消費に伴う環境負荷の低減に関する知見を得て、我が国及び世界の課題解決に寄与する。</p> <p>&lt;施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容&gt; —</p>	<p>139</p>
<p>(8) 日中韓三カ国環境大臣会合関連事業 (平成23年度)</p>	<p>7 (0)</p>	<p>6 (0.7)</p>	<p>4 (0)</p>	<p>4</p>	<p>—</p>	<p>&lt;達成手段の概要&gt; 日中韓共通の課題である、廃棄物の不適切な処理に関する問題に三カ国が協力して取組むために、循環型社会に関するプロジェクトの一層の推進を図る。</p> <p>&lt;達成手段の目標(平成26年度)&gt; 環境の現状や課題及び対策について、情報や認識を共有することにより、循環型社会形成に関する政策や活動の充実を図る。</p> <p>&lt;施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容&gt; —</p>	<p>138</p>
<p>(9) 循環産業の国際展開に係る海外でのCO2削減に向けた実証支援事業 (平成26年度)</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>150</p>	<p>—</p>	<p>&lt;達成手段の概要&gt; CO2の排出抑制とともに、廃棄物処理問題等の環境汚染対策にも資する廃棄物処理・リサイクル技術を有する循環産業の国際展開を促進するため、技術確立に必要な実証研究を実施する</p> <p>&lt;達成手段の目標(26年度)&gt; アジア太平洋地域におけるエネルギー代替利用(ごみ発電、メタン利用、燃料化など)を国際的に推進し、CO2削減を図ると同時に、アジア太平洋地域において、廃棄物処理・3Rの実施を効率的に進め、世界の環境負荷を低減するとともに、我が国経済の活性化に繋げる。</p> <p>&lt;施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容&gt; —</p>	<p>新26-026</p>
<p>施策の予算額・執行額</p>	<p>640 (589)</p>	<p>725 (606)</p>	<p>682 (559)</p>	<p>829</p>	<p>施策に関係する内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)</p>	<p>インフラ輸出戦略(平成26年6月3日) 第2章4.(4) 2ポツ目 p24 第3章 1 国別取組 7ポツ目 p30 第3章 4 大洋州 現在の取組状況 1ポツ目 p34</p>	

平成26年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(記入イメージ)

施策名	目標4-2 各種リサイクル法の円滑な施行によるリサイクル等の推進							担当部局名	大臣官房廃棄物・リサイクル対策部 リサイクル推進室	作成責任者名 (※記入は任意)	リサイクル推進室長	
施策の概要	各種リサイクル法の円滑な施行等により、リサイクル等を推進する。							政策体系上の位置付け	4. 廃棄物・リサイクル対策の推進			
達成すべき目標	定められた計画値・目標値の達成に向けて、各種リサイクル法の円滑な施行等により、リサイクル等を推進する。					目標設定の考え方・根拠	各リサイクル法、施行令、省令、施行規則、基本方針	政策評価実施予定時期	平成27年6月			
測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値 年度ごとの実績値						測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	
	基準年度		目標年度		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度		30年度
1 容器包装リサイクル法に基づく容器包装分別収集量(千トン)	-	-			「別紙のとおり」						第6期市町村分別収集計画(平成23年)における分別収集見込量に基づき設定	
2 家電リサイクル法における特定家庭用機器の再商品化率(%)	-	-			「別紙のとおり」						特定家庭用機器再商品化法施行令に基づき設定	
3 食品リサイクル法における食品関連事業者による食品循環資源の再生利用等の実施率(%)	-	-			「別紙のとおり」						食品循環資源の再生利用等の促進に関する基本方針に基づき設定	
4 建設リサイクル法における特定建設資材の再資源化等の実施率(%)	-	-			「別紙のとおり」						特定建設資材に係る分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の促進等に関する基本方針に基づき設定	
5 資源有効利用促進法におけるパソコン及び小型二次電池の自主回収・再資源化率(%)	-	-			「別紙のとおり」						パーソナルコンピュータの製造等の事業を行う者の使用済パーソナルコンピュータの自主回収及び再資源化に関する判断の基準となるべき事項を定める省令、及び密閉形蓄電池の製造等の事業を行う者及び密閉形蓄電池使用製品の製造等の事業を行う者の使用済密閉形蓄電池の自主回収及び再資源化に関する判断の基準となるべき事項を定める省令に基づき設定	
6 自動車リサイクル法における自動車破砕残さ(シュレッダーダスト)及びガス発生器(エアバック類)の再資源化率(%)	-	-			「別紙のとおり」						使用済自動車の再資源化等に関する法律施行規則に基づき設定	
7 小型家電リサイクル法における使用済電気電子機器等の回収量[万トン]	-	-			「別紙のとおり」						使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する基本方針に基づき設定	
8 (間接)容器包装リサイクル法に基づく分別収集実施市町村数(全市町村数に対する割合)[市町村数(%)]	-	-			「別紙のとおり」						第6期市町村分別収集計画(平成23年)における分別収集見込量に基づき設定	
9 (間接)小型家電リサイクル法に基づく制度参加自治体人口(全人口に対する割合)[万人(%)]	-	-			「別紙のとおり」						使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する基本方針に基づき設定	
達成手段 (開始年度)	予算額計(執行額)			当初予算額	関連する指標	達成手段の概要等					平成26年 行政事業レビュー 事業番号	
	23年度	24年度	25年度	26年度								

(1) 容器包装リサイクル推進事業費(平成18年度)	58 (46)	55 (50)	54 (52)	61 (-)	1	<p>&lt;達成手段の概要&gt; 容器包装リサイクル法の円滑な運用や高度化のために必要な調査検討、普及啓発等を行う。</p> <p>&lt;達成手段の目標(26年度)&gt; 容器包装リサイクル法に基づく容器包装分別収集量(及び参加市町村数)を増加させる。</p> <p>&lt;施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容&gt; 容器包装リサイクル法の適正な運用を通じて市町村の適切な事務の遂行・住民の参加意識の向上等を促進することにより、分別収集量(及び参加市町村数)の増加に寄与する。</p>	147
(2) 家電リサイクル推進事業費(平成19年度)	12 (26)	8 (20)	14 (34)	36	2	<p>&lt;達成手段の概要&gt; 家電リサイクル法の高度化及び適正な施行に資する調査検討等を行う。</p> <p>&lt;達成手段の目標(26年度)&gt; 特定家庭用機器の再商品化率を向上させる。</p> <p>&lt;施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容&gt; 家電リサイクル法の高度化および適正施行を推進することで、特定家庭用機器の再商品化率の向上に寄与する。</p>	148
(3) 資源の有効利用促進に係る適正化事業費(平成19年度)	12 (26)	5 (20)	2 (34)	2	5	<p>&lt;達成手段の概要&gt; 資源有効利用促進法に基づく指定再資源化製品の回収率・再資源化率の更なる向上等のための調査検討等を行う。</p> <p>&lt;達成手段の目標(26年度)&gt; パソコン及び小型二次電池の自主回収・再資源化率を向上させる。</p> <p>&lt;施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容&gt; 指定再資源化製品に関する法の施行状況の把握及び製造事業者等による適正な回収・リサイクルの確保等により、再資源化率の向上に寄与する。</p>	149
(4) 食品リサイクル推進事業費(平成19年度)	15 (8)	6 (1)	9 (7)	9 (-)	3	<p>&lt;達成手段の概要&gt; 食品リサイクル法の円滑な施行のための調査検討や、食品リサイクルループの形成を促進するための事業を行う。</p> <p>&lt;達成手段の目標(26年度)&gt; 食品循環資源の再生利用等実施率を向上させる。</p> <p>&lt;施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容&gt; 食品リサイクル法の円滑な施行を図り、また、リサイクルループの形成を促進することにより、再生利用等実施率の向上に寄与する。</p>	150
(5) 建設リサイクル推進事業費(平成19年度)	10 (0)	5 (4)	4 (3)	3	4	<p>&lt;達成手段の概要&gt; 適切な分別解体による再資源化方策の検討を行う。</p> <p>&lt;達成手段の目標(26年度)&gt; 特定建設資材の再資源化等率を向上させる。</p> <p>&lt;施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容&gt; 建設リサイクルの推進を図り、ひいては特定建設資材の再資源化等の実施率の向上に寄与する。</p>	151
(6) 自動車リサイクル推進事業費(平成22年度)	11 (12)	9 (22)	7 (6)	15	4	<p>&lt;達成手段の概要&gt; 自動車リサイクル法の円滑な施行や高度化を図るための調査検討等を行う。</p> <p>&lt;達成手段の目標(26年度)&gt; 自動車破砕残さやガス発生器の再資源化率を向上させる。</p> <p>&lt;施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容&gt; 自動車リサイクル法の円滑な施行及び高度化を図り、再資源化率の向上に寄与する。</p>	152

<p>(7) 我が国循環産業の戦略的国際展開・育成事業(平成25年度組み替え)</p>	<p>253 (314)</p>	<p>212 (186)</p>	<p>206 (189)</p>	<p>212</p>	<p>—</p>	<p>&lt;達成手段の概要&gt; 未利用資源の有効利用技術を有する民間企業が次世代の循環産業として海外展開できるよう、ビジネスモデル構築を支援する。 &lt;達成手段の目標(26年度)&gt; 循環型社会ビジネス市場の規模を拡大させる。 &lt;施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容&gt; —</p>	<p>144</p>
<p>使用済小型電気電子機器(8)リサイクル推進事業費(平成25年度)</p>	<p>—</p>	<p>739 (189)</p>	<p>950 (810)</p>	<p>401</p>	<p>7.9</p>	<p>&lt;達成手段の概要&gt; 小型家電リサイクル法の施行を受けて、使用済小型電子機器等の回収等を行う実証事業等を実施する。 &lt;達成手段の目標(26年度)&gt; 使用済小型電子機器等の回収量(及び制度への参加市町村数)を向上させる。 &lt;施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容&gt; 小型家電リサイクル法の円滑な施行を図り、回収量(及び制度への参加市町村数)の向上に寄与する。</p>	<p>153</p>
<p>施策の予算額・執行額</p>	<p>551 (584)</p>	<p>1110 (551)</p>	<p>1288 (1189)</p>	<p>739</p>	<p>施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)</p>	<p>日本再興戦略 二. 戦略市場創造プラン テーマ2: クリーン・経済的なエネルギー需給の実現</p>	

平成26年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(環境省26-16)

別紙1

施策名	目標4-3 一般廃棄物対策(排出抑制・リサイクル・適正処理等)					担当部局名	大臣官房廃棄物・リサイクル対策部 廃棄物対策課		作成責任者名 (※記入は任意)	廃棄物対策課長		
施策の概要	一般廃棄物の排出抑制、リサイクル、適正処理等を推進する。					政策体系上の位置付け	4. 廃棄物・リサイクル対策の推進					
達成すべき目標	一般廃棄物の排出抑制、リサイクル、適正処理等について施策の総合的かつ計画的な推進を図る。				目標設定の考え方・根拠	廃棄物処理施設整備計画等			政策評価実施予定時期	平成27年6月		
測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値 年度ごとの実績値						測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	
	基準年度	目標年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度			
1(1) 一般廃棄物の排出量(百万トン)	55	H12年度	41	H32年度	-	-	-	-	-	-	-	第三次循環型社会形成推進基本計画
					45	集計中	/	/	/	/	/	
1(2) 一般廃棄物の排出量(kg/人)	433	H12年度	330	H32年度	-	-	-	-	-	-	-	第三次循環型社会形成推進基本計画
					352	集計中	/	/	/	/	/	
2 一般廃棄物のリサイクル率(%)	20	H24年度	26	H29年度	-	-	-	-	-	26	-	廃棄物処理施設整備計画
					20	集計中	/	/	/	/	/	
3(1) 一般廃棄物の最終処分量(百万トン)	6.4	H19年度	5.0	H27年度	-	-	-	5.0	-	-	-	廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針
					4.6	集計中	/	/	/	/	/	
3(2) 一般廃棄物の最終処分量(kg/人)	50	H19年度	39	H27年度	-	-	-	39	-	-	-	廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針
					36	集計中	/	/	/	/	/	
4 一般廃棄物焼却炉からのダイオキシン類の排出量(g-TEQ/年)	33	H22年度	33	当面の間	-	-	-	-	-	-	-	我が国における事業活動に伴い排出されるダイオキシン類の量を削減するための計画
					32	集計中	/	/	/	/	/	
達成手段 (開始年度)	予算額計(執行額)				当初予算額 26年度	関連する 指標	達成手段の概要等					平成26年 行政事業レビュー 事業番号
	23年度	24年度	25年度	26年度								
(1) 循環型社会形成推進交付金(公共) (平成17年度)	41,817 (45,863)	55,278 (48,124)	66,905 (65,705)	42,784	1,2,3	<達成手段の概要> ・市町村等が広域的な地域について作成する循環型社会形成推進地域計画に基づき実施される事業の費用に交付金を交付する。 ・効率的かつ的確な施設整備事業の実施のため必要な調査を実施する。 ・東日本大震災等に起因する電力不足への対応や今後の防災体制の強化等の観点から、高効率エネルギー回収及び災害廃棄物処理体制の強化の両方に資する施設整備を促進する。 <達成手段の目標> 市町村等の自主性と創意工夫を活かした総合的な廃棄物処理・リサイクル施設の整備を支援することにより、地域における循環型社会の形成を推進する。 <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 一般廃棄物の排出抑制、リサイクル、適正処理等の推進					159 復220	
(2) 廃棄物処理等に係る情報提供経費 (平成10年度)	19 (14)	11 (13)	8 (11)	11	1,2,3,4	<達成手段の概要> ・廃棄物処理業関係PRTR届出データ取りまとめ・支援システムの改善 ・廃棄物処理技術等情報提供システムの改善 ・廃棄物処理施設入札・契約適正化システム管理運営 <達成手段の目標> 循環型社会構築の促進・普及啓発等 <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 一般廃棄物の排出抑制、リサイクル、適正処理等の推進。					155	



(3)	災害等廃棄物処理事業費補助金 (昭和49年度)	1,896 (1,868)	285,231 (278,204)	89,785 (59,791)	1,198	-	<達成手段の概要> 市町村が実施した災害廃棄物及び漂着ごみの収集・運搬・処分に係る事業に対し補助を行う。 <達成手段の目標> 災害等により発生した廃棄物を安全かつ適正に処理することにより、地域住民の生活環境の保全を図る。 <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 一般廃棄物の適正処理の推進	156
(4)	ダイオキシン削減対策総合推進費 (平成11年度)	5 (2)	5 (5)	4 (17)	4	4	<達成手段の概要> ・ダイオキシン類排出実態調査 ・一般廃棄物処理施設の技術管理者に対する講習会 <達成手段の目標> ダイオキシン類による環境汚染の防止又はその除去等のための施設の設置又は改善 <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 一般廃棄物の適正処理の推進	154
(5)	環境研究総合推進費補助金 (循環型社会形成推進科学研究費補助金は平成23年度より環境研究総合推進費と統合) (平成13年度)	2,304 (2,246)	1,836 (1,799)	1,663 (1,474)	1,055	2,3,4	<達成手段の概要> ・循環型社会形成推進研究事業(廃棄物の適正処理、循環型社会推進、科学技術水準の向上に関する研究) ・次世代循環型社会形成推進技術基盤整備事業(廃棄物の適正処理、循環型社会形成等の推進に関する実用化が見込まれ、経済性、効率性に優れた技術の開発) <達成手段の目標> 学際的、国際的な観点から総合的に調査研究及び技術開発を推進し、もって持続可能な社会構築のための環境保全に資する。 <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 一般廃棄物のリサイクル、適正処理の推進	310 復興231
(6)	廃棄物処理施設災害復旧費補助金 (平成23年度)	16,606 (4,165)	9,585 (4,946)	207 (166)	30	-	<達成手段の概要> 市町村が実施した災害により被災した一般廃棄物処理施設の復旧に係る事業に対し補助を行う。 <達成手段の目標> 災害により被害を受けた一般廃棄物処理施設を復旧させることで、廃棄物処理体制の回復を図る。 <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 一般廃棄物の適正処理の推進	160 復興221
(7)	廃棄物発電の高度化支援事業	-	-	90 (77)	102	1,2	<達成手段の概要> ・廃棄物発電の増強方策の検討・実証 ・廃棄物発電における固定価格買取の円滑な実施支援 ・地域特性に応じた廃棄物系バイオマスの利活用システム検討と導入マニュアル作成 ・市町村の廃棄物処理システムの合理性・効率性を確認する為のツールの導入支援 <達成手段の目標> 廃棄物分野における資源循環、再生可能エネルギー供給を促進し、温室効果ガス排出削減等の環境負荷低減を図る。 <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 一般廃棄物の排出抑制、リサイクルの推進	007
施策の予算額・執行額		62,647 (54,158)	351,946 (333,091)	158,662 (127,241)	45,184	施策に係る内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)	・循環型社会形成推進地域計画 ・第三次循環型社会形成推進基本計画 ・廃棄物処理施設整備計画 ・国土強靱化基本計画	

平成26年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(環境省26-⑰)

別紙1

施策名	目標4-4産業廃棄物対策(排出抑制・リサイクル・適正処理等)				担当部局名	大臣官房廃棄物・リサイクル対策部 産業廃棄物課		作成責任者名 (※記入は任意)	産業廃棄物課長			
施策の概要	産業廃棄物の排出抑制、リサイクル、適正処理等を推進する。				政策体系上の位置付け	4. 廃棄物・リサイクル対策の推進						
達成すべき目標	産業廃棄物の排出抑制、リサイクル、適正処理等について施策の総合的かつ計画的な推進を図る。				目標設定の考え方・根拠	廃棄物の処理及び清掃に関する法律		政策評価実施予定時期	平成27年6月			
測定指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値 年度ごとの実績値						測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	
					24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度		32年度
1 産業廃棄物の排出量(百万トン)	419	H19年度	423	27年度	-	-	-	423	-	-	-	廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針
2 産業廃棄物のリサイクル率(%)	52	H19年度	53	27年度	-	-	-	53	-	-	-	廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針
3 産業廃棄物の最終処分量(百万トン)	20	H19年度	13	32年度	-	-	-	18	-	-	13	第三次循環型社会形成推進基本計画
測定指標	目標		目標年度		測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠							
達成手段 (開始年度)	予算額計(執行額)				当初予算額	関連する指標	達成手段の概要等	平成26年 行政事業レビュー 事業番号				
	23年度	24年度	25年度	26年度								
(1) 廃棄物処理施設整備費補助	15,340 (15,220)	8,997 (8,953)	12,294 (12,288)	5,564	-	<達成手段の概要> ・産業廃棄物の処理施設の円滑な整備を推進するため、廃棄物処理センター等による産業廃棄物のモデル的な処理施設の整備を行うもの。 ・廃棄物処理センターによる廃棄物処理施設整備に係る基礎調査を実施するもの。 ・日本環境安全事業株式会社が行うPCB廃棄物処理のための拠点的広域処理施設の整備に対し事業費の一部を補助する。 ・大阪湾広域臨海環境整備センターが行う広域埋立処分場整備事業を行うもの。 <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> ・公共圏による産業廃棄物処理施設整備を促進することにより、廃棄物の適正な処理を行う施設を確保 ・本調査により、施設の基本構想の策定を支援することにより、廃棄物処理センターによる適正な処理を図る。 ・拠点的広域処理施設の経年劣化を考慮し、長期設備保全計画の策定とこれに基づく設備の点検・補修・更新を行う。 ・大阪湾広域臨海環境整備センターが行う広域埋立処分場整備により、廃棄物の適正な処理を行う施設を確保	157					
(2) 廃棄物処理システム開発費	11 (10)	14 (5)	14 (5)	10	-	<達成手段の概要> ・国による統一番号付与及び自治体の許可情報等を共有する活用基盤として適正かつ効率的な運用に必要な保守、更改等の拡充整備を行う。 <達成手段の目標> ・国及び自治体事務の効率化及び適正な行政処分の実施。 <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> ・処理業者による適正処理の確保・推進。	162					

(3) 廃棄物処分基準等設定費	94 (67)	68 (87)	55 (60)	117	2.3.	<p>&lt;達成手段の概要&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・既存産業廃棄物処理施設等に係る維持管理等の実態調査を実施。</li> <li>・産業廃棄物処理施設における処理基準等の調査検討業務を実施。</li> <li>・有害廃棄物の適正処理方策に係る調査検討を実施。</li> </ul> <p>&lt;達成手段の目標&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・産業廃棄物処理施設周辺の大気・水質等の定点調査を実施し、周辺環境への影響が生じていないことを確認。</li> <li>・調査検討の結果を踏まえ、必要に応じて産業廃棄物の処理に係る各種基準を見直す。</li> </ul> <p>&lt;施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・産業廃棄物処理施設周辺の生活環境の保全。</li> <li>・産業廃棄物の適正な処理の確保。</li> </ul>	163
(4) 水銀廃棄物の処分に係る技術的基準の検討業務費	-	9 (12)	7 (14)	-	-	<p>&lt;達成手段の概要&gt;</p> <p>水銀廃棄物の最終処分技術の検討調査及びあるべき最終処分の基準の方向性について検討を行う。</p> <p>&lt;達成手段の目標&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・水銀廃棄物の処分方法の基準策定</li> <li>・水銀廃棄物の処分に係るマニュアル策定</li> </ul> <p>&lt;施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・水銀廃棄物等の適正かつ円滑な処理を実現</li> </ul>	164
(5) 移動式廃棄物処理施設に係る基準設定検討事業	16 (0)	11 (10)	6 (6)	-	2.3.	<p>&lt;達成手段の概要&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・移動式廃棄物処理施設による課題と対応についての調査検討及び、施設基準の検討。</li> </ul> <p>&lt;達成手段の目標&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・移動式廃棄物処理施設の共通・個別基準の策定</li> </ul> <p>&lt;施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・移動式処理施設の基準を策定することによる、廃棄物リサイクルや有害廃棄物の適正処理の推進。</li> </ul>	165
(6) 産業廃棄物等処理対策推進費	22 (14)	22 (21)	16 (6)	13	1.2.3.	<p>&lt;達成手段の概要&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・産業廃棄物の排出実態を調査。</li> <li>・産業廃棄物の検定方法の改正について検討を行う。</li> <li>・環境大臣認定制度(広域、再生利用、無害化処理)の現地調査。</li> <li>・大臣認定対象外の廃棄物で今後対象とすることが有効であると考えられる廃棄物の再生利用を行う者及び再生利用の用に供する施設の調査、検討。</li> </ul> <p>&lt;達成手段の目標&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・産業廃棄物の排出・処理状況のとりまとめ。</li> <li>・産業廃棄物の検定方法の改正等について検討を行う。</li> <li>・大臣認定事業者等の認定基準の適合を担保</li> <li>・大臣認定対象外の廃棄物で今後対象とすることが有効であると考えられる廃棄物の認定基準の策定</li> </ul> <p>&lt;施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新たな目標設定や公共関与による効果的な施設整備の実施にあたっての基礎資料作成へ寄与。</li> <li>・産業廃棄物の検定方法について、現状に則した見直しを行うための基礎資料作成へ寄与。</li> <li>・大臣の認定制度において、効率的な廃棄物の適正処理を確保。</li> <li>・再生利用認定制度の対象の拡充等を図ることにより、循環型社会推進形成基本計画掲げる再生利用量の目標の達成に寄与。</li> </ul>	166
(7) 産業廃棄物処理業優良化推進事業費	6 (1)	5 (1)	4 (2)	4	-	<p>&lt;達成手段の概要&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・弁護士等暴力団排除の専門家を講師に招き、産廃業者、自治体等に対する講習会を開催、また資料の配布等により、積極的な啓発活動を行う。</li> </ul> <p>&lt;達成手段の目標&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・暴力団の徹底的な排除による健全な産廃処理業界の構築</li> </ul> <p>&lt;施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・処理業者による適正処理の確保・推進。</li> </ul>	168

(8)	ITを活用した循環型地域づくり基盤整備事業	96 (82)	72 (68)	50 (50)	44	-	<p>&lt;達成手段の概要&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>電子マニフェストの機能強化及び、電子マニフェストの普及のための説明会等を実施する。</li> </ul> <p>&lt;達成手段の目標&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>電子マニフェストの推進を図る</li> </ul> <p>&lt;施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>産廃排出事業者、処理業者の情報管理及び行政の監視業務の合理化を実現。</li> </ul>	169
(9)	石綿含有廃棄物無害化処理技術認定事業	12 (12)	8 (7)	6 (196再掲)	6	-	<p>&lt;達成手段の概要&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>石綿含有廃棄物等の処理について、高度な無害化技術を有する事業者を国が認定する。</li> </ul> <p>&lt;達成手段の目標&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>高度な技術を有する認定事業者数の増を図る。</li> </ul> <p>&lt;施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>石綿含有廃棄物等の適正かつ円滑な処理を実現する。</li> </ul>	170
(10)	PCB廃棄物適正処理対策推進事業	97 (104)	114 (108)	146 (215)	133	-	<p>&lt;達成手段の概要&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>処理困難なPCB廃棄物の適正処理や、低濃度PCB廃棄物、PCB汚染物に関する適正な処理を推進するため、技術的な観点から調査を行う。</li> <li>地方自治体による使用中機器及び未届機器の掘り起こし調査の支援を行う。</li> <li>PCB特別措置法に基づく全国のPCB廃棄物の保管等の状況に関する適切な把握等により、PCB廃棄物の円滑かつ確実な処理の推進のための情報としての活用を図る。</li> </ul> <p>&lt;達成手段の目標&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>実証試験評価数:8(PCB廃棄物(高圧トランス等)全体累積処理台数:347,000台(平成37年度))</li> </ul> <p>&lt;施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>多種多様なPCB廃棄物の適正処理の確保を図る。</li> </ul>	171
(11)	PCB廃棄物対策推進費補助金	1,500 (1,500)	1,500 (1,500)	1,500 (1,500)	4,900	-	<p>&lt;達成手段の概要&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>処理費用負担能力の小さい中小企業者等のPCB廃棄物処理に係る費用負担を軽減するための助成を行う。</li> <li>日本環境安全事業株式会社に対し、PCB処理設備のPCB除去及び原状回復のための費用を出資する。</li> </ul> <p>&lt;達成手段の目標&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>中小事業者に対する助成額の合計:約30億円(PCB廃棄物(高圧トランス等)全体累積処理台数:347,000台(平成37年度))</li> </ul> <p>&lt;施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>中小企業者等が保有するPCB廃棄物の適正な処理を確保する。</li> </ul>	172
(12)	製造事業者と連携した循環産業形成支援業務	-	-	60 (47)	33	-	<p>&lt;達成手段の概要&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>産業廃棄物の排出事業者、優良な産廃処理業者により構成されるフォーラムの開催等を行う。</li> <li>優良産廃処理業者に関する情報発信を行う。</li> </ul> <p>&lt;達成手段の目標&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>フォーラム開催により、排出事業者と優良な産廃処理業者等によるコンソーシアムを形成する。</li> <li>より効果的な情報発信を行うために情報発信サイトの改修を行う。</li> </ul> <p>&lt;施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>製造業者等と産廃処理業者の連携・協働を支援し、より付加価値の高い循環利用を行う循環産業を育成する。</li> <li>産業廃棄物の排出事業者が多数の産廃処理業者の中から優良業者を容易に選別して処理を委託しやすい仕組みを整備する。</li> </ul>	173
(13)	水銀条約の批准に必要な環境上適正な水銀廃棄物処理体制の整備等事業	-	-	-	50	-	<p>&lt;達成手段の概要&gt;</p> <p>水銀に関する水俣条約発効後、水銀の使用用途が制限されることにより、余剰となった金属水銀及び水銀含有物が廃棄物として処分される事態が想定されることから、これらの水銀廃棄物について、環境上適正な処理体制を確保する。</p> <p>&lt;達成手段の目標&gt;</p> <p>水銀含有廃製品等からの水銀回収スキームの調査検討、金属水銀の安定化・固化技術の調査研究や処分場における環境影響調査等を実施し、水銀廃棄物の環境上適正な処理方法や最終処分の基準の方向性について検討を行う。また、我が国がリードする予定のバーゼル条約水銀廃棄物技術ガイドラインの更新作業に貢献するほか、途上国の水銀廃棄物の環境上適正な管理の能力向上を図る。</p> <p>&lt;施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容&gt;</p> <p>水銀に関する水俣条約発効後の環境上適正な水銀廃棄物の処理体制を確保することで、国民の安心・安全に資することができる。</p>	新26-030
(14)	廃棄物エネルギー導入・低炭素化促進事業	995 (772)	775 (305)	818 (613)	1095	-	<p>&lt;達成手段の概要&gt;</p> <p>高効率熱回収や燃料製造などの廃棄物の焼却熱や廃棄物及び廃棄物由来バイオマスのエネルギーを利用する施設の整備に対して、施設整備費の1/3または1/2を上限として増嵩費用(追加的に生じる費用)を補助する。</p> <p>&lt;達成手段の目標&gt;</p> <p>廃棄物処理に係るエネルギー利用施設の整備を実施する事業者に対し、事業実施に必要な経費の一部を国が補助し、先進的な事業の普及を図る。</p> <p>&lt;施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>未利用エネルギーの有効活用とエネルギー起源CO2削減を進める地球環境の保全に資する。</li> <li>熱回収等と省エネ化を一體的に促進し、CO2削減を加速させる。</li> </ul>	006

施策の予算額・執行額

18,189  
(17,782)

11,595  
(11,077)

14976  
(14,806)

11,969

施策に関する内閣の重要政策  
(施政方針演説等のうち主なもの)

平成26年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(環境省26-18)

別紙1

施策名	目標4-5 廃棄物の不法投棄の防止等				担当部局名	大臣官房廃棄物・リサイクル対策部 適正処理・不法投棄対策室		作成責任者名 (※記入は任意)	適正処理・不法投棄対策室長			
施策の概要	不法投棄等の未然防止・拡大防止対策及び残存事案対策、有害な廃棄物の適正な処理の確保等、並びに特定有害廃棄物等の適正な輸出入等の確保を推進する				政策体系上の位置付け	4. 廃棄物・リサイクル対策の推進						
達成すべき目標	不法投棄等の未然防止・拡大防止対策及び残存事案対策、有害な廃棄物の適正な処理の確保等、並びに特定有害廃棄物等の適正な輸出入等の確保を図る				目標設定の考え方・根拠	○廃棄物の処理及び清掃に関する法律 ○特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する 特別措置法 ○特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律		政策評価実施予定時期	平成27年6月			
測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値 年度ごとの実績値						測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	
		基準年度		目標年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度		30年度
1 産業廃棄物の不法投棄件数	187	平成24年度	150	平成32年度	-	-	-	-	-	-	-	平成24年度時点の減少傾向を踏まえ目標値を設定。
2 産業廃棄物の排出量全体と比較した時の不法投棄量の割合(%)	0.014	平成23年度	0.007	平成32年度	-	-	-	-	-	-	-	産業廃棄物の排出量は経済動向の影響を受ける指標であるが、それと比較した時の不法投棄量の割合を測定指標と設定すれば、経済動向の影響も勘案した測定指標となるため。
3 5,000トンを超える産業廃棄物の不法投棄件数	-	-	0	-	-	-	-	-	-	-	-	廃棄物処理法の厳格な執行等により、不法投棄等の未然防止対策を推進しているため。

達成手段 (開始年度)	予算額計(執行額)			当初予算額 26年度	関連する 指標	達成手段の概要等	平成26年 行政事業レビュー 事業番号
	23年度	24年度	25年度				
(1) 産業廃棄物不法投棄等防止ネットワーク強化事業(平成17年度)	10 (9)	4 (4)	4	4	1,2,3	<p>&lt;達成手段の概要&gt; 全国7地方環境事務所等を核とするネットワークの強化策として、都道府県等とのブロック連絡会議や、パンフレット等による啓発活動等を合同で実施する。また、都道府県等向けの研修として、知識が豊富な都道府県等職員や専門家を講師として、現場対応、法令研究、事例研究等の研修を実施する。更に、不法投棄等事案の現場調査やパトロール等を行う。</p> <p>&lt;達成手段の目標&gt; 地方環境事務所等を核とした関係機関によるネットワークの確立及び都道府県等と連携した立入検査等の円滑かつ効率的な実施により、不法投棄等の未然防止・拡大防止を図る。</p> <p>&lt;施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容&gt; 都道府県等と連携して、情報共有や監視体制を強化することにより、不法投棄等の未然防止等を図り、目標値の達成に寄与することができる。</p>	178
(2) 産業廃棄物不法投棄等原状回復措置推進費補助金(平成10年度)	3,182 (3,182)	5,690 (4,968)	3,808	206	—	<p>&lt;達成手段の概要&gt; 平成9年の廃棄物処理法改正の施行日である平成10年6月17日以降に行われた不法投棄等事案について、生活環境保全上の支障の除去等を実施する都道府県等を財政支援するために設置された基金の造成に必要な経費を補助する。また、平成10年6月16日以前に行われた不法投棄等事案については、産廃特措法に基づき生活環境保全上の支障の除去等を行う都道府県等に対し必要な経費を補助する。</p> <p>&lt;施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容&gt; 不法投棄等の残存事案対策として、都道府県等に対し所要額を補助することにより、生活環境保全上の支障の除去等を計画的に行うことができる。</p> <p>&lt;達成手段の目標&gt; 平成10年6月17日以降の不法投棄等事案については、都道府県等が不法投棄等による支障の除去等を円滑に行えるよう国庫補助金により基金の造成を図るとともに、産業界からの出えんが安定的に行われるよう努めていく。平成10年6月16日以前の不法投棄等事案については、各事業における支障の除去等が確実に行われるよう、都道府県等の取組を促進する。</p>	177
(3) 産業廃棄物適正処理推進費(平成10年度)	145 (38)	58 (32)	55	25	1,2,3	<p>&lt;達成手段の概要&gt; 専門家チームを現地へ派遣し、不法投棄等事案に係る現地調査・支障除去等対策の円滑かつ適正な実施を支援するほか、不法投棄の残存件数などの実態調査等を行う。</p> <p>&lt;施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容&gt; 都道府県等と連携して、不法投棄等の残存事案対策を進めるとともに、情報共有や監視体制の強化等の不法投棄等の未然防止・拡大防止対策を進めることにより、目標の達成に寄与することができる。</p> <p>&lt;達成手段の目標&gt; 都道府県等に対し不法投棄等の関与者への責任追及や支障除去等の手法について助言を行うことや、産業廃棄物の不法投棄等対策に係る政策形成のための基礎資料を得ることにより、不法投棄等の未然防止・拡大防止対策を推進する。</p>	167
(4) 廃棄物処分基準等設定費・有害性が懸念される廃棄物の適正処理等調査検討事業(特別管理廃棄物処理基準設定費から名称変更)(平成4年度)	36 (36)	28 (42)	26	29	—	<p>&lt;達成手段の概要&gt; 「特別管理廃棄物」については通常の廃棄物とは別に処理基準を定めているが、次々と新たな化学物質が製造・使用されている状況において、化学物質管理に係る国際的動向等を踏まえた的確な対応を行う。</p> <p>&lt;達成手段の目標&gt; 有害性が懸念される廃棄物の発生抑制・適正処理のためのライフサイクルマネジメントによる取組の推進等を行う。</p> <p>&lt;施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容&gt; 環境中で有害性等が懸念される化学物質等の廃棄に伴うリスクを低減し、有害性が懸念される廃棄物による生活環境保全上の支障等の発生などの社会問題化の未然防止を図り、安全・安心な社会を構築する。</p>	163
(5) クリアランス廃棄物対策関連費(平成18年度)	20 (11)	9 (2)	2	3	—	<p>&lt;達成手段の概要&gt; 原子力施設の解体や研究施設等から発生する放射性物質に汚染された物質のうち、放射線防護の観点から安全上問題がないクリアランスレベル以下であることが確認された「クリアランス物」については、再生利用または通常の廃棄物として処分することを可能とする「クリアランス制度」において、クリアランス物の適正かつ円滑な処理を確保する。</p> <p>&lt;達成手段の目標&gt; クリアランス物のトレーサビリティを確保するための管理システムを運用等するとともに地方環境事務所による立ち入り検査の実施及びそれに伴う知識の習得・放射線測定機器の点検整備を行う。</p> <p>&lt;施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容&gt; クリアランス物のトレーサビリティを確保し、万一の事態への迅速かつ適切な対応を図る体制を整備することにより、クリアランス制度の社会的受容性が高まり、クリアランス制度の適正かつ円滑な運用が可能となる。</p>	175

(6)	放射性物質汚染廃棄物の適正処理等調査検討事業(平成24年度)	-	192 (138)	55	57	-	<p>&lt;達成手段の概要&gt; 東日本大震災の影響による東京電力福島第一原子力発電所の事故により、放射性物質により汚染された廃棄物が発生しているため、その適正かつ円滑な処理を確保する。</p> <p>&lt;達成手段の目標&gt; 放射性物質に汚染された廃棄物の処理について、焼却や埋立てに伴う放射性物質の挙動に関する知見を集積し、現場のニーズに即した放射性物質の簡易測定方法等の確立を図ることで、放射性物質に汚染された廃棄物の現場における円滑な処理の実施に資するとともに、処理基準等の検討の基礎とする。</p> <p>&lt;施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容&gt; 放射性物質に汚染された廃棄物等の測定やその測定方法の検討を行うことにより、放射性物質を含む廃棄物の適正な処理が確保され、国民の安心・安全に資することができる。</p>	227
(7)	水銀条約の締結に必要な環境上適正な水銀廃棄物処理体制の整備等事業(平成26年度)	-	-	-	6	-	<p>&lt;達成手段の概要&gt; 水銀に関する水俣条約発効後、水銀の使用用途が制限されることにより、余剰となった金属水銀及び水銀含有物が廃棄物として処分される事態が想定されることから、これらの水銀廃棄物について、環境上適正な処理体制を確保する。</p> <p>&lt;達成手段の目標&gt; 我が国がリードする予定のバーゼル条約水銀廃棄物技術ガイドラインの更新作業に貢献するほか、途上国の水銀廃棄物の環境上適正な管理の能力向上を図る。</p> <p>&lt;施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容&gt; 水銀に関する水俣条約発効後の環境上適正な水銀廃棄物の処理体制を確保することで、国民の安心・安全に資することができる。</p>	新26-030
(8)	廃棄物等の越境移動に係る国際的環境問題対策費(平成13年度)	69 (63)	60 (77)	46	47	-	<p>&lt;達成手段の概要&gt; バーゼル条約に基づく有害廃棄物等の適正な輸出入を確保するための、事業者等への国内法規制の周知徹底、不正輸出を防止する為の水際対策及び国内法の規制対象の明確化等の実施。</p> <p>&lt;達成手段の目標&gt; 国内法の規制内容の周知徹底及び廃棄物等の不正輸出防止のための水際対策の強化を行うとともに、環境上適正な有害廃棄物等の輸出入管理方を検討する。</p> <p>&lt;施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容&gt; ・輸出入業者等に対し、国内外法規制度について全国各地で説明会を実施することで、効率的に法令の周知徹底を図ることができる。 ・廃棄物等輸出入管理システムを用いた廃棄物輸出入状況についての税関等関係者とのタイムリーな情報共有や規制対象物の明確化に資する指針等の策定により、不正輸出入防止のための水際対策の効率的実施を図ることができる。 ・アジア圏の循環資源の流通動向及び廃棄物処理の実態を調査し、これを基に、環境上適正な有害廃棄物等の輸出入管理方を展開し、規制の重点化・効率化については国際資源循環に資する。</p>	176
(9)	有害廃棄物等の環境上適正な管理事業等拠出金(平成18年度)	32 (32)	29 (29)	30	35	-	<p>&lt;達成手段の概要&gt; コンピュータ機器廃棄物及びアジア太平洋地域における電気電子機器廃棄物の環境上適正な管理のための各種プロジェクト支援事業及びアジアにおける有害廃棄物等の不法輸出入防止のための国際ネットワーク(アジアネットワーク)事業等の実施。</p> <p>&lt;達成手段の目標&gt; コンピュータ機器廃棄物等の環境上適正な管理により環境汚染・健康被害を未然防止するとともに、近隣諸国との連携強化によりアジアにおけるバーゼル条約実施能力を向上させる。</p> <p>&lt;施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容&gt; ・国際機関であるバーゼル条約事務局が実施しているコンピュータ機器廃棄物適正管理プロジェクト等には、アジア太平洋地域の国々が広く参加していることから同プロジェクトに拠出を行うことによって、アジアの関係諸国における政策連携を効率的に図ることができ、アジア地域の国々におけるコンピュータ機器廃棄物等による環境汚染・健康被害等の問題の解決に資する。</p>	174
(10)	適正なリサイクルの推進と不法越境移動の監視強化(平成25年度)	-	-	8	34	-	<p>&lt;達成手段の概要&gt; 使用済み電子機器等の不法輸出に係る疑義案件対応等に関する対応マニュアルの策定、廃棄物等輸出入管理システムの改修等、輸出入管理体制の整備。</p> <p>&lt;達成手段の目標&gt; 地方環境事務所における水際対策を強化し、使用済み電子機器等の不法輸出入を防止する。</p> <p>&lt;施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容&gt; ・水際対策の強化により、バーゼル法・廃棄物処理法に基づき必要な手続きを行うよう関係事業者に促すとともに、不法輸出入を確実に監視することができる。</p>	179
施策の予算額・執行額		3,494 (3,371)	6,070 (5,292)	4034	446	施策に係る内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	「第三次循環型社会形成推進基本計画」(平成25年5月31日閣議決定)第5章-第2節-6-(1)不法投棄・不適正処理対策	



平成26年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(環境省26-19)

別紙1

施策名	目標4-6 浄化槽の整備によるし尿及び雑排水の適正な処理					担当部局名	大臣官房廃棄物・リサイクル対策部浄化槽推進室	作成責任者名 (※記入は任意)	浄化槽推進室長			
施策の概要	環境保全上効果的である浄化槽の整備による生活排水対策を講ずる。					政策体系上の位置付け	4. 廃棄物・リサイクル対策の推進					
達成すべき目標	人口分散地域等に最適な汚水処理施設整備である浄化槽の普及を行い、生活排水の適正な処理によって健全な水環境を確保する。				目標設定の考え方・根拠	浄化槽法、廃棄物処理施設整備計画	政策評価実施予定時期	平成27年6月				
測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値 年度ごとの実績値						測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	
	基準年度	目標年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度			
1 浄化槽処理人口普及率 (浄化槽普及人口の総人口に対する割合)(%)	8.75%	24年度	12.0%	29年度	(12.0%)	—	—	—	—	12.0%	—	廃棄物処理施設整備計画(平成25年5月31日閣議決定)において、平成29年度までに、浄化槽処理人口普及率(浄化槽普及人口の総人口に対する割合)を、12%とすることとされているため。
達成手段 (開始年度)	予算額計(執行額)			当初予算額	関連する指標	達成手段の概要等					平成26年 行政事業レビュー 事業番号	
	23年度	24年度	25年度	26年度								
(1) 浄化槽指導普及事業費 (昭和63年度)	44 (36)	37 (28)	37 (30)	43	1	<ul style="list-style-type: none"> <li>浄化槽の維持管理(保守点検・清掃・法定検査)について各自自治体の実態等を調査し、適切な維持管理に係る制度・手法に関する検討を行う。</li> <li>平成12年の浄化槽法改正により原則新設禁止となった単独処理浄化槽について、合併処理浄化槽への転換を推進するための効果的な手法の検討を行う。</li> <li>浄化槽の更なる普及に向けた、浄化槽整備計画の積極的な策定及び見直しの促進を図る。</li> <li>市町村浄化槽整備計画の策定支援を行うとともに、市町村設置事業を実施する市町村の負担軽減に資するPFI手法の普及促進を図る。</li> <li>災害時に応急仮設住宅等に導入される浄化槽について、東日本大震災の経験を活かし、施工や維持管理、有効利用の技術的検討を行う。</li> </ul>					180	
(2) 浄化槽管理士国家試験費 (昭和59年度)	3 (3)	3 (3)	3 (3)	3	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>試験合格者、講習修了者からの免状交付申請に応じ、免状を作成・発送する。また、免状の記載事項に変更があった場合の書換等に対応するため、これまでに交付した浄化槽管理士の情報を台帳として整備・更新する。</li> </ul>					181	
(3) 浄化槽整備推進費 (平成16年度)	28 (6)	13 (7)	12 (6)	10	1	<ul style="list-style-type: none"> <li>都道府県・市町村の浄化槽行政担当者に対し、浄化槽の整備手法や課題への取り組み等に関して、環境省調査情報を還元するとともに、自治体との情報交換等を行い、国及び自治体間での連携を図り、ネットワークを構築・情報交換を活発化させる(浄化槽行政ブロック会議)。</li> <li>NPOとの連携により浄化槽に関する情報を広く提供・共有することによりネットワークの形成を促進する(浄化槽フォーラム)。</li> </ul>					182	
(4) し尿処理システム国際普及 及推進事業費 (平成21年度)	16 (15)	15 (14)	14 (13)	15	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>海外の関係者へ日本のし尿処理に関する経験と技術を発信し、途上国等におけるし尿処理の課題を共有するためのネットワークを構築する。</li> <li>各国の研究者と協同して現地に適したし尿処理技術の適応可能性調査を行う。</li> </ul>					183	
施策の予算額・執行額	91 (60)	68 (52)	67 (52)	71	施策に関する内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)		国土強靱化基本計画(平成26年6月3日閣議決定) 廃棄物処理施設整備計画(平成25年5月31日閣議決定)					

平成26年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(環境省26-20)

別紙1

施策名	目標4-7 東日本大震災への対応(災害廃棄物の処理)				担当部局名	大臣官房廃棄物・リサイクル対策部 廃棄物対策課		作成責任者名 (※記入は任意)	廃棄物対策課長	
施策の概要	東日本大震災により発生した災害廃棄物の安全かつ迅速な処理を推進する。				政策体系上の位置付け	4. 廃棄物・リサイクル対策の推進				
達成すべき目標	処理が完了していない福島県の一部地域については、市町と連携して国の代行処理等による支援を通じ、できるだけ早期の処理完了を目指す。				目標設定の考え方・根拠	福島県の災害廃棄物等の処理進捗状況についての総点検		政策評価実施予定時期	平成27年6月	
測定指標	基準値	目標値		年度ごとの目標値 年度ごとの実績値						測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
	基準年度	目標年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	
災害廃棄物の処理・処分割合(%)	-	100	-	-	-	-	-	-	-	東日本大震災に係る災害廃棄物の処理方針(マスタープラン)において、平成25年度末までの処理完了を目指していたが、平成25年8月に福島県の災害廃棄物の処理を総点検し、できるだけ早期に処理完了を目指すこととした。
達成手段 (開始年度)	予算額計(執行額)			当初予算額	関連する指標	達成手段の概要等	平成26年 行政事業レビュー 事業番号			
	23年度	24年度	25年度	26年度						
(1) 災害等廃棄物処理事業費補助金	664,903 (267,650)	295,842 (44,620)	297,956 (285,643)	21,223	1	市町村が実施した東日本大震災により発生した災害廃棄物の収集・運搬・処分に係る事業に対し「東日本大震災により生じた災害廃棄物の処理に関する特別措置法」に基づき補助率を嵩上げて補助を行う。	復214			
(2) 災害廃棄物処理代行業業	4,769 (84)	16,068 (4,390)	6,289 (2,828)	2,356	1	「東日本大震災により生じた災害廃棄物の処理に関する特別措置法」に基づき、特定被災地方公共団体である市町村の長から要請があった4市町における災害廃棄物(可燃物)の処理事業を国が代行して行う。	復215			
(3) 災害廃棄物広域処理フォローアップ事業(災害廃棄物広域処理等支援事業からの名称変更)	-	-	1,911 (1,125)	53	-	広域処理受入れ終了後の最終処分場の放流水等の放射能濃度測定結果や安全性に関する情報をとりまとめ、情報発信することにより、地域住民の安心を図る。	復217			
(4) 循環型社会形成推進交付金	24,547 (4,283)	18,614 (15,120)	8,152 (7,262)	10,479	1	被災地の市町村等や広域処理により災害廃棄物の処理を行う市町村等が整備する一般廃棄物処理施設に対して財政措置による支援を行う。	159 復220			
施策の予算額・執行額	762,183 (322,904)	379,738 (85,237)	342,415 (323,626)	34,111	施策に関係する内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)	・東日本大震災に係る廃棄物の処理方針(マスタープラン)				

平成26年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(環境省26-21)

別紙1

施策名	目標5-1 基盤的施策の実施及び国際的取組				担当部局名	自然環境局 自然環境計画課	作成責任者名 (※記入は任意)	自然環境計画課長 亀澤 玲治				
施策の概要	生物多様性国家戦略を始めとする自然環境保全のための政策の策定、及びそのために必要な情報の収集・整備・提供を行う。また、国際的枠組への参加等を通じて地球規模の生物多様性の保全を図る。				政策体系上の位置付け	5. 生物多様性の保全と自然との共生の推進						
達成すべき目標	生物多様性国家戦略20102-2020に基づき、各種施策に必要な情報の収集・整備・提供、国民への生物多様性に関する普及啓発などの取組を進める。また、国際的枠組への参加を通じて、自然資源の保全、地球規模の生物多様性の保全を図る。				目標設定の考え方・根拠	生物多様性国家戦略2012-2020	政策評価実施予定時期	平成27年6月				
測定指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値 年度ごとの実績値						測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	
					24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度		30年度
1 「生物多様性」の認識状況	30%	平成16年度	75%	平成31年度	-	-	-	-	-	-	-	生物多様性国家戦略2012-2020において、生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する行動計画の横断的・基盤的施策の一つとして「生物多様性の主流化の促進」を掲げており、その数値目標として、同測定指標を用いているため。
2 生物多様性地域戦略策定済自治体数(都道府県)	18都道府県	24年度	47都道府県	平成32年度	-	-	-	-	-	-	-	生物多様性国家戦略2012-2020において、おおむね平成32年度までの間に重点的に取り組むべき施策の方向性を示した基本戦略の一つとして「生物多様性を社会に浸透させる」ことを掲げており、地方公共団体による生物多様性地域戦略の策定を促進していく際の数値目標として、同測定指標を用いているため。
3 全国の1/2.5万地形図面数に対する植生図整備図面数の割合[整備図面数/全国土図面数]	国土の35%	平成18年度	72%	平成26年度	64%	69%	72%	-	-	-	-	生物多様性国家戦略2012-2020等において、国土の自然環境の基本情報図である縮尺1/2.5万植生図については、平成32年までに国土の可能な限り広い面積を整備するなど早期の全国整備を進めるとしている。そのため、今後も需要が多い地域を中心に、整備を進める必要があるため。
達成手段 (開始年度)	予算額計(執行額)				当初予算額	関連する指標	達成手段の概要等				平成26年 行政事業レビュー 事業番号	
	23年度	24年度	25年度	26年度								
(1) 国際分担金等経費	4236百万円 (4236百万円)	255百万円 (255百万円)	277百万円 (277百万円)	254百万円	-	<達成手段の概要> ・生物多様性条約事務局に専門家を長期派遣し連絡調整を図るとともに、生物多様性日本基金の運営管理を通じて、愛知目標の達成に向けた取組を推進する。 ・国連大学に拠出し、SATOYAMAイニシアティブの推進に向け国際パートナーシップの運営や広報、SATOYAMAイニシアティブを具現化する各国でのパイロットプロジェクトを実施する。 <達成手段の目標> 愛知目標達成に向け、各国の国家戦略の策定・改定を進めるため、個別の技術支援・助言や、情報共有・発信を目的としたウェブサイトの運営を通じて、きめ細やかな支援を実施する。 ・SATOYAMAイニシアティブ国際パートナーシップの参加団体数を増加させる。 <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> ・各国の愛知目標達成に向けた取組が促進されるとともに、我が国の生物多様性分野での国際的なリーダーシップの発揮と国際的なパートナーシップの強化が期待される。 ・SATOYAMAイニシアティブ国際パートナーシップの参加団体数を増加させることで取組の裾野を広げ、生物多様性の保全と持続可能な利用に向けた取組が強化される。	185					
(2) 南極地域自然環境保全対策費(平成9年度)	30百万円 (23百万円)	23百万円(16 百万円)	19百万円 (17百万円)	19百万円	-	<達成手段の概要> 南極地域の環境保全に関する国際的枠組みの遵守とその発展に向けた自然資源の総合的な保全・管理を担保する。 <達成手段の目標> 南極地域の環境実態把握モニタリングの実施、南極環境保護議定書附属書への対応の継続、南極特別保護地区等の変更に対する国内担保措置、南極環境保護法に基づく手続きやその変更の更なる周知徹底を行う。 <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 南極地域の保全により国際的枠組への参加を通じた地球規模の生物多様性保全に寄与する。	186					

(3)	生物多様性センター維持運営費(平成10年度)	69百万円 (59百万円)	68百万円 (53百万円)	70百万円 (69百万円)	82百万円	-	<p>&lt;達成手段の概要&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・生物多様性センターの維持運営に必要な施設維持管理を行う。</li> <li>・文献等の資料、動植物標本及び生物多様性情報を収集・管理・提供する。</li> <li>・生物多様性の保全に関する普及啓発を実施する。</li> </ul> <p>&lt;達成手段の目標&gt;</p> <p>適切な施設の維持・運営、文献・標本・生物多様性情報等の収集・管理等、生物多様性の保全に関する普及啓発を行う。</p> <p>&lt;施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容&gt;</p> <p>施策の達成すべき目標である、「各種施策に必要な情報の収集・整備・提供、国民への生物多様性に関する普及啓発などの取組を進める。」に寄与する。</p>	187
(4)	自然環境保全基礎調査費(昭和48年度)	250百万円 (248百万円)	221百万円 (227百万円)	199百万円 (195百万円)	192百万円	3	<p>&lt;達成手段の概要&gt;</p> <p>1/2.5万植生図の整備、人間活動や開発等による生態系の変化状況の把握等、自然環境に関する全国的な基盤情報データを着実に蓄積する。</p> <p>&lt;達成手段の目標&gt;</p> <p>全国の1/2.5万地形図面数に対する植生図整備図面数の割合:国土の約72%</p> <p>&lt;施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容&gt;</p> <p>施策の達成すべき目標である、「各種施策に必要な情報の収集・整備・提供、国民への生物多様性に関する普及啓発などの取組を進める。」に寄与する。</p>	188
(5)	地球規模生物多様性モニタリング推進事業費(平成15年度)	510百万円 (475百万円)	437百万円 (393百万円)	381百万円 (367百万円)	335百万円	-	<p>&lt;達成手段の概要&gt;</p> <p>国内の各生態系の調査サイトにおけるモニタリングの実施、データを整理・発信する。</p> <p>東・東南アジア地域の生物多様性情報の整備、分類学能力構築のための研修を実施する。</p> <p>&lt;達成手段の目標&gt;</p> <p>モニタリングサイト1000調査を継続実施する。</p> <p>&lt;施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容&gt;</p> <p>施策の達成すべき目標である、「各種施策に必要な情報の収集・整備・提供、国民への生物多様性に関する普及啓発などの取組を進める。また、国際的枠組への参加を通じて、自然資源の保全、地球規模の生物多様性の保全を図る。」に寄与する。</p>	189
(6)	地球規模生物多様性情報システム整備推進費(平成6年度)	96百万円 (96百万円)	95百万円 (94百万円)	94百万円 (90百万円)	112百万円	-	<p>&lt;達成手段の概要&gt;</p> <p>生物多様性情報システム(J-IBIS)等を引き続き整備し、WebGIS技術を用いた提供を行うなど生物多様性保全に係る情報の利活用を推進する。</p> <p>&lt;達成手段の目標&gt;</p> <p>J-IBISの機能及び提供情報を拡充する。</p> <p>&lt;施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容&gt;</p> <p>施策の達成すべき目標である、「各種施策に必要な情報の収集・整備・提供、国民への生物多様性に関する普及啓発などの取組を進める。」に寄与する。</p>	190
(7)	生物多様性基本施策関係経費(平成20年度)	47百万円 (41百万円)	35百万円(36百万円)	36百万円 (34百万円)	38百万円	-	<p>&lt;達成手段の概要&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・生物多様性条約第10回締約国会議(平成22年10月名古屋で開催)で採択された愛知目標の達成に向け、平成24年9月に閣議決定された生物多様性国家戦略2012-2020に基づき生物多様性関連施策の着実な推進を図る。生物多様性条約第12回締約国会議(COP12)において実施予定の愛知目標の達成状況に関する中間評価の結果を踏まえ、「生物多様性国家戦略2012-2020」の見直しを検討する。</li> <li>・東日本大震災の経験を踏まえ、「生物多様性国家戦略2012-2020」において目指すべき社会として掲げている「自然共生社会」の実現に向けて、国内外において自然生態系の有する機能を生かした防災・減災対策が実施されている事例を収集するとともに、自然生態系が有する防災・減災機能の評価、検証を実施する。</li> <li>・生物多様性の状況に関する調査分析を行い、生物多様性基本法に基づく生物多様性白書を作成する。</li> </ul> <p>&lt;達成手段の目標&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・生物多様性国家戦略の推進及び我が国における愛知目標を達成する。</li> <li>・生物多様性白書の閣議決定及び生物多様性に関する国民の理解を促進する。</li> </ul> <p>&lt;施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・生物多様性国家戦略は、生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する国の基本計画であり、自然資源の保全、地球規模の生物多様性の保全に関する施策実施の根拠となることから、同戦略の見直しは、施策の達成すべき目標に対して直接寄与する。</li> <li>・年次報告は広く国民にも読まれるため、普及啓発、理解の促進につながる。</li> </ul>	191
(8)	「国連生物多様性の10年」推進事業費(平成23年度)	59百万円 (62百万円)	21百万円(18百万円)	21百万円 (17百万円)	17百万円	1	<p>&lt;達成手段の概要&gt;</p> <p>「国連生物多様性の10年日本委員会」を主要なセクターの参画を得て設立し、各セクターや地域における取組のサポート、セクター間の連携促進、国民的理解と参画の増進、生物多様性国家戦略改定へのインプット、他国の委員会とのネットワークを構築する。</p> <p>&lt;達成手段の目標&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・愛知目標の達成に向け、各セクター間の情報交換を目的とした全国ミーティングや地域セミナーの開催、委員会が推奨する連携事業の認定、生物多様性の認知度向上のための普及啓発ツールの作成等を実施する。</li> </ul> <p>&lt;施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「国連生物多様性の10年委員会」の事業を実施・推進することで、「生物多様性」に関する国民的な認知度向上、理解増進に寄与する。</li> <li>・生物多様性に関する各セクターの取組を後押しすることで、生物多様性の保全と持続的な利用を促進し、生物多様性を社会に浸透させることに寄与する。</li> </ul>	192

<p>(9) 愛知目標の実現に向けたCOP10主要課題検討調査費(平成24年度) (平成23年度:ポスト2010年目標の実現に向けたCOP10主要課題検討調査費)</p>	<p>96百万円 (88百万円)</p>	<p>90百万円(85百万円)</p>	<p>72百万円 (73百万円)</p>	<p>54百万円</p>	<p>-</p>	<p>&lt;達成手段の概要&gt;  <ul style="list-style-type: none"> <li>・生物多様性国家戦略に掲げた名古屋議定書の締結に向けた国内措置の具体的検討を実施する。</li> <li>・経済社会における生物多様性の保全と持続可能な利用の主流化を図るべく、事業者の取組に関する情報収集を行い、促進策を検討する。</li> <li>・国内の自然保護地域や自然環境保全施策により保全される生物多様性が有する経済的価値評価を実施する。</li> </ul> <p>&lt;達成手段の目標&gt;  <ul style="list-style-type: none"> <li>・名古屋議定書に対応する国内措置案を策定する。</li> <li>・事業者の先進的な取組事例を収集し、情報発信や普及啓発を行うとともに、事業者団体による行動指針等の作成・公表の参考となる事例集や手引書を作成する。</li> </ul> <p>&lt;施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容&gt;  <ul style="list-style-type: none"> <li>・国内措置案を策定することで名古屋議定書を締結し、早期発効に貢献する。</li> <li>・個々の事業者によるサプライチェーンも考慮した自主的な取組の促進を図るとともに、事業者間及び多様な主体間の連携・協働を促進することにより、民間部門における自発的な生物多様性の取組が推進され、自然環境の保全に寄与する。</li> <li>・生物多様性が有する価値を経済的な評価により可視化し、評価結果等を活用して生物多様性の重要性についての普及広報等を推進することで、生物多様性の主流化に貢献する。</li> </ul> </p></p></p>	<p>193</p>
<p>(10) 生物多様性及び生態系サービスに関する科学政策プラットフォーム推進費(平成25年度)</p>	<p>-</p>	<p>-</p>	<p>36百万円 (28百万円)</p>	<p>31百万円</p>	<p>-</p>	<p>&lt;達成手段の概要&gt;  <ul style="list-style-type: none"> <li>・生物多様性と生態系サービスの評価等に関する調査を行う。</li> <li>・既存の観測データ、調査結果の収集を行う。</li> </ul> <p>&lt;達成手段の目標&gt;  <ul style="list-style-type: none"> <li>・生物多様性と生態系サービスの評価等に関する調査を報告書にまとめる。</li> <li>・既存の観測データ、調査結果の収集を行う。</li> </ul> <p>&lt;施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容&gt;  <ul style="list-style-type: none"> <li>・評価及び予測結果について広く広報や啓発を行うことにより、生物多様性・生態系サービスと暮らしのつながりについての理解を深め、生態系等の重要性が認識され保全や持続可能な利用に向けた取組の一層の推進を図る。</li> <li>・生物多様性及び生態系サービスに関する科学政策プラットフォーム(IPBES)等に対して、科学的評価や生物多様性情報等のサブスタンスに係るインプットを積極的にに行い貢献する。</li> </ul> </p></p></p>	<p>215</p>
<p>(11) アジア太平洋地域生物多様性保全推進費(昭和57年度)</p>	<p>104百万円 (99百万円)</p>	<p>66百万円(72百万円)</p>	<p>52百万円 (50百万円)</p>	<p>63百万円</p>	<p>-</p>	<p>&lt;達成手段の概要&gt;  <ul style="list-style-type: none"> <li>・アジア・オセアニア地域において国際サンゴ礁イニシアティブ(ICRI)の活動を主導し、サンゴ礁保護区の管理向上を目指す。</li> <li>・アジアの重要湿地において登録湿地数が増加するよう普及啓発活動等を実施する。</li> </ul> <p>&lt;達成手段の目標&gt;  <ul style="list-style-type: none"> <li>・那覇市(沖縄県)において第10回ICRI東アジア地域会合を開催し、地域の意見をまとめ、ICRI総会に提出する。</li> <li>・ラムサール情報票の更新及び登録湿地の保全及び質明な利用の推進のための普及啓発活動等を実施する。</li> </ul> <p>&lt;施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容&gt;  「国際的枠組みへの参加を通じて、自然資源の保全、地球規模の生物多様性の保全」に寄与する。</p> </p></p>	<p>194</p>
<p>(12) 熱帯林等森林保全対策調査経費(平成19年度)</p>	<p>26百万円 (25百万円)</p>	<p>21百万円 (18百万円)</p>	<p>19百万円 (17百万円)</p>	<p>18百万円</p>	<p>-</p>	<p>&lt;達成手段の概要&gt;  世界の森林の保全及び持続可能な経営、砂漠化対処に関する国際的枠組みの推進に向けた自然資源の保全・管理手法を策定する。</p> <p>&lt;達成手段の目標&gt;  世界の森林の持続可能な利用と生物多様性の保全を図るためのモデル・ガイドラインを検討すること。また、乾燥地における持続可能な牧草地管理のための住民参加による計画立案・管理モデルの検討を行う。</p> <p>&lt;施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容&gt;  世界の森林の保全及び持続可能な経営の推進方策の検討及び砂漠化対処手法の検討調査等を実施し、生物多様性条約、国連森林フォーラムや砂漠化対処条約等の国際的取組の進展に積極的に貢献することで、世界の森林地域及び乾燥地域における生物多様性の保全等に寄与する。</p>	<p>195</p>
<p>(13) 生物多様性保全活動支援事業(H20年度)(関連:環境省26-22)</p>	<p>(目標5-2(2)に記載)</p>	<p>(目標5-2(2)に記載)</p>	<p>(目標5-2(2)に記載)</p>	<p>(目標5-2(2)に記載)</p>	<p>-</p>	<p>&lt;達成手段の概要&gt;  生物多様性の保全上重要な地域における法定計画の作成、法定計画に基づく実証を支援。また、世界自然遺産地域における生物多様性の保全・再生に資する地域の活動を支援する。</p> <p>&lt;達成手段の目標&gt;  国の生物多様性の保全上重要な地域における保全活動を実施する。</p> <p>&lt;施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容&gt;  本達成手段は、自然再生実施計画の作成支援に加え、ラムサール条約湿地、世界自然遺産地域、自然公園といった生物多様性の保全上重要な地域の保全・再生活動を推進するものであり、施策の目標の達成に直接的に貢献する。</p>	<p>200</p>
<p>施策の予算額・執行額</p>	<p>5523百万円 (5452百万円)</p>	<p>1,332百万円 (1,267百万円)</p>	<p>1,276百万円 (1,234百万円)</p>	<p>1215百万円</p>	<p>施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)</p>		

平成26年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(環境省26-22)

別紙1

施策名	目標5-2自然環境の保全・再生						担当部局名	自然環境局 自然環境計画課 国立公園課	作成責任者名 (※記入は任意)	自然環境計画課長 亀澤 玲治 国立公園課長 鳥居 敏男		
施策の概要	原生的な自然及び優れた自然の保全を図り、里地里山などの二次的な自然や藻場・干潟等についてその特性に応じた保全を図るとともに、過去に失われた自然を積極的に再生する事業を推進することで、自然環境の保全・再生を図る。						政策体系上の位置付け	5. 生物多様性の保全と自然との共生の推進				
達成すべき目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>・原生的な自然環境、里地里山などの二次的な自然、干潟などの生態系を地域の特性に応じて保全、維持管理する。</li> <li>・国内の世界自然遺産登録地について、世界遺産として認められた価値を将来にわたって保全するため順応的な保全管理を推進するとともに、国内候補地の新規登録を目指す。</li> <li>・過去に損なわれた自然について、多様な主体の参画による自然再生を行う。</li> <li>・生物多様性保全について先進的・効果的な取組を支援することで、今後の保全活動の推進に繋げる。</li> <li>・自然状況や社会状況、風景評価の多様化等の変化をふまえ、国立・国定公園の区域及び公園計画について、着実に見直しを行い、適切な保護管理を行う。</li> </ul>						目標設定の考え方・根拠	生物多様性国家戦略2012-2020 自然再生推進法 自然公園法 生物多様性地域連携促進法 自然環境保全法	政策評価実施予定時期	平成27年6月		
測定指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値 年度ごとの実績値						測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	
					24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度		30年度
1 自然再生協議会の数	24	H.23	29	H.27	-	-	-	-	-	-	-	生物多様性国家戦略2012-2020において、「自然再生の着実な実施」を掲げており、その数値目標として用いている指標であるため。
2 自然再生事業実施計画策定数	26	H.23	35	H.27	-	-	-	-	-	-	-	生物多様性国家戦略2012-2020において、「自然再生の着実な実施」を掲げており、その数値目標として用いている指標であるため。
3 当該年度を終期とする国立・国定公園の点検等見直し計画の達成率	-	-	100%	-	100%	100%	100%	100%	100%	-	-	国立・国定公園の保護管理を適正に行うため、公園区域及び公園計画について点検等の見直しを必要に応じて行っている。見直しを行う場合には、あらかじめ基本方針とスケジュールを含む見直しの計画を立てて行うこととしており、当該計画の着実な実施が目標の達成に最も寄与すると考えられる。このため、当該年度を終期とする国立・国定公園の点検等の見直し計画のうち、計画のとおり実現ができたものの数が100%となることを指標とする。
達成手段(開始年度)	予算額計(執行額)			当初予算額	関連する指標	達成手段の概要等					平成26年 行政事業レビュー 事業番号	
	23年度	24年度	25年度	26年度								
(1) 原生的な自然環境の危機対策事業(H22年度)	13 百万円 (15 百万円)	7百万円(7百 万円)	5百万円 (4百万円)	5百万円	-	<達成手段の概要> 自然環境保全地域等について、危機状況を把握するための調査を実施する。また、調査結果を分析・評価した上で、必要な対策を検討・実施する。 <達成手段の目標> 自然環境保全地域等の危機状況の把握及び対策等の実施(自然環境保全地域等の適切な保全管理) <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 自然環境保全地域等の危機状況の把握及び対策等を実施することにより、当該地域の適切な保全管理を実施することができ、これにより自然資源の保全、生物多様性の保全の一層の促進に寄与。					199	

<p>生物多様性保全活動支援事業(H20年度)(関連:環境省26-21)</p>	<p>245百万円 (184百万円)</p>	<p>211百万円 (189百万円)</p>	<p>191百万円 (169百万円)</p>	<p>130百万円</p>	<p>-</p>	<p>&lt;達成手段の概要&gt; 生物多様性の保全上重要な地域における法定計画の作成、法定計画に基づく実証を支援。また、世界自然遺産地域における生物多様性の保全・再生に資する地域の活動を支援。 &lt;達成手段の目標&gt; 国の生物多様性の保全上重要な地域における保全活動の実施 &lt;施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容&gt; 本達成手段は、自然再生実施計画の作成支援に加え、ラムサール条約湿地、世界自然遺産地域、自然公園といった生物多様性の保全上重要な地域の保全・再生活動を推進するものであり、施策の目標の達成に直接的に貢献。</p>	<p>200</p>
<p>(3) 自然再生活動推進費(H15年度)</p>	<p>26百万円 (26百万円)</p>	<p>11百万円(10百万円)</p>	<p>6百万円 (6百万円)</p>	<p>6百万円</p>	<p>-</p>	<p>&lt;達成手段の概要&gt; 全国的なレベルで自然環境に関する専門的知識を有する学識経験者等による自然再生専門家会議を組織することにより、自然再生の技術課題の解決を図る。 &lt;達成手段の目標&gt; 自然再生の技術課題の解決を行う(自然再生事業実施計画の審査)。 &lt;施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容&gt; 自然再生の技術課題の解決を図ることは、全国の自然再生の推進に寄与。</p>	<p>202</p>
<p>(4) 里地里山保全活用行動推進事業費(H23年度)(H22以前:SATOYAMAイニシアティブ推進事業費)</p>	<p>91百万円 (90百万円)</p>	<p>24百万円 (23百万円)</p>	<p>22百万円 (20百万円)</p>	<p>10百万円</p>	<p>-</p>	<p>・保全再生の取組を全国的に推進するための有効な取組事例の調査・分析と、その成果の発信。また、地域での自立的・持続的な保全再生を促進するための参考となる各種手引書の策定及び生物多様性上保全重要な里地里山の選定を含めた国の関与のあり方についての検討を実施。 ・保全活動を進めるために有効な取組事例の発信や各種手引書の作成・発信により、地域での自立的・持続的な保全再生の促進が図られ、また、生物多様性保全上重要な里地里山を選定・発信することにより、保全すべき里地里山が明確になり、地域による効率的、効果的な里地里山の保全再生に寄与。</p>	<p>203</p>
<p>(5) 国立・国定公園総点検事業費(国立・国定公園新規指定等推進事業(平成19年度))</p>	<p>130百万円 (129百万円)</p>	<p>113百万円 (93百万円)</p>	<p>154百万円 (137百万円)</p>	<p>104百万円</p>	<p>1</p>	<p>&lt;達成手段の概要&gt; 国立・国定公園の新規指定又は大規模拡張の候補地とされた地域について、利用計画を検討して土地所有者や地域の関係者等との調整に必要な調査を行うとともに、その他の国立・国定公園についても、海域公園地区の指定を含め見直しに必要な自然環境や利用関係のデータ収集等の調査を行う。 海洋基本法・海洋基本計画・生物多様性国家戦略・海洋生物多様性保全戦略に基づき、海洋の生物多様性保全を推進するため、保護すべき重要な海域を抽出し、海洋保護区設定の検討材料とする。また、サンゴ礁生態系保全行動計画の実施を促進する。 &lt;達成手段の目標&gt; 国立公園の新規指定又は大規模拡張の推進。海域公園地区の指定を含む公園区域及び公園計画の見直しの推進。 重要海域抽出のための検討会を立ち上げ、抽出方法を定め、データ収集を行い、重要海域を抽出する。サンゴ礁生態系保全行動計画の点検を実施する。 &lt;施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容&gt; 国立公園の新規指定又は大規模拡張、海域公園地区の指定を含む公園区域及び公園計画の見直しの根拠となる自然環境や公園利用に関するデータを収集することにより、関係者の理解を得ながら調整を進めることにより、点検等の見直しが円滑に進む。 サンゴ礁生態系を含めた海洋生物多様性に関する知見の充実と理解の促進に寄与する。</p>	<p>204</p>
<p>(6) 特定地域自然林保全整備事業費(H4年度)</p>	<p>11百万円 (11百万円)</p>	<p>7百万円 (6百万円)</p>	<p>5百万円 (5百万円)</p>	<p>6百万円</p>	<p>-</p>	<p>&lt;達成手段の概要&gt; 世界自然遺産地域等において、モニタリングのための機材や保全のための標識の整備・更新等を行う。 &lt;達成手段の目標&gt; 遺産地域等の基幹的施設の整備・更新(遺産地域等の適切な保全管理) &lt;施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容&gt; モニタリングのための機材や保全のための標識の整備・更新等を行うことにより、世界自然遺産地域等の適切な保全管理を実施することができ、これにより地域の特性に応じた生態系の保全、維持管理の一層の促進に寄与。</p>	<p>210</p>
<p>(7) 生物多様性保全回復施設整備交付金事業(H25年度)</p>	<p>-</p>	<p>-</p>	<p>25百万円 (25百万円)</p>	<p>103百万円</p>	<p>-</p>	<p>&lt;達成手段の概要&gt; 国の自然環境を代表する自然特性を有する地域と生態学的に密接な関連を有する地域で、条例等に基づき指定された保護地域その他重要な自然環境を有する地域として選定された里地里山、湿地等において、地方公共団体が行う地域の生態系の保全・回復を図るための生物の生息空間の整備事業のうち、先進的・効果的で全国的な観点から波及効果が期待される事業に対し、その工事に要する費用の一部を補助する。 &lt;達成手段の目標&gt; 国の自然環境を代表する自然的特性を有する地域に隣接するなど生態学的に密接な関連を有する地域において、地方公共団体が実施する生物多様性の保全・回復のための事業を促進することにより、地域の生物や生態系の有機的なつながりを確保する。 &lt;施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容&gt; 地域の特性を踏まえて地方公共団体が行う生物多様性の保全・回復のための事業を支援することにより地域の生物や生態系の有機的なつながりを確保し、もって国土全体の生物多様性の保全・回復を促進し、愛知目標の達成、自然共生社会の実現に資する。</p>	<p>218</p>

(8) 日本の国立公園と世界遺産を活かした地域活性化推進費 (平成26年度)	-	-	-	125百万円	-	<p>&lt;達成手段の概要&gt;          世界自然遺産の屋久島、白神山地、知床、小笠原諸島については、植生の変化、シカの食害、外来種の影響など長期的なモニタリングを実施し、その結果を科学委員会を通じて対策に反映させる順応的な保全管理を一層充実させる。          また、国内候補地については、世界遺産の新規登録に向けて必要な各種資料の作成を行うとともに、動植物に係る情報の整理、保全管理上の課題についての検討を行う。</p> <p>&lt;達成手段の目標&gt;          順応的な保全管理体制の構築(遺産地域等の適切な保全管理)</p> <p>&lt;施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容&gt;          最新の科学的知見に基づく保全管理体制の強化などにより、遺産地域等の保全管理の質を高めるとともに、生物多様性保全の先進地域としてのモデルを示し、これにより地域の特性に応じた生態系の保全、維持管理の一層の促進に寄与。</p>	新26-032
施策の予算額・執行額	516百万円 (455百万円)	373百万円 (328百万円)	408百万円 (366百万円)	489百万円	施策に関する内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)		



平成26年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(環境省26-23)

別紙1

施策名	目標5-3野生動物の保護管理				担当部局名	野生動物課	作成責任者名 (※記入は任意)	中島 慶二				
施策の概要	絶滅危惧種の生息状況等の調査による現状把握と国内希少野生動物植物種の新規指定、保護・増殖による種の保存、野生鳥獣の適正な保護・管理と狩猟の適正化、遺伝子組換え生物及び侵略的な外来生物への対策推進等による生物多様性等への影響防止。				政策体系上の位置付け	5. 生物多様性の保全と自然との共生の推進						
達成すべき目標	新たに種の絶滅が生じないようにするとともに、絶滅の危機に瀕している種の個体数の維持・回復。野生鳥獣の適正な保護管理。外来生物による在来生物や生態系への影響の防止。				目標設定の考え方・根拠	種の保存法、鳥獣保護法、外来生物法	政策評価実施予定時期	平成27年6月				
測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値 年度ごとの実績値						測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	
	基準年度	目標年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度			
1 (～25年度) 絶滅危惧種の現状把握と保護増殖の進捗状況 (26年度～) 国内希少野生動物植物種の新規指定数	-	-	300種	平成32年度	第4次レッドリストの公表	レッドデータブックの作成	30種	45種	45種	45種	45種	絶滅危惧種の保全を効果的に推進するためには、レッドリストの改訂等による定期的な現状把握を行い、その結果をもとに、種の保存法に基づく国内希少野生動物植物種の新規指定や見直し等を行う必要があるため。
2 奄美大島におけるマングースの捕獲努力量あたりの捕獲数 (1000畝当たりの1日の捕獲数)	-	-	奄美大島0頭	平成34年度	-	-	-	-	-	-	-	特定外来生物による生態系への被害を防止するため、特に奄美大島において我が国固有の希少野生動物への大きな被害を及ぼしている特定外来生物マングースを科学的知見に基づき根絶する必要があるため。
3 ニホンジカの生息頭数の推定値	推定の中央値 325万頭 ※25年度に算出	平成23年度	ニホンジカの生息頭数を平成23年度比で半減	平成35年度	-	23年度の生息頭数を算出した推定の中央値 325万頭	-	-	-	-	-	ニホンジカによる自然生態系への影響が深刻であり捕獲の一層の強化が必要であるため。
達成手段 (開始年度)	予算額計(執行額)				当初予算額 26年度	関連する指標	達成手段の概要等	平成26年 行政事業レビュー 事業番号				
	23年度	24年度	25年度	26年度								
(1) 希少種保護推進費 (平成5年度)	453百万円 (437百万円)	379百万円 (378百万円)	409百万円 (387百万円)	649百万円	1	<達成手段の概要> レッドリストの見直し、保護増殖事業の実施等の国内希少野生動物植物種の保全に関する事業、国内希少野生動物植物種の指定に向けた調査等 <達成手段の目標> 絶滅危惧種の保全施策の実施 <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 国内希少野生動物植物種の新規指定、希少野生動物植物の生息状況等の現状把握、保護増殖事業の実施等により種の保存に寄与。	224					
(2) トキ生息環境保護推進協力費 (平成13年度)	20百万円 (20百万円)	16百万円 (13百万円)	16百万円 (13百万円)	17百万円	-	<達成手段の概要> 日中のトキ保護協力に関する事業 <達成手段の目標> 絶滅危惧種の保全施策の実施 <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 中国におけるトキの生息状況等の現状把握等により、日本のトキ野生復帰の取組等に寄与。	222					
(3) 野生動物保護センター等維持費 (平成4年度)	121百万円 (116百万円)	125百万円 (122百万円)	125百万円 (113百万円)	129百万円	-	<達成手段の概要> 野生動物保護センター、水鳥・湿地センター、世界遺産センター等維持管理 <達成手段の目標> 施設の適切な維持・運営 <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 絶滅危惧種の調査や野生復帰、利用者への普及啓発により種の保存等に寄与。	234					

(4)	野生生物専門家活用事業 (平成19年度)	30百万円 (33百万円)	30百万円 (32百万円)	30百万円 (34百万円)	35百万円	-	<p>&lt;達成手段の概要&gt; 絶滅危惧種の生息状況調査等を実施するための野生生物専門家を雇用</p> <p>&lt;達成手段の目標&gt; 絶滅危惧種の保全施策の実施</p> <p>&lt;施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容&gt; 専門家が実施する絶滅危惧種の生息状況調査等により種の保存に寄与。</p>	235
(5)	野生生物との共生推進費 (平成12年度)	15百万円 (13百万円)	9百万円 (8百万円)	7百万円 (7百万円)	0	-	<p>&lt;達成手段の概要&gt; ジュゴンの生息状況等の把握及び保護し共生する社会づくりの検討</p> <p>&lt;達成手段の目標&gt; ジュゴンの生息海域周辺での共生施策の推進</p> <p>&lt;施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容&gt; 絶滅のおそれのあるジュゴンの生息する地域社会との共生を図り、その保全に寄与。</p>	225
(6)	野生生物保護管理施設等整備費 (平成20年度)	354百万円 (343百万円)	234百万円 (184百万円)	1554百万円 (1197百万円)	15百万円	-	<p>&lt;達成手段の概要&gt; 国内希少野生動物種の保護増殖の推進、水鳥の観察等を通じた自然環境学習の推進等を図るための施設整備</p> <p>&lt;達成手段の目標&gt; ツシヤママネコ順化施設の施工</p> <p>&lt;施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容&gt; 絶滅のおそれの最も高い種の1つであるツシヤママネコの順化施設の整備による種の保存に寄与。</p>	229
(7)	国際希少野生動物種流通管理対策費 (昭和61年度)	9百万円 (10百万円)	8百万円(9百万円)	7百万円 (6百万円)	89百万円	-	<p>&lt;達成手段の概要&gt; ワシントン条約の科学当局としての任務(①野生動物種の国際取引に際し、その取引がその種の存続を脅かすことにならないかを判断し、管理当局に助言すること②標本の同定等条約の適正な実施に必要な科学的知見の集積提供等を行うこと)を遂行するため、条約対象種に係る最新の生物学的・生態学的データの整備や保全状況の把握等の業務を行う。</p> <p>&lt;達成手段の目標&gt; 条約対象種に係る最新の生物学的・生態学的データや保全状況等の把握。</p> <p>&lt;施策の達成すべき目標への寄与の内容&gt; ワシントン条約締約国としての責任を遂行し、国際的に絶滅のおそれのある野生動物種の保存を図ることに寄与する。</p>	221
(8)	外来生物対策費 (平成16年度)	59百万円 (45百万円)	54百万円 (50百万円)	38百万円 (44百万円)	66百万円	-	<p>&lt;達成手段の概要&gt; ①特定外来生物等の選定作業、②外来生物全般に係る侵入・生態及び流通実態等の調査(水際における定点モニタリング調査等を含む)、③「外来生物飼養等情報データベースシステム」の保守点検・運用等。</p> <p>&lt;達成手段の目標&gt; 達成手段の概要の①～③の通常業務を継続する。</p> <p>&lt;施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容&gt; 特定外来生物等への選定は、外来生物法に基づく規制対象の追加に資する。外来生物全般に係る調査は、海外から我が国に侵略的な外来生物が導入されること等を阻止し、また今後の防除等の対策のための基礎的情報を提供する。「外来生物飼養等情報データベースシステム」の保守点検・運用は、外来生物法に基づき規制されている特定外来生物の飼養等の規制を担保するために必要なシステムの維持に貢献する。</p>	226
(9)	外来生物対策管理事業地方事務費 (平成18年度)	40百万円 (28百万円)	23百万円 (20百万円)	23百万円 (19百万円)	22百万円	-	<p>&lt;達成手段の概要&gt; ①外来生物法に基づく申請・届出の審査、規制内容の申請者への周知及び防除の確認・認定の諸業務を実施するために必要な派遣職員を雇用する。②水際(税関)において任意放棄された特定外来生物等の個体並びに警察及び地方公共団体から引渡された特定外来生物の個体について、引取及び処分等を行うほか、輸入業者・旅行者等への普及啓発事業を行う。</p> <p>&lt;達成手段の目標&gt; ①及び②の業務を継続し、外来生物法の実効性を確保する。</p> <p>&lt;施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容&gt; 外来生物法関連の諸業務を実施するために必要な派遣職員の雇用により、同法に基づく特定外来生物の飼養等の規制を担保する。また、任意放棄された特定外来生物の引取等により、特定外来生物の野外における拡散や被害を防ぐ。</p>	232

(10)	特定外来生物防除等推進事業費 (平成18年度)	372百万円 (366百万円)	325百万円 (320百万円)	419百万円 (408百万円)	432百万円	2	<p>&lt;達成手段の概要&gt; 特定外来生物について、外来生物法第11条に基づく防除を実施するもの。①生態系等への被害を防止するため、希少種の生息・生育地や国立公園など我が国の生物多様性保全上特に重要な地域において定着が確認された特定外来生物、さらに我が国で新たに定着が確認された、もしくは生息・生育地が限定的であり、侵略性の高い特定外来生物等について、防除を行うとともに、②全国的に分布、定着し広域で被害を発生させている特定外来生物について、各地の地方公共団体、民間団体及び地域住民が連携して効果的に防除を行えるよう、実施体制や防除手法の検討、地域間の連携や情報共有体制を構築するための事業を行い、特定外来生物の防除が円滑に推進されるよう支援を行う。</p> <p>&lt;達成手段の目標&gt; ①及び②の業務を継続することにより、特定外来生物の防除の取組を推進し、特定外来生物による被害を軽減することで、外来生物法の実効性を確保する。</p> <p>&lt;施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容&gt; ①希少種の生息・生育地や国立公園など我が国の生物多様性保全上特に重要な地域における特定外来生物及び、我が国で新たに定着が確認された、もしくは生息・生育地が限定的であり、侵略性の高い特定外来生物等の防除を自ら実施し、生息数を削減することで生態系等への被害を防止する。</p> <p>②実施体制や防除手法の検討、地域間の連携や情報共有体制を構築するための事業を行うことにより特定外来生物の防除を自ら実施し、生態系等への被害を防止するとともに、その成果をマニュアル化して周知することで、地域における防除の推進に資する。</p>	233
(11)	遺伝子組換え生物対策費 (平成16年度)	29百万円 (25百万円)	23百万円 (19百万円)	18百万円 (20百万円)	24百万円	-	<p>&lt;達成手段の概要&gt; 遺伝子組換え生物の使用承認に当たっての法に基づく学識経験者への意見聴取会合の開催、立入検査の実施、遺伝子組換え生物に関する情報の収集、リスク評価手法の検討、野外での遺伝子組換え生物の生育状況監視、名古屋・クアラルンプール補足議定書締結に向けた情報収集、ホームページ(J-BCH)による国民への情報提供等を実施。</p> <p>&lt;達成手段の目標&gt; 国内における遺伝子組換え生物の使用等の適切な規制 &lt;施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容&gt; 遺伝子組換え生物の使用等の規制を行うとともに、最新の知見に基づく規制を実施するための情報収集や国民への情報提供を行い、我が国の生物多様性の確保に寄与する。</p>	228
(12)	鳥獣保護基盤整備費 (平成10年度、一部平成19年度)	52百万円 (63百万円)	38百万円 (48百万円)	40百万円 (46百万円)	41百万円	3	<p>&lt;達成手段の概要&gt; 科学的で計画的な鳥獣保護管理の推進の基礎となる情報収集等を実施。</p> <p>&lt;達成手段の目標&gt; 情報収集等による鳥獣保護管理の基盤整備。</p> <p>&lt;施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容&gt; 鳥獣保護管理の基盤を整備することにより、野生鳥獣の保護管理の適正な推進に寄与する。</p>	223
(13)	鳥獣保護管理強化総合対策事業費 (平成24年度)	0	285百万円 (236百万円)	260百万円 (227百万円)	457百万円	3	<p>&lt;達成手段の概要&gt; 鳥獣保護管理を担う人材の確保・育成に係る人材登録事業や技術者研修、地域ぐるみの捕獲を推進するモデル事業、特定鳥獣や広域的に分布する鳥獣の保護管理の適切な推進を図るための特定計画策定に係るガイドライン検討や、広域管理の検討及び改正鳥獣法の施行(公布日(平成26年5月30日)から1年以内)へ向けた各種調査検討等を実施。</p> <p>&lt;達成手段の目標&gt; 改正鳥獣法の施行へ向けた基本指針等の見直し、鳥獣の保護管理を担う人材の確保・育成、地域ぐるみでの捕獲の推進、特定鳥獣や広域的に分布する鳥獣の保護管理の推進</p> <p>&lt;施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容&gt; 基本指針等の見直しを行うとともに、引き続き鳥獣保護管理の担い手の確保・育成、地域ぐるみでの捕獲、特定鳥獣及び広域分布型鳥獣の保護管理等を総合的に推進することにより、野生鳥獣の保護管理の強化に寄与する。</p>	209
(14)	野生鳥獣感染症対策事業費 (平成17年度)	98百万円 (115百万円)	76百万円 (89百万円)	70百万円 (79百万円)	72百万円	-	<p>&lt;達成手段の概要&gt; 野鳥の高病原性鳥インフルエンザ等の発生状況の監視やモニタリング、各種調査等の実施による危機管理体制の整備。</p> <p>&lt;達成手段の目標&gt; 通常時のサーベイランス等を適切に実施し、発生時に備える。</p> <p>&lt;施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容&gt; 野生鳥獣の感染症対策を実施することにより、国民の安全・安心な生活の確保とともに、野生鳥獣の保護管理の適正に推進に寄与する。</p>	227

<p>(15) 国指定鳥獣保護区対策費 (昭和46年度、一部平成21年度)</p>	<p>49百万円 (58百万円)</p>	<p>27百万円 (26百万円)</p>	<p>27百万円 (32百万円)</p>	<p>25百万円</p>	<p>-</p>	<p>&lt;達成手段の概要&gt; 国指定鳥獣保護区における鳥獣の生息状況調査等、新規指定予定箇所の調査等を実施。 &lt;達成手段の目標&gt; 国指定鳥獣保護区の適切な保護管理を推進。 &lt;施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容&gt; 国指定鳥獣保護区の適切な保護管理を推進すること等により、野生鳥獣の保護管理の適正な推進に寄与する。</p>	<p>231</p>
<p>(16) 希少野生動植物種生息地等保護区管理費 (平成18年度)</p>	<p>11百万円 (11百万円)</p>	<p>8百万円(7百万円)</p>	<p>8百万円 (8百万円)</p>	<p>8百万円</p>	<p>-</p>	<p>&lt;達成手段の概要&gt; 生息地等保護区における対象とする国内希少野生動植物種の生息・生育状況調査等、新規指定予定箇所の調査等を実施。 &lt;達成手段の目標&gt; 生息地等保護区における対象とする国内希少野生動植物種及びその生息・生育環境の適切な保護管理を推進。 &lt;施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容&gt; 生息地等保護区の適切な保護管理を推進すること等により、国内希少野生動植物種の保存に寄与する。</p>	<p>230</p>
<p>施策の予算額・執行額</p>	<p>1,712百万円 (1,683百万円)</p>	<p>1,660百万円 (1,561百万円)</p>	<p>3,051百万円 (2,640百万円)</p>	<p>2081百万円</p>	<p>施策に関係する内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)</p>		

平成26年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(環境省26-24)

別紙1

施策名	目標5-4 動物の愛護及び管理					担当部局名	動物愛護管理室	作成責任者名 (※記入は任意)	田邊 仁			
施策の概要	飼い主による終生飼養等の適正な飼養、動物取扱業の適正化、都道府県等に引き取られた犬猫の返還・譲渡等を推進することにより、人と動物の共生する社会の実現を図る。					政策体系上の位置付け	5.生物多様性の保全と自然との共生の推進					
達成すべき目標	自治体における犬及び猫の引取り数の75%減(平成16年度比)、犬及び猫の殺処分率の減少、犬及び猫の所有明示の実施率の倍増(平成22年度比)				目標設定の考え方・根拠	動物の愛護及び管理に関する法律第5条に基づく動物愛護管理基本指針(平成18年10月31日環境省告示第140号)		政策評価実施予定時期	平成27年6月			
測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値 年度ごとの実績値						測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	
	基準年度		目標年度		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度		30年度
1 自治体における犬及び猫の引取り数の75%減(平成16年度比)となる10万頭	418千頭	16年度	100千頭	35年度	減少傾向維持 209千頭	減少傾向維持 -	減少傾向維持 -	減少傾向維持 -	減少傾向維持 -	減少傾向維持 -	減少傾向維持 -	国等が取り組むべき動物愛護管理施策を定めている動物愛護管理基本指針において、平成35年度までに図られるよう努めるものとされているため。
2 犬及び猫の殺処分率の減	94%	16年度	減少傾向維持	35年度	減少傾向維持 77%	減少傾向維持 -	減少傾向維持 -	減少傾向維持 -	減少傾向維持 -	減少傾向維持 -	減少傾向維持 -	国等が取り組むべき動物愛護管理施策を定めている動物愛護管理基本指針において、平成35年度までに図られるよう努めるものとされているため。
3 犬及び猫の所有明示の実施率の倍増	犬54% 猫37%	22年度	犬72% 猫40%	35年度	上昇傾向維持 犬55% 猫38%	上昇傾向維持 -	上昇傾向維持 -	上昇傾向維持 -	上昇傾向維持 -	上昇傾向維持 -	上昇傾向維持 -	国等が取り組むべき動物愛護管理施策を定めている動物愛護管理基本指針において、平成35年度までに図られるよう努めるものとされているため。
達成手段 (開始年度)	予算額計(執行額)			当初予算額	関連する指標	達成手段の概要等					平成26年 行政事業レビュー 事業番号	
	23年度	24年度	25年度	26年度								
(1) 調査連絡事務費(平成13年度 ※総理府からの移管前においては昭和49年度から)	4百万円 (9百万円)	8百万円 (8百万円)	8百万円 (7百万円)	8百万円	1、2、3	<達成手段の概要> 自治体等の連絡会議の開催、動物愛護管理行政関係資料の作成、収容動物検索情報サイトの運用等 <達成手段の目標> 自治体に収容された犬猫の返還・譲渡の推進 <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 自治体に収容された犬猫を、1頭でも多く元の飼い主へ返還及び新たな飼い主へ譲渡する機会をつくることで、殺処分率の減少に寄与する。					236	
(2) 動物適正飼養推進・基盤強化事業(平成13年度 ※総理府からの移管前においては昭和52年度から)	55百万円 (80百万円)	46百万円 (48百万円)	75百万円 (63百万円)	87百万円	1、2、3	<達成手段の概要> 普及啓発、動物愛護センサス、基本指針の点検などの総合的な施策を実施 <達成手段の目標> 動物愛護管理施策の総合的な推進 <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 動物の愛護と適正な管理について、国民の意識の向上を図るとともに、動物の取扱状況の実態等について継続的に調査及び評価を行うことで課題の着実な達成とさらなる効果的な施策の展開につなげる。					236	
(3) 飼養動物の安全・健康保持推進事業(平成20年度)	26百万円 (9百万円)	9百万円 (4百万円)	6百万円 (3百万円)	11百万円	1	<達成手段の概要> 飼養動物の適切な給餌にかかる普及啓発、ペットフードの安全性等に関する情報の収集及び分析等 <達成手段の目標> 動物の適正飼養の推進 <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 動物の愛護と適正な管理について、国民の意識の向上を図る。					237	

(4) 動物収容・譲渡対策施設 整備費補助	9百万円 (9百万円)	76百万円 (8百万円)	80百万円 (76百万円)	95百万円	2	<p>&lt;達成手段の概要&gt; 自治体に引き取られた犬及び猫を返還・譲渡に結びつけることが重要であることから、動物の収容及び譲渡のためのスペースの新築・改築・増築にかかる費用を補助するもの</p> <p>&lt;達成手段の目標&gt; 自治体に収容された犬猫の返還・譲渡の推進</p> <p>&lt;施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容&gt; 1頭でも多くの犬及び猫を元の飼い主へ返還及び新たな飼い主へ譲渡する場を整備することで、殺処分数の減少に寄与する。</p>	238
(5) 動物愛護管理推進事業 (平成18年度)	3百万円 (2百万円)	3百万円 (2百万円)	2百万円 (1百万円)	2百万円	1	<p>&lt;達成手段の概要&gt; 逸走した危険動物への対応</p> <p>&lt;達成手段の目標&gt; 動物の適正飼養の推進</p> <p>&lt;施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容&gt; 動物の愛護と適正な管理について、国民の意識の向上を図る。</p>	239
施策の予算額・執行額	97百万円 (109百万円)	142百万円 (70百万円)	171百万円 (150百万円)	203百万円	施策に関する内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)		

平成26年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(環境省26-25)

別紙1

施策名	目標5-5 自然とのふれあいの推進				担当部局名	自然環境整備担当 参事官室 自然ふれあい推進室	作成責任者名 (※記入は任意)	森 豊 中尾文子			
施策の概要	豊かな自然とのふれあいや休養などの国民のニーズに応えるため、時速可能な自然資源の保全を図りつつ、安全で快適な自然とのふれあいの場の提供やふれあい活動をサポートする人材の育成を行う。				政策体系上の 位置付け	5. 生物多様性の保全と自然との共生の推進					
達成すべき目標	安全で快適な自然とのふれあいの場を提供しつつ、ふれあい活動をサポートする人材を育成することでエコツーリズムを推進し、自然とのふれあいの質の向上を図る。また、貴重な自然資源である温泉の保護と適正な利用を図る。				目標設定の 考え方・根拠	自然公園法 エコツーリズム推進法 エコツーリズム推進基本方針 温泉法	政策評価実施予定時期	平成27年6月			
測定指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値 年度ごとの実績値						測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
					24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	
1 自然とのふれあいの場である自然公園等の利用者数の推移	-	-	-	-	-	-	-	-	-	自然とのふれあいの場を提供する施策は、自然環境の保全や再生等も目的としており、客観的な指標で成果を現すことが適当でないため目標値は設定できないが、関係するデータとして公園利用者数を設定したものの。	
2 エコツーリズム推進法の規定に基づく全体構想の認定数(括弧内は総数)	0	平成20年度	-	平成30年度	-	-	-	-	-	全体構想の認定数が増加することは、エコツーリズムの推進に直接的に結びつき、自然と人の共生について国民の意識の向上を図ることに繋がる。	
3 温泉利用の宿泊施設利用人数の推移(千人)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	施策の必要性や適正利用を図る参考として選定したものであるが、当該施策は温泉法の適正な施行を図るための各種調査・検討を行うものであり、温泉法の目的である温泉の保護や可燃性天然ガスによる災害の防止、温泉の適正利用は、利用人数の多寡のみで成果を現すことは適当ではなく目標値は設定できないが、関係するデータとして宿泊施設利用者数を設定したものの。	
達成手段 (開始年度)	予算額計(執行額)				当初予算額	関連する 指標	達成手段の概要等	平成26年 行政事業レビュー 事業番号			
	23年度	24年度	25年度	26年度							
(1) 自然生きものふれあい推進等事業(平成10年度)	76百万円 (70百万円)	20百万円 (23百万円)	7百万円 (9百万円)	-	-	1	<達成手段の概要> 自然とのふれあいの機会・情報の提供等により、自然環境保全に関する理解の深化、各種取組への意欲の増進、適正利用の促進等を図る。 <達成手段の目標> 自然に親しむ運動月間等重点期間を中心に自然体験プログラム情報を4000件程度情報発信し、自然とのふれあいの機会の提供を図る。 <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 自然とのふれあいの機会及び情報提供等は直接的に自然とのふれあいの場を提供することに寄与する。	240			
(2) エコツーリズム総合推進事業費(平成16年度)	9百万円 (8)	30百万円 (27百万円)	22百万円 (17百万円)	33百万円	-	2	<達成手段の概要> エコツーリズム推進法に定められている国の責務である全体構想の認定、周知、技術的助言、情報収集、広報活動等を所管省庁と連携して実施する。 <達成手段の目標> エコツーリズム推進法の基本理念に則り、エコツーリズムの推進を図る。 <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> エコツーリズムの推進を図ることで、持続可能な利用が図られる「自然と共生する社会」の実現に寄与する。	241			
(3) 自然公園等事業費(平成6年度)	9,832百万円 (9,332百万円)	9,415百万円 (8,422百万円)	12,578百万円 (10,998百万円)	7949百万円	-	1	<達成手段の概要> 国立公園等において自然環境の保全や消失・変容した自然生態系の再生を図るとともに、国立公園等の保護上及び利用上重要な事業(登山道、避難小屋、木道、植生復元施設、山岳トイレ等の整備)並びに国民公園等の施設整備を実施し、維持管理を行うもの。 <達成手段の目標> 国立公園等における優れた自然風景地等の保護と、利用の増進を図る。 <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 自然公園等事業を通じて、国立公園等における優れた自然風景地等の保護と利用を図るとともに、安全で快適な自然とのふれあいの場の提供に寄与する。	244			
(4) 温泉の保護及び安全・適正利用推進事業(平成18年度)	24百万円 (9百万円)	21百万円 (8百万円)	19百万円 (18百万円)	17百万円	-	3	<達成手段の概要> 温泉の保護や可燃性天然ガスによる災害の防止、温泉の適正利用等、温泉法の適正な執行を図るための調査を行う。 <達成手段の目標> 温泉法に基づき都道府県等が行う許可の判断基準等に関連する事項を策定し、技術的助言を実施。 <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 当該事業を通じて、温泉の保護、可燃性天然ガスによる災害の防止、温泉の適正利用を推進するとともに、安全で快適な自然とのふれあいの場の提供に寄与する。	243			
施策の予算額・執行額	9941百万円 (9419百万円)	9486百万円 (8480百万円)	12626百万円 (11042百万円)	7999百万円	施策に関係する内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)						

平成26年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(環境省26-26)

別紙1

施策名	目標5-6 東日本大震災への対応(自然環境の復旧・復興)				担当部局名	自然環境局国立公園課 自然環境整備担当 参事官室 動物愛護管理室	作成責任者名 (※記入は任意)	鳥居敬男 森 豊 田邊 仁				
施策の概要	地域の自然資源等を活用した三陸復興国立公園の拡張、被災した公園事業施設の復旧や復興のための整備に取り組むほか、被災ペット保護活動を支援する。				政策体系上の位置付け	5. 生物多様性の保全と自然との共生の推進						
達成すべき目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>三陸復興国立公園の創設を始めとした様々な取組を通じて、森・里・川・海のつながりにより育まれてきた自然環境と地域の暮らしを後世に伝え、自然の恵みと脅威を学びつつ、それらを活用しながら復興する。</li> <li>旧警戒区域内に生息する被災ペット(犬及び猫)の生息状況調査等を実施する。</li> </ul>				目標設定の考え方・根拠	<ul style="list-style-type: none"> <li>東日本大震災からの復興の基本方針(平成23年7月29日 東日本大震災復興対策本部)</li> <li>三陸復興国立公園の創設を核としたグリーン復興のビジョン(平成24年5月7日 環境省)</li> <li>生物多様性国家戦略2012-2020(平成24年9月28日閣議決定)</li> <li>自然公園法</li> <li>動物の愛護及び管理に関する法律</li> </ul>	政策評価実施予定時期	平成27年6月				
測定指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	年ごとの目標値 年ごとの実績値						測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	
					24年	25年	26年	27年	28年	29年	30年	
1 三陸復興国立公園(平成24年度までは陸中海岸国立公園)の利用者数(千人)	458	平成23年	6,994	平成32年	-	-	-	-	-	-	-	三陸復興国立公園の創設を始めとする様々な取組は、国立公園の公園利用の推進のみならず、地域振興、利用者の安全対策、自然環境の保全・再生等を目標とするものである。多様な自然的・社会的状況を包含する三陸エリア全体に係るものであり、成果を数値として測定出来ないが、関連するデータとして公園利用者数を指標とし、平成32年度には震災以前の国立公園利用者数の水準(6,994千人以上)とすることを旨とする。
					1,432	集計中						
測定指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値 年度ごとの実績値						測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	
					24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	
2 八戸市におけるホテル宿泊者数	-	-	-	-	488,330	511,839	537,736	-	-	-	-	三陸復興国立公園の創設を始めとする様々な取組は、国立公園の公園利用の推進のみならず、地域振興、利用者の安全対策、自然環境の保全・再生等を目標とするものである。多様な自然的・社会的状況を包含する三陸エリア全体に係るものであり、成果を数値として測定出来ないが、そのうち地域振興に資する成果実績の動向を示すものとして、三陸復興国立公園に編入され、みちのく潮風トレイルが開通した八戸市におけるホテル宿泊者数を指標とした。(目標値は前年度成果実績の5%とする。)
					487,466	512,130						
測定指標	目標		目標年度		測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠							
3 三陸復興国立公園の再編成	南三陸金華山国立公園の編入		平成26年度		三陸復興国立公園の創設を始めとする様々な取組は、国立公園の公園利用の推進のみならず、地域振興、利用者の安全対策、自然環境の保全・再生等を目標とするものである。多様な自然的・社会的状況を包含する三陸エリア全体に係るものであり、成果を数値として測定出来ないことから、定量的目標ではなく、施策の具体的な目標を設定した。							
達成手段(開始年度)	予算額計(執行額)			当初予算額	関連する指標	達成手段の概要等					平成26年行政事業レビュー事業番号	
	23年度	24年度	25年度	26年度								
三陸復興国立公園再編成(1)等推進事業(平成23年度)	100百万円(64百万円)	200百万円(200百万円)	471百万円(365百万円)	522百万円	1,2,3	<p>&lt;達成手段の概要&gt; 自然公園の再編成による三陸復興国立公園の創設、長距離自然歩道(みちのく潮風トレイル)の路線設定、エコツアー等の公園利用プログラムの作成、自然環境変化状況の把握のための基礎調査等の具体的な取組を実施する。</p> <p>&lt;達成手段の目標&gt; 平成26年度中に三陸復興国立公園に南三陸金華山国立公園を編入、平成27年度までにみちのく潮風トレイルの全路線を設定する。</p> <p>&lt;施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容&gt; 国立公園の再編成については、自然環境を活かして復興していく基盤として寄与する。みちのく潮風トレイルの設定については、公園利用者を増やし、地域観光の活性化に寄与する。</p>					222(復興庁)	



(2) 三陸復興国立公園等復興事業(平成24年度)	-	482百万円 (353百万円)	1671百万円 (1442百万円)	1807百万円	1	<p>&lt;達成手段の概要&gt; 安全・安心の観点から津波対策等の防災機能を強化しつつ、国立公園の集団施設地区、歩道等及び東北太平洋岸自然歩道の利用拠点等において、被災した既存利用施設の復旧整備や、観光地の再生に資する復興のための整備を行う。</p> <p>&lt;達成手段の目標&gt; 三陸復興国立公園(平成25年度指定)における利用の回復・増進を図る。</p> <p>&lt;施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容&gt; 当該事業を通じて、国立公園事業施設の復旧・復興を図ることで、国立公園の利用の回復・増進に寄与する。</p>	223 (復興庁)
(3) 陸中海岸国立公園復旧等事業(平成23年度)	87百万円 (84百万円)	418百万円 (414百万円)	95百万円 (95百万円)	-	1	-	247
(4) 旧警戒区域内等における被災ペット保護活動事業(平成24年度)	-	100百万円 (99百万円)	32百万円 (23百万円)	32百万円	-	<p>&lt;達成手段の概要&gt; 旧警戒区域内等に取り残された被災ペットの生息状況を把握するため、生息状況調査を実施する。</p> <p>&lt;達成手段の目標&gt; 旧警戒区域内等に取り残された被災ペットの生息状況調査を実施し、今後の対応を検討する。</p> <p>&lt;施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容&gt; 被災ペットの生息状況を把握するとともに、今後の対応を検討し、必要に応じて被災ペットの保護活動を実施することにより、将来帰還する住民の生活環境の悪化を防止する。</p>	225 (復興庁)
施策の予算額・執行額	187百万円 (148百万円)	1200百万円 (1066百万円)	2269百万円 (1925百万円)	2361百万円	施策に関する内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)		

平成26年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(環境省26-35)

別紙1

施策名	目標8-1 経済のグリーン化の推進				担当部局名	総合環境政策局 環境経済課 総合環境政策局 環境計画課	作成責任者名 (※記入は任意)	環境経済課長 大熊 一寛 環境計画課長 近藤 智洋				
施策の概要	市場において環境の価値が評価される仕組みづくりを通じて、暮らしや活動の中で自ずから環境保全の取組が続けられる社会を目指す。				政策体系上の位置付け	8. 環境・経済・社会の統合的向上						
達成すべき目標	税制、補助等のあらゆる政策手法を通じ、環境に配慮した製品・サービス等や環境保全に貢献する事業活動及び環境ビジネスを促進する。				目標設定の考え方・根拠	国等による環境物品等の調達等の推進等に関する法律 環境情報の提供の促進等による特定事業等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律 国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律		政策評価実施予定時期 平成27年6月				
測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値 年度ごとの実績値						測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	
	基準年度	目標年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度			
1 環境産業の市場規模(兆円)	約79	18年度	増加傾向の維持	-	-	-	-	-	-	-	-	環境産業の市場規模を推計することにより、経済のグリーン化の推進状況を把握することになるため。
2 環境産業の雇用規模(万人)	約205	18年度	増加傾向の維持	-	約86	調査中	/	/	/	/	/	環境産業の雇用規模を推計することにより、経済のグリーン化の推進状況を把握することになるため。
3 地方公共団体及び民間団体におけるグリーン購入実施率(%)	-	-	別紙のとおり						各主体のグリーン購入実施率が向上することによって、環境に配慮した製品・サービス等の市場が拡大され、環境ビジネスが促進されることとなるため。			
4 環境報告書公表企業(上場/非上場)(%)	約30/約12	13年度	増加傾向の維持	-	71.1/31.5	調査中	/	/	/	/	/	環境経営を促進することにより、環境報告書公表企業が増加することとなるため。
5 持続可能な社会の形成に向けた金融行動原則署名機関数(機関)	177	23年度	増加傾向の維持	-	186	189	/	/	/	/	/	環境金融の普及促進を行うことにより、環境金融に関心を有する金融機関数が増加し、持続可能な社会の形成に向けた金融行動原則署名金融機関数が増加することとなるため。
達成手段 (開始年度)	予算額計(執行額)			当初予算額	関連する指標	達成手段の概要等	平成26年 行政事業レビュー 事業番号					
	23年度	24年度	25年度	26年度								
(1) 国等におけるグリーン購入推進等経費(平成14年度)	18(25)	17(27)	41(35)	45	3	グリーン購入法に定められた基本方針等の改定検討を行う。またグリーン購入法に関するブロック説明会を行うことにより、国等を始め、地方公共団体等のグリーン購入の理解の醸成を図る。地方公共団体の環境物品等に対する共通の理解を醸成することによって、地方公共団体のグリーン購入実施率の向上に寄与する。	279					
(2) 環境表示の信頼性確保のための検証事業(平成21年度)	122(69)	28(9)	12(5)	0	3	グリーン購入法に定められる特定調達品目に対して、科学的手法による製品テストを行い、その検証結果等を積極的に情報提供することによって、環境表示の信頼性を確保する。これにより、信頼性が確保された環境物品等が市場に積極的に提供され、グリーン購入の拡大に寄与する。	280					
(3) 製品対策推進経費(平成13年度)	21(42)	27(20)	40(26)	31	3	事業者、消費者にとって相互に有効な環境ラベル等の環境情報や環境保全型製品・サービスに関する情報提供を行うとともに、全国各地でのグリーン購入地域ネットワークの構築を促進し、グリーン購入の普及啓発を図る。事業者、消費者に環境情報や環境保全型製品・サービスに関する情報提供を行うことにより、民間団体のグリーン購入実施率の向上に寄与する。	281					
(4) 国等における環境配慮契約等推進経費(平成20年度)	38(27)	34(27)	27(24)	23	3	環境配慮契約法に定められる基本方針等の改定検討を行う。また、環境配慮契約に関する全国説明会を行うことにより、国等を始め、地方公共団体等の環境配慮契約の普及推進を行う。国等や地方公共団体の環境配慮契約の取組を拡大することによって、地方公共団体の環境配慮契約実施率の向上に寄与する。	282					
(5) 税制全体のグリーン化推進検討経費(平成14年度)	15(17)	19(16)	29(27)	27	1、2	地球温暖化対策のための税の導入によるCO2削減効果等に関する分析、更なる税制全体のグリーン化に向けた検討等、税制全体のグリーン化の推進に必要な調査検討を行い、本結果に基づき、税制全体のグリーン化に関する税制改正要望に反映する。	283					
(6) 企業行動推進経費(平成15年度以前)	68(59)	52(44)	98(95)	83	1、2、4、5	エコアクション21を活用した中堅・中小企業による環境経営の普及促進、環境金融に関心がある金融機関が活動のコミットを行う「持続可能な社会の形成に向けた金融行動原則」の普及促進及び地域金融機関への環境金融の普及促進を行う。また、環境情報の信頼性向上の手引きの改訂、環境コミュニケーション促進のための事業の推進等により、企業の環境配慮が促進される仕組みづくりを行う。各施策により、環境経営・環境金融・環境報告を社会の仕組みとして根付かせることにより、企業や金融機関の自主的な環境配慮行動を後押しする。これにより、環境負荷の低減と経済発展の両立を実現していく。	284					

(7) 環境配慮型経営促進事業に係る利子補給事業(平成19年度)(関連:26-2)	-	-	-	-	1、2、5	金融機関が行う環境に配慮した企業に対する融資制度(環境配慮型融資)のうち、地球温暖化防止のための融資事業に対し、当該融資に係る利子のうち1%を限度として利子補給を行う。環境配慮型融資を通じて温暖化対策設備投資に係る融資に対して利子補給を行うことにより、環境配慮型融資の普及・拡大を図るとともに、地球温暖化防止のための設備投資等を促進する。本利子補給事業は、5年以内にCO2排出原単位を5%改善又はCO2排出量を5%削減するという誓約を条件としているため、毎年平均1%のCO2排出削減がなされると見込まれる。なお、本事業は平成25年度より新規採択を終了し、段階的に廃止することとしている。	011
(8) 家庭・事業者向けエコリース促進事業(平成23年度)(関連:26-2)	-	-	-	-	1、2、5	家庭及び事業者(大企業を除く)が、環境省が定める基準を満たす低炭素機器をリースにより導入した際に、リース料総額の3%又は5%(東北三県に係るリース案件については10%)を補助する。リース料の一部を助成し、家庭・業務・運輸部門における低炭素機器の普及拡大を図ることにより、経済成長を促進するとともに、地球温暖化対策を加速化させる。補助事業者の事務費を除く予算額17.3億円に対し、低炭素機器導入のリース料に対する例年の平均補助率は約5.3%であることから、低炭素機器の設備投資額約326億円の効果があると見込む。	008
(9) グリーン経済の実現に向けた政策研究と環境ビジネス情報整備・発信事業(平成21年度)(関連:26-41)	-	-	-	-	1、2	経済・社会のグリーン化を支える環境産業の動向を把握するため、環境ビジネス市場の景況感を把握する環境経済観測調査(環境短観)、環境産業の市場規模・雇用規模調査及び企業の成功要因等の調査・分析を実施する。	307
(10) 地域低炭素投資促進ファンド創設事業(平成25年度)(関連:26-2)	-	-	-	-	1、2、5	一定の採算性・収益性が見込まれる低炭素化プロジェクトに民間資金を動員するため、以下の業務を行う基金を造成する。 (1)出資事業 リードタイムや投資回収期間が長期に及ぶものが多いこと等に起因するリスクが高く民間資金が十分に供給されていない低炭素化プロジェクトについて、CO2削減効果を審査・評価し、民間資金による投資の呼び水とすべく、サブファンド、SPC等に出資する基金を民間団体等に造成する。 (2)利子補給事業 金融機関の融資に環境配慮を組み込むことにより、環境金融の拡大を推進するとともに、融資における利子負担を軽減することにより、低炭素化プロジェクトにおける資金調達を円滑化するため、金融機関を通じて地球温暖化対策に係る費用について利子補給を行う。利子補給対象は、金融機関が、①企業の環境格付を通じて金利を優遇する環境格付融資、又は②融資判断に当たってプロジェクトによる環境影響の調査等を求める環境リスク調査融資を行うもの。	015
施策の予算額・執行額	282 (239)	177 (143)	247 (212)	208	施策に関係する内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)		

## 3 地方公共団体及び民間団体におけるグリーン購入実施率

	基準値		目標値		年度ごとの目標値			
	基準年度	目標年度	年度ごとの実績値					
			24年度	25年度	26年度	27年度		
地方公共団体	-	-	100%	H27年度	-	-	-	100%
					81.3	82.5		
上場企業	-	-	約50%	H27年度	-	-	-	約50%
					78.6	調査中		
非上場企業	-	-	約30%	H27年度	-	-	-	約30%
					60.2	調査中		

平成26年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(環境省26-3)

別紙1

施策名	目標8-2 環境に配慮した地域づくりの推進										担当部局名	総合環境政策局環境計画課	作成責任者名 (※記入は任意)	環境計画課長 近藤智洋	
施策の概要	地域での取組支援と地域間の連帯を進め、災害にも強く、環境負荷の小さい持続可能な地域づくりの全国的展開を図る。また、公害防止計画を推進することにより、公害の早急な解決と未然防止を図り、地域住民の健康を保護し、生活環境を保全する。										政策体系上の位置付け	8. 環境・経済・社会の統合的向上			
達成すべき目標	すべての都道府県・政令市・中核市・特例市において地球温暖化対策地方公共団体実行計画(区域施策編)を早期に策定し、それ以外の地方公共団体においても策定を推進するとともに、具体的な対策の実施等を通じ低炭素な地域づくりを推進する。また、災害にも強く、環境に配慮した地域づくりを推進する。					目標設定の考え方・根拠		地球温暖化対策推進法に基づき、都道府県・政令市・中核市・特例市は実行計画(区域施策編)を策定することとされている。			政策評価実施予定時期	平成27年6月			
測定指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値 年度ごとの実績値							測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠			
					24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度				
1	都道府県・政令市・中核市・特例市における地球温暖化対策実行計画(区域施策編)の策定率	-	一年度	100%	30年度	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき、都道府県、政令市・中核市・特例市は国の計画を勘案し実行計画(区域施策編)の策定をすべきと定められているため		
2	政令市・中核市・特例市以外の市町村における地球温暖化対策実行計画(区域施策編)の策定率	-	一年度	30%	27年度	-	-	-	30%	-	-	-	地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき、特例市未満の地方公共団体は国の計画を勘案し実行計画(区域施策編)の策定に努めることとされているため		
達成手段 (開始年度)	予算額計(執行額)				当初予算額 26年度	関連する 指標	達成手段の概要等	平成26年 行政事業レビュー 事業番号							
	23年度	24年度	25年度	26年度											
(1)	公害防止計画策定経費(昭和45年度)	5 (1)	3 (1)	2	2	-	・公害防止計画策定地域について、公害防止計画の実施状況を把握するため、環境質の改善状況や公害防止対策事業の進捗状況の現況調査等を実施 ・各年度の公害防止計画の実施状況を把握する等により、平成26年4月現在公害防止対策事業計画が策定されている21地域121市町村において公害防止計画制度の効果的運用と公害防止対策事業の推進が図られ、環境に配慮した持続可能な地域づくりの促進を図ることができると見込んでいる ・現況調査実施地域数:21地域(アウトカム目標:設定なし)	285							
(2)	地方公共団体実行計画を核とした地域の低炭素化基盤整備事業(平成26年度)(関連:26-2)	-	-	-	-	1, 2	・自治体における実行計画策定状況を調査し、その計画内容について詳細に分析・評価を実施。その結果を格付けし、自治体に対してフィードバックし、取組が遅れている自治体の対応を促す。 ・自治体職員を対象として集中講座を開催し、実行計画策定から事業実施までの基礎的・実務的知識(調整・技術・交渉・法体系・金融等)を効率的・効果的に習得させる。 ・有識者を集め、具体的な低炭素地域づくり戦略やそのための仕組みづくり、自治体の取組の定量評価手法等を検討。その結果を踏まえてマニュアル等を随時更新し、自治体の取組を促すとともに、国による各種支援措置等の取組の効果をチェックする。	新26-004							
(3)	低炭素地域づくり集中支援モデル事業(平成23年度)(関連:26-2)	-	-	-	-	1, 2	技術は確立されているが、効果検証がされていない先進的対策について、事業性・採算性・波及性等の実証等を行うことにより、低炭素な地域づくりのための具体的な取組を支援する。	009							
(4)	再生可能エネルギー等導入推進基金事業(グリーンニューデール基金)(平成24年度)(関連:26-2)	-	-	-	-	1, 2	・平成21年度に造成した地域グリーンニューデール基金制度を活用し、都道府県及び政令指定都市が実施する地域主導での再生可能エネルギーや未利用エネルギーを利用した自立・分散型のエネルギー供給システムの導入を支援する。 ・再生可能エネルギーや未利用エネルギーを利用した自立分散型のエネルギー供給システムの導入が地域主導で加速的に推進され、災害時においても地域ごとに住民の安全や都市機能を最低限保持できる「災害に強く、低炭素な小さい地域づくり」が全国に展開できると見込んでいる ・事業実施自治体数:21自治体(CO2削減効果:約7,557t-CO2/年<※事業終了後における効果>)	010							
(5)	地域循環型バイオガスシステム構築モデル事業(農林水産省連携事業)(平成25年度)(関連:26-2)	-	-	-	-	1, 2	地域循環型バイオガスシステムの実現可能性の高い地域において、協議会を設置し、地域循環型バイオガス製造施設の導入、運用を行い、課題の整理やその克服方法の検討を行う。平成25年度採択2事業体。	013							
(6)	住民参加による低炭素都市形成計画策定モデル事業(平成25年度)(関連:26-2)	-	-	-	-	1, 2	地球温暖化対策推進法に基づき「地球温暖化対策地方公共団体実行計画(区域施策編)」等の行政計画に位置づけられる対策の検討、更に、それらの計画目標達成に資する民間事業者が策定する「集約都市開発事業の計画等」を対象に、低炭素効果推計手法等を用いた二酸化炭素排出量の削減シミュレーション、「サステナブル都市再開発アセスガイドライン」に沿った周辺自治体・地元研究機関・住民等の検討会、ワークショップやアンケート調査の実施等に関する支援を行うことにより、低炭素型の土地利用・交通対策、面的エネルギー対策、都市再開発事業の促進を目指す。	014							

先導的「低炭素・循環・自然共生」地域創出事業 (平成26年度)(関連:26-2)	-	-	-	-	1、2	地方公共団体や民間団体等を対象とし、地域の戦略的な再生可能エネルギーの導入や省エネ等の取組について、再生可能エネルギーの導入に向けて基盤情報を整備するためのポテンシャル調査、事業化計画・FS調査、設備導入に対する支援を委託や補助により必要に応じて一貫して実施。「低炭素・循環・自然共生」地域の創出を図る。	新26-007
施策の予算額・執行額	84,079 (84,043)	104 (81)	94	2	施策に関する内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)	京都議定書目標達成計画 第3章第1節2.「地方公共団体」の基本的役割及び第3章第3節1. 総合的・計画的な施策の実施	

平成26年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

施策名	目標8-3 環境パートナーシップの形成				担当部局名	総合環境政策局 民間活動支援室	作成責任者名 (※記入は任意)	鈴木義光				
施策の概要	国民、民間団体、事業者、地方公共団体、国等の、様々な主体による協働取組を通じて、互いに公平な役割分担の下、相互に連携した自主的・積極的取組が行えるよう、各主体間のネットワークを構築し、環境保全のための情報の集積・交換・提供等を行い、環境パートナーシップの形成を促進する。				政策体系上の 位置付け	8. 環境・経済・社会の総合的向上						
達成すべき目標	各主体間のネットワークを構築し、環境保全のための情報の集積・交換・提供等を行い、環境パートナーシップの形成を促進する。				目標設定の 考え方・根拠	・第4次環境基本計画(第1部第2章、第2部第1章ほか) ・環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律(第3章ほか)	政策評価実施予定時期	平成27年6月				
測定指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値 年度ごとの実績値						測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	
					24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度		30年度
1 協働取組の実態数	15	25年度	90	29年度	-	-	-	-	-	90	-	<p>抽象的で共通イメージを描きにくい環境保全に関する協働取組について、協働取組の過程を通じて具現化するとともに各主体が資源や創意工夫を最大限活用した協働を実施することにより環境問題の解決に資するため。</p> <p>目標値の設定については、全国で確実に取組を進めるため、全国及び地方8ブロック毎に2事業ずつ合計18件とし、年度については平成25年度開始のモデル事業として、環境教育等促進法改正予定にあわせ平成29年度を一つの区切りとする。</p>
達成手段 (開始年度)	予算額計(執行額)			当初予算額	関連する 指標	達成手段の概要等					平成26年 行政事業レビュー 事業番号	
	23年度	24年度	25年度	26年度								
(1) 地域活性に向けた協働取組の加速化事業(平成25年度)	-	-	100 (76)	82	1	NPO、企業、行政等による協働取組のモデル事業を実施し、ガイドラインの作成等、強度取組の促進を図る。					287	
(2) 環境NPO等ビジネスモデル策定事業(平成21年度)	59 (57)	35 (31)	31 (15)	-	1	環境NPO等、民間活動の自立に向けた支援と環境保全活動事業に対して支援を行い、環境NPO等民間活動の促進を図る。					288	
(3) 地球環境パートナーシッププラザ運営(平成8年度)	83 (80)	77 (74)	77 (76)	74	1	「環境教育等促進法」第19条に基づき、地球環境パートナーシッププラザの運営を通じて、広く国民、民間団体に対して環境教育や環境保全活動、協働取組等に関する情報提供、助言、交流等の場の提供を行う。					293	
(4) 地方環境パートナーシップオフィス推進費(平成18年度)	78 (78)	91 (90)	148 (141)	151	1	「環境教育等促進法」第19条に基づき、全国8箇所の地方環境パートナーシップオフィスの運営を通じて、広く国民、民間団体に対して環境教育や環境保全活動、協働取組等に関する情報提供、助言、交流等の場の提供を行う。					289	
施策の予算額・執行額	220 (215)	203 (195)	356 (308)	307	施策に関する内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)							

平成26年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(環境省26-38)

別紙1

施策名	目標8-4 環境教育・環境学習の推進				担当部局名	環境教育推進室	作成責任者名 (※記入は任意)	環境教育推進室長 鈴木 義光			
施策の概要	国民、民間団体、事業者、地方公共団体、国等の、様々な主体による環境教育・環境保全活動を通して、学校、家庭、地域等において生涯にわたる質の高い環境教育の機会を提供していくため、ESDの視点を取り入れた環境教育・環境学習に関する各種施策を総合的に推進していく。				政策体系上の位置付け	8. 環境・経済・社会の統合的向上					
達成すべき目標	様々な主体を対象に、環境教育・環境保全活動への直接的・間接的な参画を促進し、これらの取組の活性化を図ることで、生涯にわたる質の高い環境教育の機会の提供を実現し、持続可能な社会づくりの担い手を育成をする。				目標設定の考え方・根拠	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第4次環境基本計画(第1部第2章、第2部第1章他)</li> <li>・環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律(第3章他)</li> <li>・「持続可能な開発のための教育の10年」実施計画(第4章他)</li> </ul>		政策評価実施予定時期 平成27年6月			
測定指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値 年度ごとの実績値						測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
					24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	
1 環境教育等促進法第8条に基づく各都道府県及び政令指定都市等において作成する行動計画数	-	-	増加傾向の維持	-	-	-	-	-	-	-	国内全体の動向を表す実績値として環境教育等促進法第8条に基づく各都道府県及び政令指定都市において作成する行動計画数を指標とするが、行動計画の多寡のみで成果を表すことは適当でなく、目標値は設定できない。
2 「+ESDプロジェクト」登録活動数	61	22	300	31	183	212	-	-	-	-	ESDプロジェクトは、ESD活動の「見える化」、「つながる化」によるESDの普及促進及びESD活動の活性化を目標としており、+ESDプロジェクトにおける登録数が増加することで、人々のESD活動への直接的・間接的な参画が促進され、ESDの活性化及び持続可能な社会を担う人材づくりが進むため。目標値の設定については、10年間で活動の広がりが一定規模に達すること想定して、1年につきおよそ平均30件(各地方ブロックあたり平均4~5件程度)の活動数の増加を見込んで計300件とする。
3 小中学生を対象とした地域性を踏まえたESD環境教育プログラムの実証数	47	25	141	27	-	47	47	47	-	-	人材育成事業では、持続可能な社会づくりの担い手育成及び地域のESD推進体制構築を目指しており、学校現場等におけるESDプログラムの実証を通じて、地域性を踏まえたESD環境教育プログラムの作成を行う。実証授業の実施により、ESDの視点を取り入れた環境教育に触れる児童生徒数が着実に増加し、周辺地域への波及・広域化も見込まれるため。目標値の設定については、全国で確実に取組を進めるため、1都道府県当たり1つの学校での実証として、合計47件とし、年度については平成25年度開始のモデル事業として、平成27年度を一つの区切りとする。
達成手段 (開始年度)	予算額計(執行額)				当初予算額 26年度	関連する 指標	達成手段の概要等	平成26年 行政事業レビュー 事業番号			
	23年度	24年度	25年度	26年度							
(1) 環境教育強化総合事業	179 (147)	102 (86)	102 (137)	99	1, 2	ESD活動の活性化や促進のための施策の推進、大学生等将来の環境教育の担い手育成や企業が行う社員向け環境教育の促進、教職員及び地域の環境活動リーダーへの環境教育研修の実施、環境カウンセラー登録制度を活用した市民団体等への助言・指導等、総合的な施策を展開することで持続可能な社会づくりを環境教育の面から推進する。	291				
(2) 大震災の経験を踏まえた持続可能な社会づくり事業	-	68 (28)	21 (25)	20	1	東日本大震災の経験を踏まえ、新たなESDの取組などを世界へ発信することで環境教育・環境保全活動の促進を図る。	292				
(3) 地域活性化を担う人材育成事業	-	-	183 (165)	183	1, 3	ESDの視点を取り入れた小中学生向け環境教育プログラムの作成、教職員NPO、事業者、行政等によるワークショップの開催を通じたプログラムの検証や理解の深化、出前授業等を活用した教育現場等での実証の実施により、持続可能な社会を担う人材を育成する。	294				
(4) 環境教育推進事業	-	7 (6)	5 (5)	6	1, 2	環境カウンセラーに対して環境分野の最新の情報や技術に関する研修を実施し、その活動を支援することで、市民活動や事業者に対する環境保全活動等に対する適切な助言活動等を行い、地域の環境保全活動の促進を図る。	291				
(5) 国連大学拠出金	160 (160)	160 (160)	160 (160)	160	1	国連大学が進めるRCE事業の支援やProSPER.Netの強化事業に対して拠出協力することで、世界規模でのESD推進を図り、国際社会への貢献を果たす。	290				
(4) 持続可能な開発のための教育(ESD)に関するユネスコ世界会議	-	-	-	107	1	「ESDに関するユネスコ世界会議」を開催し、開催国かつDESD提唱国としてリーダーシップを発揮する。	新26-032				
施策の予算額・執行額	339 (307)	336 (279)	471 (492)	574	施策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第4次環境基本計画「第1部第2章、第2部第1章他」(平成24年4月27日閣議決定)</li> <li>・環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律「第3章他」(平成23年6月15日)</li> <li>・「持続可能な開発のための教育の10年」実施計画「第4章他」(平成23年6月3日改定)</li> </ul>					



平成26年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

環境省(26-3)

別紙1

施策名	目標9-1 環境基本計画の効果的実施					担当部局名	総合環境政策局環境計画課	作成責任者名 (※記入は任意)				
施策の概要	各主体における環境配慮の織り込みの推進や環境白書等を活用した普及啓発等を行うなど、環境基本計画の効果的な実施により、環境保全に関する施策の効果的な実施を図る。					政策体系上の位置付け	9. 環境政策の基盤整備					
達成すべき目標	環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進					目標設定の考え方・根拠	環境基本法第15条	政策評価実施予定時期	平成27年6月			
測定指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値 年度ごとの実績値						測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	
					24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度		30年度
1 第四次環境基本計画の点検における重点分野等の累積点検数(累積)	-	-年度	28	28年度	-	6	14	20	28	-	-	・第四次環境基本計画を効果的に推進していくため、同計画で緊急性・重要性の高い課題として設定している9つの重点分野等の進捗状況等の点検を平成25年から平成28年まで毎年、実施することが中央環境審議会総合政策部会において決定されている。 また、点検を進めるに当たり、中央環境審議会総合政策部会で点検を行う横断重点分野等は毎年、その他の部会で点検を行う個別重点分野は2年おきに点検を行うことが決定されている。
測定指標	目標			目標年度	測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠							
2 環境白書、こども白書、英語版白書:年1回発行	環境白書、こども白書、英語版白書:年1回発行			26年度	・環境基本法第12条の規定に基づき、環境行政年次報告書(環境白書)を作成し、毎年国会報告を行うこととされているため。							
3 見積りの方針の調整を行った結果の資料への取りまとめ、国会等への説明	見積りの方針の調整を行った結果を資料に取りまとめ、国会等に説明する。			26年度	・環境省設置法第4条第3号に基づき、環境保全経費の見積り方針の調整を行うこととされているため。							
4 環境データの標準的フォーマットに係る調査、整理・分析	環境データの標準的フォーマットに係る調査、整理・分析を行う。			26年度	・環境情報の標準的フォーマットの作成・普及の検討については、環境情報戦略(中央環境審議会の答申を踏まえた第三次環境基本計画(平成18年閣議決定)に基づき平成21年に策定)において、当面優先して取り組む施策とされているため。							
達成手段 (開始年度)	予算額計(執行額)			当初予算額	関連する指標	達成手段の概要等	平成26年 行政事業レビュー 事業番号					
	23年度	24年度	25年度	26年度								
(1) 環境行政年次報告書作成等経費(昭和43年度)	36 (29)	32 (22)	30 (24)	30	2	環境基本法第12条の規定による環境行政年次報告書を作成し国会報告を行うとともに、白書を用いた環境施策に関する普及啓発を行う。	295					
(2) 環境保全経費見積調整費(昭和46年度)	2 (3)	3 (3)	3 (3)	3	3	環境省設置法第4条第3号に基づく環境保全経費の取りまとめ及び国会等への説明を行う。	296					
(3) 環境統計・環境情報の総合的な整備推進費(平成22年度)(関連:26-42)	14 (14)	11 (10)	11 (10)	10	1、4	公的統計の整備に関する基本的な計画(平成21年3月13日閣議決定)に基づき、経済活動と環境負荷との間の関係性を定量的に明らかにすること等を目的として、環境分野分析用産業連関表を作成し、公表する。 また、環境情報戦略(平成21年策定)の基本的方針の実現に向けて、環境情報の標準的なフォーマットを整備する。	297					
(4) 環境基本計画推進事業費(平成7年度)	28 (23)	18 (15)	22 (17)	22	1	(1) 社会経済の状況や国際情勢等を統合的に捉えた環境政策のあり方に関する調査検討 (2) 指標の充実化のための調査検討 (3) 各主体の意識・取組状況等調査 (4) 第四次環境基本計画の進捗状況等の点検結果の閣議報告のための冊子の作成	298					

「低炭素・循環・自然共生」 を達成する持続可能な社 (5) 会の実現に向けたライフス スタイル検討・実証等事業 (平成26年度)	-	-	-	21	-	(1)「環境や社会に良い暮らし」やこれを支える取組を募集・表彰する「グッドライフアワード」(平成25年度から実施)の実施 (2)グッドライフアワードの受賞取組の現地調査 (3)(1)及び(2)について、ホームページ等を通じた社会への情報発信	新26-033
<b>施策の予算額・執行額</b>	80 (68)	65 (50)	86 (72)	85	<b>施策に関する内閣の重要政策</b> (施政方針演説等のうち主なもの)		

平成26年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

施策名	目標9-2環境アセスメント制度の適切な運用と改善					担当部局名	総合環境政策局環境影響評価課	作成責任者名 (※記入は任意)	環境影響評価課長 上杉 哲郎			
施策の概要	環境に影響を及ぼすと認められる意思決定の各段階において環境影響評価制度等を通じ、環境保全上の適切な配慮を確保する。					政策体系上の位置付け	9. 環境政策の基盤整備					
達成すべき目標	環境影響評価法に係る技術手法の向上を図りながら、環境影響評価に関する情報をインターネット等を活用して提供するなど、環境保全上の適切な配慮を確保する。				目標設定の考え方・根拠	環境影響評価法	政策評価実施予定時期	平成26年6月				
測定指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値 年度ごとの実績値						測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	
					24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度		30年度
1	環境影響評価法に基づく手続の実施累積件数(途中から法に基づく手続に乗り換えたものの内数)[件]	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	環境影響評価法に基づく制度の適切な運用の実態を把握するため、当該指標を測定指標として選定。
		-	-	-	-	308(123)	321(122)	-	-	-	-	
2	環境影響評価法に係る環境大臣意見の提出累積回数(回)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	環境影響評価法に基づく制度の適切な運用の実態を把握するため、当該指標を測定指標として選定。
		-	-	-	-	154	174	-	-	-	-	
3	迅速化対象案件の達成率(%) (達成率:実際に迅速化された案件/迅速化対象案件×100)	-	-	-	-	-	100%	100%	100%	100%	100%	環境影響評価法に基づく制度の適切な運用の実態を把握するため、当該指標を測定指標として選定。
		-	-	-	-	-	100%	-	-	-	-	
達成手段 (開始年度)	補正後予算額計(執行額)			当初予算額	関連する指標	達成手段の概要等	平成26年 行政事業レビュー 事業番号					
	23年度	24年度	25年度	26年度								
(1) 環境影響評価制度高度化経費(昭和55年度)	84 (69)	60 (63)	45 (67)	45	1.2	改正された環境影響評価法の確実かつ円滑な実施のために必要な調査・検討、情報整備及び研修等を行うとともに、上位計画段階や政策段階における戦略的環境アセスメント制度について調査・検討を進める。	300					
(2) 環境アセスメント技術調査費(昭和55年度)	67 (56)	50 (61)	29 (27)	25	1.2	環境影響評価手続の具体的な手法について、最新の知見や手法を踏まえわかりやすく説明した技術ガイドを作成するとともに、中央環境審議会答申等で示された環境影響評価実施にあたっての技術的課題について調査・検討を進める。これにより、環境影響評価手続について一定の水準が確保され、各事業において環境保全に対する配慮が適切に図られる。	301					
(3) 環境影響評価審査体制強化費(平成23年度)	54 (48)	41 (29)	35 (29)	36	1.2	環境影響評価法改正による環境大臣意見の意見提出機会の増加等に対応するため、有識者会合の開催や事業種ごとに必要な知見の収集・整理を行うことで、審査の適正化等が見込まれる。	304					
(4) 環境影響評価制度合理化・最適化経費(平成22年度)	27 (22)	34 (7)	224 (32) ※150は翌年度に繰越	65	1.2	放射性物質による環境影響についての調査・予測・評価手法や環境保全措置についての技術的知見の収集を行い、制度的な措置について検討を行うほか、放射性物質を取り扱う施設に関する知見の収集を行う。また、環境影響の程度が限定的と考えられる事業に関して、環境影響評価の適切な合理化の在り方について検討を行うとともに、海洋資源開発や防潮堤等、環境影響の程度が著しいものとなり得るものについて、法対象事業化を視野に入れた検討を行う。また、環境影響評価の国際展開に係る検討を行う。	302					
(5) 地方環境事務所における環境影響評価審査体制強化費(平成20年度)	18 (18)	18 (15)	21 (19)	21	1.2	環境影響評価が予定される案件の情報収集を行うとともに、地域の環境情報の収集・整理、現地調査、専門家ヒアリング、地方環境事務所における審査手続マニュアルの作成等を行い、地域特性に応じた審査を実施するための体制強化を図る。これら地方環境事務所の審査体制の強化により、環境影響評価法改正に伴う審査業務の増加等に対応し、地域特性に応じた環境影響審査の円滑かつ効果的な実施が図られる。	303					
(6) 風力発電等導入等に係る環境影響評価促進モデル事業(平成23年度)(関連26-2)	136 (135)	834 (297) ※288は翌年度に繰越	1,000 (552) ※383は翌年度に繰越	1430	1.2	環境影響評価法改正により風力発電も対象となったこと、東日本大震災を契機に風力発電・地熱発電等の再生エネルギーの増加が見込まれていること等から、環境基礎情報の整備・提供等を行うことにより、質が高く効率的な環境影響評価の実施の促進が見込まれる。	012					

施策の予算額・執行額	386 (348)	1,037 (472)	1,354 (726)	1,622	施策に関する内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)
------------	--------------	----------------	----------------	-------	-----------------------------------

平成26年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(環境省26-4) **別紙1**

施策名	目標9-3 環境問題に関する調査・研究・技術開発				担当部局名	総合環境政策局 環境研究技術室	作成責任者名 (※記入は任意)					
施策の概要	環境の状況の把握、問題の発見、環境負荷の把握・予測、環境変化の機構や環境影響の解明・予測、環境と経済の相互関係に関する分析、対策技術の開発など各種の調査研究・研究開発を実施するとともに、研究開発のための基盤の整備、成果の普及により環境分野の研究・技術開発を推進し、環境問題の解決や持続可能な社会の構築の基礎とする。				政策体系上の位置付け	9. 環境政策の基盤整備						
達成すべき目標	環境技術の研究開発を進め、環境と経済の統合された社会の実現に寄与する。				目標設定の考え方・根拠	第4期科学技術基本計画	政策評価実施予定時期	平成26年6月				
測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値 年度ごとの実績値						測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	
	基準年度	目標年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度			
1 環境研究総合推進費の事後評価(5段階)で上位2段階を獲得した課題数(上位2段階の課題数/全評価対象課題数)	-	-	60以上	各年度	60%以上 29/58 (50.0%)	60%以上 47/82 (57.3%)	60%以上	60%以上	60%以上	-	-	環境研究総合推進費は、環境省における環境技術の研究開発の中核をなす競争的資金による予算であり、採択された個々の課題の成果を上げることが、目標達成に寄与することになる。このため、研究開発の終了時に目標の達成状況や成果の内容等を把握し、その後の研究開発発展への活用等を行うために実施している事後評価において一定の研究成果を上げることが指標としている。
2 環境技術実証事業における実証技術数(単位:件)	87	20年度	対象技術分野数×4	各年度	80 (対象技術分野数×10)	90 (対象技術分野数×10)	36 (対象技術分野数×4)	対象技術分野数×4	対象技術分野数×4	対象技術分野数×4	対象技術分野数×4	環境技術の研究開発を通じた目標達成には、民間企業による先進的な取組が重要である。環境技術実証事業の目標は、ベンチャー企業等の中小企業の先進的技術の普及促進による環境保全と地域の環境産業の発展による経済活性化を同時に達成し、環境と経済の統合された社会の実現に寄与することである。そこで、公募で行われる当該事業に参加する実証技術数を指標としている。なお、近年は本事業により環境技術及びその測定手法が広く普及したことを受け、対象技術の一部がJIS化したことや、「試験室等での実証」から「現場での実証」が主体となる等、先進的技術の性質が推移していることを受け、1技術あたりの実証に要する業務量、時間及び経費等が増加していることから、平成26年度事業から見直しを行っている。
達成手段(開始年度)	予算額計(執行額)				当初予算額	関連する指標					達成手段の概要等	平成26年行政事業レビュー事業番号
	23年度	24年度	25年度	26年度								
(1) 環境研究総合推進費(環境研究・技術開発推進費は13年度から開始)※22年度に「環境研究・技術開発推進費」と「地球環境研究総合推進費」を統合し、更に、23年度より「循環型社会形成推進科学研究費補助金」を統合。	8,007 (8,252)	5,670 (5,585)	5,387 (5,190)	5,387	1	環境政策貢献型の競争的研究資金により、地球温暖化の防止、循環型社会の実現、自然環境との共生、環境リスク管理等による安全の確保など、持続可能な社会構築のための環境政策の推進にとって不可欠な科学的知見の集積及び技術開発を促進する。環境省が必要とする研究開発テーマ(行政ニーズ)を提示して公募を行い、産学官民の研究機関の研究者から公募により提案を募り、外部専門家・有識者等による事前評価を経て競争的に選定された研究課題を採択・実施する。研究課題の実施により得られた成果は、行政施策に活用するとともに、研究成果発表会の開催などを通じて国民に広く提供し、その普及を図る。					310	
(2) 地球環境保全等試験研究に必要な経費(昭和47年度)	451 (448)	218 (217)	44 (43)	-	-	環境保全に寄与するため、重点的強化を図る必要がある事項を毎年度定め、人の活動が環境に及ぼす影響の把握、影響発現のメカニズムの解明、監視測定などについて試験研究を行うとともに、地域に根ざした環境問題のうち、地方公共団体が単独で取り組むことが困難な研究課題については、国立試験研究機関等が地方公設試験研究機関等と共同研究を行う地域密着型環境研究を実施している。					309	

(3)	環境研究・技術開発推進事業(平成18年度)	35 (39)	29 (29)	19 (17)	15	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>・環境省の競争的研究資金制度を統括し評価及び管理を行うプログラムディレクター(PD)の配置</li> <li>・「環境研究・環境技術開発の推進戦略について」(平成22年6月中環審答申)フォローアップ及び改定に向けた検討</li> <li>・環境省競争的資金の、終了後3～4年が経過した課題に係る成果の実用化・普及等に係る追跡評価を実施することにより、研究開発の評価の充実等を図る。</li> </ul>	306
(4)	環境技術実証事業(平成15年度)	123 (100)	108 (108)	117 (100)	102	2	環境保全効果等についての客観的な評価が行われていないために普及が進んでいない先進的環境技術について、その環境保全効果等を第三者機関が客観的に実証することで普及を促進し、環境保全と地域の環境産業の発展による経済活性化を図る。	308
(5)	グリーン経済の実現に向けた政策研究と環境ビジネス情報整備・発信事業(平成21年度)(関連:26-35)	273 (258)	184 (149)	199 (191)	199	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>・政策ニーズを踏まえた「環境経済の政策研究」を機動的に実施することにより、環境政策の企画・立案に活用できる経済・社会効果分析手法等に関する研究を実施する。</li> <li>・経済・社会のグリーン化を支える環境産業の動向を把握するため、環境ビジネス市場の景況感を把握する環境経済観測調査(環境短観)、環境ビジネスの市場規模・雇用規模調査及び企業の成功要因等の調査・分析を実施する。</li> </ul>	307
(6)	燃料電池自動車等率先導入経費(平成15年度)	20 (13)	15 (7)	10 (5)	5	—	排出ガスを全く出さず高いエネルギー効率期待できる燃料電池車を公用車として導入し、普及啓発に資するとともに、将来の市販化に向けたデータ収集や低コスト化の促進等に寄与する。	305
(7)	化学物質環境実態調査費(再掲:26-27)	382 (366)	261 (245)	289 (243)	321	—	一般環境中の化学物質による汚染状況を具体的に把握するため、化学物質対策関連部署の要望に基づき毎年異なる物質を選定し、調査に必要な分析法の開発、及び地方公共団体への試料採取などの委託により、全国規模での環境調査を実施するとともに、環境残留性が高く環境残留実態の推移の監視が必要な物質については経年的な調査を実施する。 平成25年度達成目標:96物質数・媒体数の分析	252
(8)	熱中症対策緊急推進事業	—	35 (13)	35 (25)	45	—	熱中症予防に係る知識を広めるための講習会を全国で開催することにより、健康影響が生じる原因やその対処方法等について国民の理解が進み、適切に予防が実施される等の意識啓発が進む。 平成25年度熱中症救急搬送者数 58,729人、死亡者数 約1,030人	312
(9)	子どもの健康と環境に関する全国調査(エコチル調査)(平成14年度)(再掲:26-27)	96 (93)	3,015 (2,867)	2,424 (2,320)	4,248	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>〈達成手段の概要〉</li> <li>・10万組の親子を対象とし、13年間にわたり、質問票による追跡調査等を実施する。</li> <li>〈施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容〉</li> <li>子どもの健康と環境に関する全国調査基本計画策定時に設定された追跡調査終了時における追跡率80%を達成することで、調査を効率的・効果的に実施することができる。</li> <li>〈達成手段の目標(26年度)〉</li> <li>追跡調査終了時における追跡率80%</li> </ul>	250
(10)	化学物質の人へのばく露総合事業調査費(平成10年度)(再掲:26-28)	116 (116)	43 (43)	107 (99)	105	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>〈達成手段の概要〉</li> <li>各種モニタリング調査のデータを収集・解析する。</li> <li>〈達成手段の目標(26年度)〉</li> <li>ダイオキシン類の1日摂取量を、人の体重1キログラム当たり4ピコグラム以下とする</li> <li>〈施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容〉</li> <li>各種モニタリング調査のデータを収集・解析することにより、食品や大気、水、土壌などの環境を経由して国民が1日に摂取しているダイオキシン類の量を推計する。</li> </ul>	254
(11)	水俣病に関する総合的研究(昭和48年度)(再掲:26-32)	59 (25)	39 (35)	35 (27)	36	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>〈達成手段の概要〉</li> <li>水俣病やメチル水銀の健康影響に関する調査研究を行う。</li> <li>〈達成手段の目標〉</li> <li>訴訟に必要な科学的知見、社会学的知見の収集:数値化困難</li> <li>〈施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容〉</li> <li>認定審査の促進、紛争の解決を図る。</li> </ul>	272

(12)	イタイタイ病及び慢性カドミウム中毒に関する総合的研究(再掲:26-31) (平成13年度)	37 (31)	34 (30)	34 (30)	34	—	<p>&lt;達成手段の概要&gt; イタイタイ病の病態解明や慢性カドミウム中毒の健康影響に関する調査研究を行う。</p> <p>&lt;達成手段の目標&gt; 今後のイタイタイ病対策に必要な科学的知見を幅広く収集する。</p> <p>&lt;施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容&gt; イタイタイ病認定審査の促進、紛争の解決を図る。</p>	268
(13)	イタイタイ病及び慢性砒素中毒発生地域住民健康影響実態調査(再掲:26-31) (昭和47年度)	64 (33)	39 (21)	38 (22)	35	—	<p>&lt;達成手段の概要&gt; カドミウムや砒素の汚染地域住民の健康影響を把握する。また環境被害を克服してきた歴史を継承する。</p> <p>&lt;達成手段の目標&gt; 汚染地域住民の健康上の問題の軽減、解消。イタイタイ病に関する情報収集・発信</p> <p>&lt;施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容&gt; 汚染地域住民の健康影響を調査し、適切に管理する。また、イタイタイ病の教訓を継承する。</p>	269
(14)	国立水俣病総合研究センター調査研究 (昭和53年度)(再掲:26-32)	610 (602)	395 (388)	339 (337)	527	—	<p>&lt;達成手段の概要&gt; 水俣病に関する総合的な調査、研究並びに水俣病、水銀等に関する国内外の情報の収集、整理、提供を行うこと及びこれらに関連する研究の実施。</p> <p>&lt;達成手段の目標&gt; 国内外で過去に水銀汚染によって引き起こされた健康被害・環境汚染の解決及び将来的な発生防止。</p> <p>&lt;施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容&gt; 水俣病発生地域に対する化学的アプローチによる情報発信、及び途上国支援を中心とする水銀管理技術の移転による国際貢献。</p>	273
(15)	環境汚染等健康影響基礎調査費(うち化学物質の内分泌かく乱作用関すること)(再掲:26-27)	498 (454)	401 (400)	689 (708)	379	—	<p>&lt;達成手段の概要&gt; 化学物質の内分泌かく乱作用に関する評価等推進するため、必要な調査研究や試験法の開発、試験等を実施する。</p> <p>&lt;達成手段の目標(26年度)&gt; 必要な調査研究や試験法の開発等の進展</p> <p>&lt;施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容&gt; 各化学物質の内分泌かく乱作用を評価するための手法等を確立する。</p>	251
(16)	環境汚染等健康影響基礎調査費(うち水銀に関すること)(再掲:26-29)	498 (454)	401 (400)	689 (708)	379	—	<p>平成25年度補正予算に計上されたUNEPへの拠出金等を利用したアジア途上国への支援を実施する。</p> <p>また、アジア途上国を対象とした水銀排出の状況、水銀対策技術の現状等を把握する調査を、請負事業として実施することで、支援の具体化・効率化を図る。</p>	251
(17)	気候変動影響評価・適応推進事業等 (平成16年度) 【関連:26-1】	422 (401)	299 (231)	346 (294)	336	—	<p>・気候変動影響評価及び適応策推進支援 我が国における温暖化の状況とその影響及び今後の予測について評価するとともに、関係府省の協力も得つつ、政府全体の総合的、計画的な適応に係る取組を取りまとめた「適応計画」を策定・実施する。また、地方自治体の適応計画の策定・実施を支援する。</p> <p>・アジア太平洋地域における気候変動への適応の推進を目的とした国際ネットワークである「アジア太平洋適応ネットワーク(APAN)」の活動を通じ、同地域における適応に係る情報・知識の共有を通じた途上国の支援を行い、日本の技術を途上国における適応に活用する。</p> <p>・IPCC報告書作成支援 各種IPCC報告書の執筆者会合や専門家会合、IPCC総会等へ我が国の専門家を派遣し、各分野における我が国の科学的知見をインプットする等、IPCCの各種報告書作成への貢献等を行う。</p>	004
(18)	温室効果ガス観測技術衛星「いぶき」による地球環境観測事業 (平成23年度) 【関連:26-7】	274 (264)	120 (118)	109 (106)	112	—	<p>・「いぶき」データの検証に必要な二酸化炭素、メタンの濃度観測データを国際的観測ネットワークから入手するとともに、日本周辺では地上並びに航空機による観測データ取得等を行う。</p> <p>・取得した検証用データを用いて、「いぶき」の観測データと比較し検証解析を行い、検証解析により得られた原因解析に基づき、補正手法を検討し「いぶき」の観測データに対して補正を施し、国際的に使用できる観測データの品質保証を行う。</p>	080
(19)	いぶき(GOSAT)観測体制強化及びいぶき後継機開発体制整備 (平成24年度)	—	3,252 (624)	2,115 (735)	724	—	<p>・いぶき現行機の運用から得られた知見・課題を反映した後継機センサー全体の概念設計と、観測センサー干渉計機構部の試作試験の実施を行う。</p> <p>・いぶき後継機では現行機に比べて処理すべき観測データが大幅に増えると予想されており、その効率的かつ効果的な処理方法を検討するとともに、地上観測、陸域生態系モデル・大気輸送モデルからなる観測システムのプロトタイプの開発を行う。</p> <p>・民間航空機にセンサーを設置して航空機観測を行うなど、後継機開発のための観測体制強化を行う。</p>	313

(20)	農業健康・環境影響対策費(平成19年度)	144 (122)	117 (68)	116 (70)	109	-	・無人ヘリ散布農薬による人への健康影響や農薬による生物多様性への影響を評価・管理する手法を開発するための調査等を実施	137
(21)	大気汚染物質による曝露影響研究費(平成23年度組替)	293 (283)	269 (259)	290 (278)	266	-	<達成手段の概要> ・微小粒子状物質及び光化学オキシダント等の大気汚染物質による疫学調査等の実施 ・環境ナノ粒子等を用いた動物曝露実験や環境ナノ粒子等の性状把握等を行い、生体影響等を明らかにするための検討を実施 <達成手段の目標(26年度)> ・大気汚染物質の曝露と健康影響に関する知見の集積 <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> ・大気汚染物質曝露と健康影響との関連性を明らかにすることを通じ、人の健康の保護等に寄与する。	104
(22)	放射性物質・災害と環境に関する研究(平成23年度)	209 (0)	705 (902)	903 (900)	-	-	放射性物質により汚染された廃棄物等の安全かつ効率的な除染、処理技術・処理システムの確立のための研究及び環境中の多媒体(大気・水・土壌・生物・生態系等)での放射性物質等の実態把握・動態解明等の研究を実施する。 多種多量の災害廃棄物問題や環境中に広がった放射性物質への対策が喫緊の課題となっており、わが国で経験・知見のないこれらの課題を解決するために必要な科学的知見を提供することにより安全・安心な地域社会を取り戻し復興を図る。	復興庁224
施策の予算額・執行額		13,640 (11,901)	15,908 (12,340)	12,676 (11,741)	12,957	施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)		



平成26年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(環境省26-42)

別紙1

施策名	目標9-4 環境情報の整備と提供・広報の充実				担当部局名	総合環境政策局環境計画課 大臣官房会計課 大臣官房総務課環境情報室 大臣官房政策評価広報室			作成責任者名 (※記入は任意)			
施策の概要	環境保全施策を科学的、総合的に推進するため、環境問題に係る情報を体系的に整備し利用を図るとともに、様々なニーズに対応した情報を整備し、各主体への正確かつ適切な提供に努める。また、地球環境問題から身近な環境問題までの現状と取組について、各種媒体を通じた広報活動を行う。				政策体系上の位置付け	9. 環境政策の基盤整備						
達成すべき目標	環境情報を体系的に整備するとともに、国民等への提供を行い、環境行政の各種施策を推進する基盤とする。				目標設定の考え方・根拠	第四次環境基本計画			政策評価実施予定時期	平成26年6月		
測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値 年度ごとの実績値						測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	
	基準年度	目標年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度			
1 環境の問題に関する情報への満足度	15%	24年度	30%	28年度	-	20%	24%	27%	30%	-	-	平成21年3月に定められた「環境情報戦略(中央環境審議会の答申を踏まえた第三次環境基本計画(平成18年閣議決定)に基づき平成21年に策定)」では、当面優先して取り組む施策の柱の一つとして「利用者のニーズに応じた情報の提供」を掲げているところ、これに関連する指標として、左記の指標が第四次環境基本計画(総合的環境指標iii)d))に定められているため。
測定指標	目標		目標年度		測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠							
2 研修実施回数	研修計画書に基づく研修の実施		26年度		毎年度、環境調査研修所研修規則第二条に基づき研修計画書を策定しており、これに基づき環境行政に携わる体系的かつ専門的な人材の養成を目的とした研修を国や地方公共団体職員等に対して実施しているため。							
達成手段(開始年度)	予算額計(執行額)			当初予算額	関連する指標	達成手段の概要等					平成26年 行政事業レビュー 事業番号	
	23年度	24年度	25年度	26年度								
(1) 環境統計・環境情報の総合的な整備推進費(平成22年度)	14百万円 (14百万円)	11百万円 (10百万円)	11百万円 (10百万円)	10百万円	1	公的統計の整備に関する基本的な計画(平成26年3月25日閣議決定)に基づき、経済活動と環境負荷との間の関係性を定量的に明らかにすること等を目的として、環境分野分析用産業連関表を作成し、平成27年度以降に公表する。 また、環境情報戦略(平成21年策定)の基本的方針の実現に向けて、環境情報の標準的なフォーマットを整備する。					297	
(2) 環境調査研修所(昭和48年度)	106百万円 (99百万円)	80百万円 (69百万円)	85百万円 (78百万円)	86百万円	2	環境行政の動向及び前年度に実施された研修の評価等を踏まえて研修計画を策定し、これに基づいて国や地方公共団体職員等に対する研修を実施することにより、その能力の開発、資質の向上を図り、環境行政の基盤の強化に資する。					318	
(3) 情報基盤の強化対策費(平成7年度)	1,300百万円 (1,228百万円)	1,593百万円 (1,340百万円)	1,061百万円 (1,042百万円)	1,286百万円	-	新たな情報通信技術戦略(平成22年5月11日IT戦略本部決定)を推進するため、利用者本位で透明性が高く安全な行政サービスの提供及び行政内部の業務・システムの最適化を図り、また、情報セキュリティ対策の確保を図る。					314	

(4)	情報基盤の強化対策費(電子入札・開札システム運用支援等) (平成15年度)	88百万円 (56百万円)	38百万円 (29百万円)	60百万円 (30百万円)	44百万円	1	電子入札・開札システム及び資格審査システムのハード及びソフトウェアの賃貸・保守、障害等への回答などの運用支援等を行う。	315
(5)	環境保全普及推進費 (平成2年度)	88百万円 (84百万円)	77百万円 (72百万円)	77百万円 (75百万円)	81百万円	-	環境基本法に基づく「環境の日」を含む6月を環境月間として提唱し、国、都道府県、政令市を中心に国民の間に環境保全についての関心と理解を深め、積極的に活動を行う意欲を高めるための環境保全の普及、啓発に関する行事等を行う。	316
(6)	諸外国における環境法制に共通的に存在する基本問題の収集分析 (平成23年度)	6百万円 (5百万円)	6百万円 (5百万円)	6百万円 (5百万円)	5百万円	-	<達成手段の概要> 環境法制に共通的に存在する基本的な諸原則や重要な論点、課題等に関し、諸外国における最新の知見や動向を把握するとともに、今後の我が国の環境政策における基本的な枠組の方向性や課題等について分析を行う。 <達成手段の目標(24年度)> 報告書(論文)の累積数 <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 成果物である報告書を蓄積していくことで、環境法制に共通的に存在する論点や課題を体系的に整備し、環境行政の各種施策を推進するための情報を充実させる。	317
施策の予算額・執行額		1,601百万円 (1,486百万円)	1,806百万円 (1,525百万円)	1,301百万円 (1,240百万円)	1,512百万円	施策に関係する内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)		